

令和 6年 6月 11日

第 資 号
令和 - 6.6.17 受付
石川県資源循環推進課

届出者 住所 〒924-8580 石川県白山市徳丸町670番地
氏名 株式会社トランテックス 取締役社長 森 茂
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076 (274) 2806

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社トランテックス		
保管事業場の所在地	石川県白山市徳丸町670番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	総務人事部 小倉 武史	電話番号	076 (274) 2806
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第 2 面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
⑬ 13-01	蛍光灯安定器	不明	不明	不明	不明		25台	78.75kg	高濃度			R 5. 04. 20	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	R 5. 06. 08	

(第 3 面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社トランテックス			
所在事業場の所在地	石川県白山市徳丸町670番地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	総務人事部 中島 誠			電話番号 076 (274) 2806
所在の場所	事業場の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

（第5面）

- 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入する

こと。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。

17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

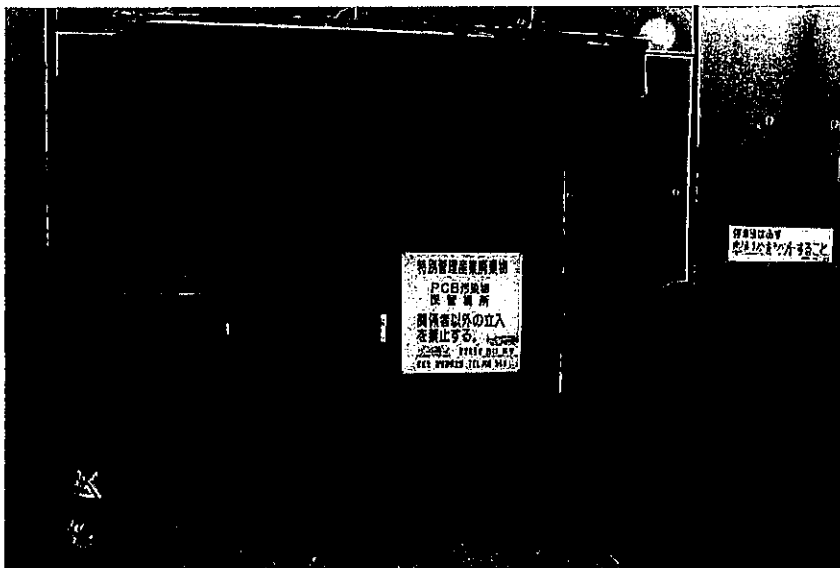
交付年月日	2023年4月20日	交付番号	60000120526	整理番号		交付担当者	氏名	+
事業者 (排出者)	氏名又は名称 株式会社トランテックス	事業場 (排出事業場)	名称 株式会社トランテックス					
	住所 〒924-8580 電話番号 076-274-2806 石川県白山市津波丸町70番地		所在地 〒924-8580 電話番号 076-274-2806 石川県白山市津波丸町70番地					
産業廃棄物	種類 PCB等	数量(及び単位)	荷姿 密閉防止型金属容器にて運搬					
	産業廃棄物の名称 PCB廃棄物	有害物質等 PCB等	処分方法 洗浄・分離・分解					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者 (区間1)	氏名又は名称 日本通運株式会社	運搬先の 事業場	名称 日本通運(株)石川西支店 国際物流事業部 倉庫地味運搬					
	住所 〒101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地	☐ 処分施設 ☒ 積替保管	所在地 〒920-0011 電話番号 076-235-5915 石川県金沢市湊3丁目5番地2					
運搬受託者 (区間2)	氏名又は名称 日本通運株式会社	運搬先の 事業場	名称 日本通運株式会社 物流センター					
	住所 〒101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地	☐ 処分施設 ☐ 積替保管	所在地 〒920-0001 電話番号 076-251-3366 石川県金沢市高岡町5-1-1					
運搬受託者 (区間3)	氏名又は名称 日本通運株式会社	運搬先の 事業場	名称 日本通運株式会社 倉庫部					
	住所 〒151-0051 電話番号 03-5357-7398 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目3番8号	☐ 処分施設 ☐ 積替保管	所在地 〒050-0081 電話番号 0143-44-5437 北海道室蘭市田の出町1丁目					
運搬受託者 (区間4)	氏名又は名称 日本通運株式会社	運搬先の 事業場	名称 出張所・新潟中央倉庫 北海道PCB処理事業所					
	住所 〒101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地	☒ 処分施設 ☐ 積替保管	所在地 〒050-0027 電話番号 0143-22-7037 北海道室蘭市仲町14番地7	Y				
処分受託者	氏名又は名称 中環貯蔵・環境安全事業株式会社	積替え 又は保管	名称					
	住所 〒105-0014 電話番号 03-5765-1911 東京都港区芝一丁目7番17号		所在地 〒	電話番号				
運搬の受託 (区間1)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬 終了年月日	2023年4月20日	有価物拾集量	数量(及び単位)		
運搬の受託 (区間2)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬 終了年月日	2023年4月21日	有価物拾集量	数量(及び単位)		
運搬の受託 (区間3)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬 終了年月日	2023年4月21日	有価物拾集量	数量(及び単位)		
運搬の受託 (区間4)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬 終了年月日	2023年4月21日	有価物拾集量	数量(及び単位)		
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	(受領欄)	処分 終了年月日	2023年6月8日	最終処分 終了年月日	2023年6月3日		
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号) マテック(第00140016404号) 5.6.12 株式会社C&R(第00140085831号) 5.6.12							
備考・通信欄	八戸製錬(株)(第12271003873号) 5.6.13							

中間処理業者 最終処分業者 ↓ 排出事業者 中間処理業者

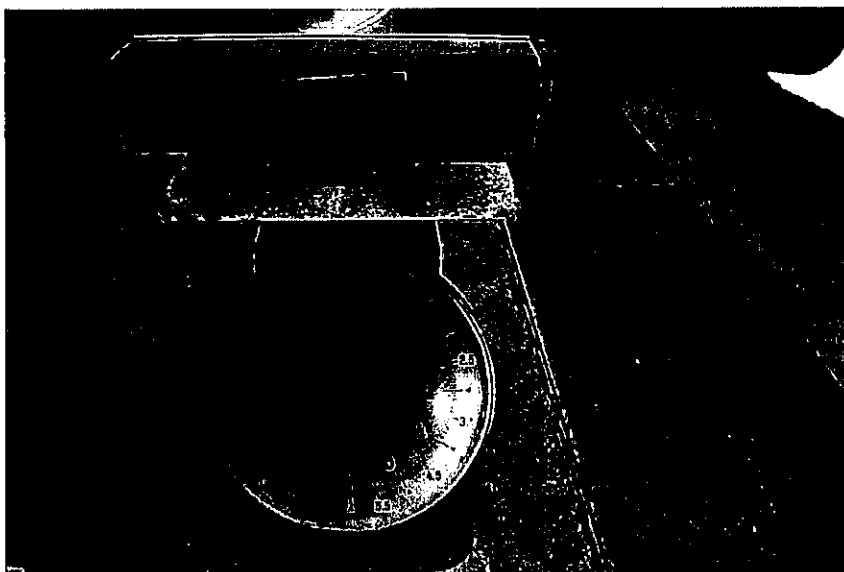
照
合
確
認

年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日

(積替用) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

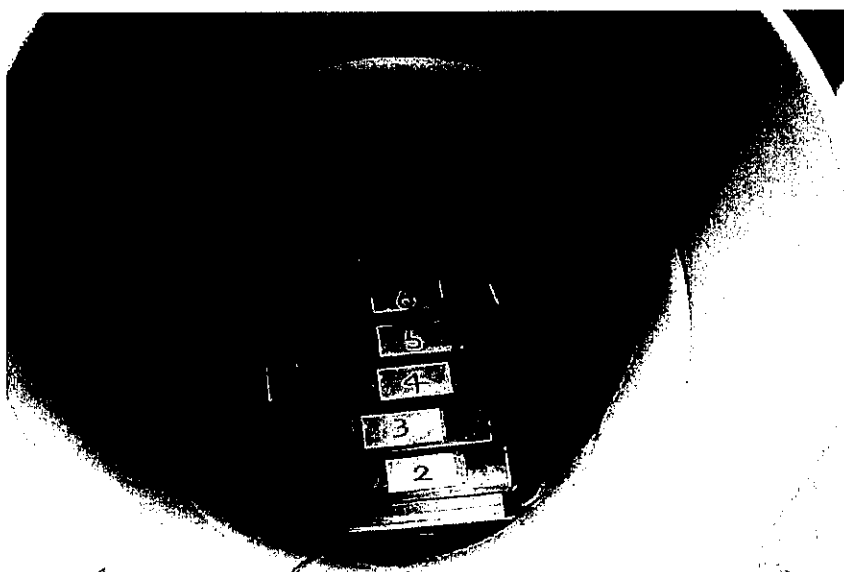


保管場所

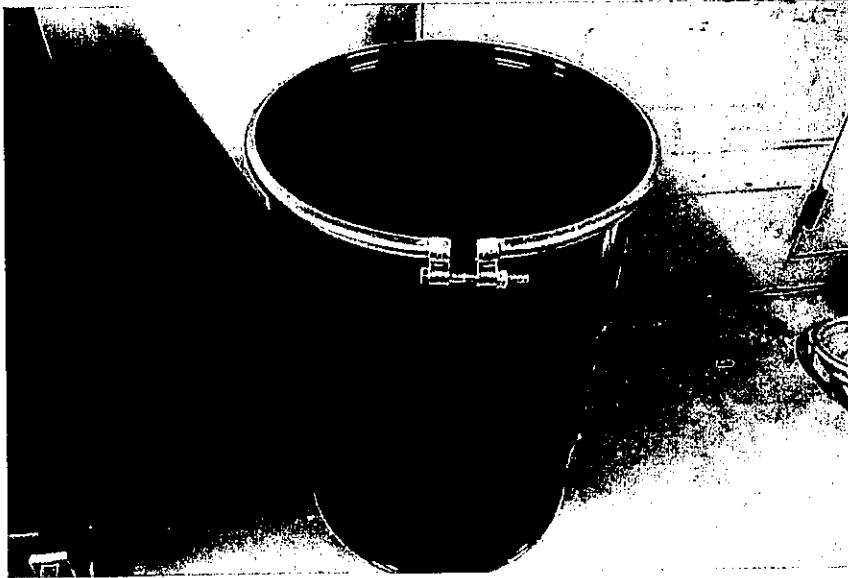


各個体の計量

(全25台同型)



中身



蓋の形状

[illegible]

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事 殿

令和 6 年 8 月 23 日



届出者 7920-2151
住 所 石川県荒屋町と51-5 ✓
氏 名 玉川 光明 ✓
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 090-2035-4188

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	旧 株式会社玉川土建 ✓		
保管事業場の所在地	白山市白山町30番地 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	玉川 光明 ✓	電話番号	090-3293-2410 ✓
保管の場所	同上 ✓		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等の おそれ		
	※ 別紙参照															

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
									-			

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※別紙 第1面の①

(保管中)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造 年月	表示記号 等	台数又は 容器の数				
③ 29-001	変圧器	10 KVA	松下		1972	4033 1964	1	107kg	低	2013. 2.27	新たに発見
④ 29-002	変圧器	200 KVA	松下		1972	3105 0014	1	1140kg	低	2013. 2.27	新たに発見
⑤ 29-003	変圧器	200 KVA	東芝		1971	7001 9803	1	1118kg	低	2013. 2.27	新たに発見
⑥ 29-004	変圧器	300 KVA	松下		1972	3744 0011	1	1660kg	低	2013. 2.27	新たに発見
⑦ 29-005	その他機器 (開閉器)	100 A	弾電機		1971	N.L 0486	1	50kg	低	2013. 2.27	新たに発見
⑧ 29-006	その他機器 (開閉器)	100 A	弾電機		1972	26073	1	78kg	低	2013. 2.27	新たに発見
⑨ 29-007	その他機器 (開閉器)	100 A	弾電機		1971	4120 769	1	76kg	低	2013. 2.27	新たに発見

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 17 日

石川県知事

殿



届出者 住所 石川県金沢市乙丸町無番地
氏名 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社
金沢車両区 区長 安本 俊之
電話番号 080-9705-8182

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 金沢総合車両所				
保管事業場の所在地	石川県白山市新田町289番地 (〒924-0015)				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	車両管理係 助田 浩二			電話番号	080-9705-8182
保管の場所	石川県白山市新田町289番地				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
3092	2022-L-T1 変圧器（トランス）	2430 KVA	日立製作所	TM17	S49 (1974)		2 台	7,640.0 kg	低濃度			R6. 1. 30	エコシステム山陽㈱	R6. 2. 29	マニフェスト ①
3093	2022-L-T2 変圧器（トランス）	2430 KVA	三菱電機	TM17	S49 (1974)		1 台	3,940.0 kg	低濃度			R6. 1. 30	エコシステム山陽㈱	R6. 2. 29	マニフェスト ①
3094	2022-L-T3 変圧器（トランス）	3 KVA	東京変圧器	T	S54 (1979)		2 台	94.0 kg	低濃度			R6. 1. 31	エコシステム山陽㈱	R6. 2. 22	マニフェスト ②
3095	2022-L-T4 変圧器（トランス）	100 VA	三菱電機	TA89	S49 (1974)		4 台	256.0 kg	低濃度			R6. 1. 31	エコシステム山陽㈱	R6. 2. 22	マニフェスト ②
3096	2022-L-C1 コンデンサー（3kg以上）	1650 VA	日本コンデンサ工業	NCB-J55HGPT2	S48 (1973)		8 台	400.0 kg	低濃度			R6. 1. 31	エコシステム山陽㈱	R6. 2. 22	マニフェスト ②
3097	2022-L-C2 コンデンサー（3kg以上）	1650 VA	日本コンデンサ工業	HO1-D35HG3T	S49 (1974)		6 台	120.0 kg	低濃度			R6. 1. 31	エコシステム山陽㈱	R6. 2. 22	マニフェスト ②

3098	2022-L-C3	コンデンサー (3kg以上)	4500 VA	日本コンデンサ工業	NEF-531348A	S48 (1973)	2台	100.0 kg	低濃度			R6.1.31	エコシステム山陽(株)	R6.2.22	マニフェスト ②
3099	2022-L-1	その他PCBを含む油					10缶	1,500.0 kg	低濃度			R6.1.31	エコシステム山陽(株)	R6.2.22	マニフェスト ②
3100	2022-L-2	その他					1缶	50.0 kg	低濃度			R6.1.31	エコシステム山陽(株)	R6.2.22	マニフェスト ②
3101	2023-L-1	その他					6缶	100.0 kg	低濃度			R6.1.31	エコシステム山陽(株)	R6.2.22	マニフェスト ②
3102	2022-L-C3-2	交流フィルター コンデンサー					1台		低濃度			R6.1.31	エコシステム山陽(株)	R6.2.22	マニフェスト ②
3103		その他 (ラック)					2個		低濃度			R6.1.31	エコシステム山陽(株)	R6.2.22	マニフェスト ②

(新規)
 処理により発生したこの事。
 6/7 先方様へ確認済み。

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票 ①

交付年月日	2024 年 1 月 30 日	交付番号	21676426096	整理番号	北-1	交付担当者	氏名 地田 隆博
事業 者 (排出者)	氏名又は名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 車両課			名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢総合車両所			
	住所 〒 920-0031 電話番号 076-254-3027 石川県金沢市広岡3丁目3番77号 JR金沢駅西第一NKビル			所在地 〒 924-0015 電話番号 076-275-2148 石川県白山市新田町289番地			
産業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	3個		有姿
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称		低濃度PCB廃棄物
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	有害物質等		処分方法
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	PCB		焼却
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	水銀使用製品産業廃棄物		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	水銀含有ばいじん等		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	石綿含有産業廃棄物		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不燃物	☐ 7421 廃石綿等	☒ 7411 廃PCB等	特定産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥	☒ 7412 PCB汚染物				
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬 受託者	氏名又は名称 北陸荷物株式会社			名称 エコシステム山陽株式会社			
	住所 〒 920-0356 電話番号 076-268-8981 石川県金沢市専光寺町そ101番地			所在地 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			
処分 受託者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社			名称			
	住所 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 北陸荷物株式会社 山下和之			(受領欄)	運搬 終了年月日	年 月 日	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			(受領欄)	処分 終了年月日	年 月 日	数量(及び単位)
最終処分を 行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

照 合 確 認	B2票	年 月 日
	D 票	年 月 日
	E 票	年 月 日

複製を禁じます
類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) B2票 ①

交付年月日	2024 年 / 月 30 日	交付番号	21676426096	整理番号	北-1	交付担当者	氏名 地田 隆博
事 業 者 (排出者)	氏名又は名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 車両課			名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢総合車両所			
	住所 〒 920-0031 電話番号 076-254-3027 石川県金沢市広岡3丁目3番77号 JR金沢駅西第一NKビル			所在地 〒 924-0015 電話番号 076-275-2148 石川県白山市新田町289番地			
産 業 廃 棄 物	☐ 種類 (普通の産業廃棄物)		☒ 種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位) 荷姿		
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら (有害)	3個 9.9kg 有姿		
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油 (有害)	☐ 7425 廃油 (有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥 (有害)	低濃度PCB廃棄物		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸 (有害)	☐ 7427 廃酸 (有害)	有害物質等 処分方法		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ (有害)	PCB 焼却		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ (有害)	☐ 7429 ばいじん (有害)	備考・通信欄		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物 (有害)	☐ 水銀使用製品産業廃棄物		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	☐ 水銀含有ばいじん等		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不燃物	☐ 7421 廃石棉等	☒ 7411 廃PCB等	☐ 石綿含有産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥	☒ 7412 PCB汚染物	☐ 特定産業廃棄物			
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい (有害)		TM17新注変圧器 3 (2022-L-T1, 2022-L-T2) 車番 16-67			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 北陸荷物株式会社			名称 エコシステム山陽株式会社			
	住所 〒 920-0366 電話番号 076-268-8981 石川県金沢市専光寺町そ101番地			所在地 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			
処分受託者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社			名称			
	住所 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 北陸荷物株式会社			(受領欄) 山F和之	運搬 終了年月日	2024 年 / 月 / 日	数量 (及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) エコシステム山陽株式会社 代表取締役 山田 耕司			(受領欄) 山田 耕司	処分 終了年月日	年 月 日	数量 (及び単位)
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						
照合確認							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							

(直行用)

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

運搬業者 → 排出事業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) D票 ①

交付年月日	2024 年 1 月 30 日	交付番号	21676426096	整理番号	北-1	交付担当者氏名	地田 隆博
事業主 (排出者)	氏名又は名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 車両課			名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢総合車両所			
	住所 〒 920-0031 電話番号 076-254-3027 石川県金沢市広岡3丁目3番77号 JR金沢駅西第一ビル			所在地 〒 924-0015 電話番号 076-275-2148 石川県白山市新田町289番地			
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	3個 9.920 kg		有姿
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称		低濃度PCB廃棄物
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋸さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	有害物質等		処分方法
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	PCB		焼却
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	水銀使用製品産業廃棄物		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	水銀含有ばいじん等		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	石綿含有産業廃棄物		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等	☒ 7411 廃PCB等	特定産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥	☒ 7412 PCB汚染物				
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋸さい(有害)					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 北陸荷物株式会社 住所 〒 920-0366 電話番号 076-268-8981 石川県金沢市専光寺町そ101番地			名称 エコシステム山陽株式会社 所在地 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			
処分委託者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社 住所 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			積替又は保管 名称 所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 北陸荷物株式会社 山田和文			(受領者) 運搬終了年月日 2024 年 1 月 31 日		有価物検査	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) エコシステム山陽(株)代表取締役 山田 耕司			(受領者) 処分終了年月日 6. 2. 29 年 月 日		最終処分 終了年月日 年 月 日	
最終処分 を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

照合確認

年 月 日
年 月 日
年 月 日

処分業者 排出事業者

複製を禁じます
複製品に注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票 ①

交付年月日	2024 年 1 月 30 日	交付番号	21676426096	整理番号	北-1	交付担当者	氏名 地田 隆博
事 業 者 (排 出 者)	氏名又は名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 車両課			名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢総合車両所			
	住所 〒920-0031 電話番号 076-254-3027 石川県金沢市広岡3丁目3番77号 JR金沢駅西第一NKビル			所在地 〒924-0016 電話番号 076-275-2148 石川県白山市新田町289番地			
産 業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	3個 99.20 有容		
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	低濃度PCB廃棄物		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	PCB 焼却		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性産業廃棄物	☐ 7430 13号産業廃棄物(有害)	☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号産業廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	TM17新注変圧器 3 (2022-L-T1、2022-L-T2) 車番 16-67		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等	☒ 7411 廃PCB等			
☐ 1000 動植物性残さ	☐	☐ 7422 指定下水汚泥	☒ 7412 PCB汚染物				
☐ 1100 ゴムくず	☐	☐ 7423 鋳さい(有害)	☐				
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 北陸荷物株式会社			名称 エコシステム山陽株式会社			
	住所 〒920-0366 電話番号 076-268-8981 石川県金沢市専光寺町そ101番地			所在地 〒708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			
処分受託者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社			名称			
	住所 〒708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 北陸荷物株式会社			(受領欄)	運 搬 年月日	2024 年 1 月 31 日	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) エコシステム山陽株式会社 代表取締役 山田 耕司			(受領欄)	処 分 年月日	6. 2. 29 年 月 日	6. 2. 29 年 月 日
最終処分を 行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 最終処分無し						

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

照
合
確
認

年	月	日
年	月	日
年	月	日

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

計量証明書 ①

会社名	金沢総合車両所		
年月日	24/01/31	時刻	09:17
計量回数	266	車番	360002
コード1	1050 座席		
コード2	2020 EJP		
コード3	9002 EJP貸出用		
コード4			
補正A	総重量	22,200 kg	
補正B	空車重量	12,280 kg	
補正C	正味重量	9,920 kg	
運転者名		受入完了印	
山下			

岡山県久米郡美咲町吉ヶ原1125番地
エコシステム山陽株式会社
TEL 0868-62-1340 FAX 0868-62-1345

岡山県登録番号 第2-1031号
主任計量士 菊元康男
設備 電気抵抗式ばかり

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票 ②

交付年月日	2024年1月31日	交付番号	21676426100	整理番号	北-2	交付担当者氏名	地田 隆博
事 業 者 (排出者)	氏名又は名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 車両課			※ (排出事業場)	名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢総合車両所		
	住所 〒 920-0031 電話番号 076-254-3027 石川県金沢市広岡3丁目3番77号 JR金沢駅西第一NKビル				所在地 〒 924-0015 電話番号 076-275-2148 石川県白山市新田町289番地		
産 業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☒ 種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)				42個	有姿	
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス容器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)				産業廃棄物の名称		
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害)				低濃度PCB廃棄物		
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)				有害物質等		
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)				処分方法		
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)				PCB 焼却		
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)				備考・通信欄		
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等				変圧器(2022-L-T3-1)		
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不棄物 ☐ 7421 廃石棉等 ☒ 7411 廃PCB等				水銀使用製品産業廃棄物(2022-L-T3-2)		
☐ 1000 動植物性残さ ☐ ☐ 7422 指定下水汚泥 ☒ 7412 PCB汚染物				水銀含有ばいじん等 コンテナ 8			
☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐				石綿含有産業廃棄物(2022-L-C1-1~)			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☒ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬 受託者	氏名又は名称 北陸荷物株式会社			運搬 先 (処分事業場)	名称 エコシステム山陽株式会社		
	住所 〒 920-0356 電話番号 076-268-8981 石川県金沢市専光寺町そ101番地				所在地 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125		
処分 受託者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社			積 又 は 保 管	名称		
	住所 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125				所在地 〒 電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 北陸荷物株式会社			(受領欄)	運搬 終了年月日	数量(及び単位)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			(受領欄)	処分 終了年月日	最終処分 終了年月日	
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にある場合は委託契約書記載の番号)						
照合確認 B2票 年 月 日 D 票 年 月 日 E 票 年 月 日							

※追記分

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

排出事業者控

複製を禁じます
類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) B2票 ②

交付年月日	2024年1月31日	交付番号	21676426100	整理番号	北-2	交付担当者氏名	地田 隆博
事業 (排出者)	氏名又は名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 車両課			名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢総合車両所			
	住所 〒 920-0031 電話番号 076-254-3027 石川県金沢市広岡3丁目3番77号 JR金沢駅西第一NKビル			所在地 〒 924-0015 電話番号 076-276-2148 石川県白山市新田町289番地			
産業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	42個		有姿
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	3/20kg		産業廃棄物の名称
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	低濃度PCB廃棄物		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等		処分方法
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	PCB		焼却
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)			
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)			
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等	☒ 7411 廃PCB等	変圧器(2022-L-T3-1)		
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 7422 指定下水汚泥	☒ 7412 PCB汚染物	水銀使用製品産業廃棄物(2022-L-T3-2)2				
☐ 1100 ゴムくず	☐ 7423 鋳さい(有害)	水銀含有ばいじん等 コンテナ 8					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のどおり 3-7(新規)2 ☐ 当欄記載のどおり 変圧器(2022-L-T3-2)1						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 持地計器用変圧器4 糸巻線曲ドラム缶10 ☒ 委託契約書記載のどおり (2022-L-T4-1) (2022-L-1) 変圧器(新規)6 ☐ 当欄記載のどおり (2022-L-T4-4) (2023-L-C1)1						
運搬受託者	氏名又は名称 北陸荷物株式会社 車番 34-22 住所 〒 920-0356 電話番号 076-268-8981 石川県金沢市専光寺町そ101番地			名称 エコシステム山陽株式会社 汚染物ドラム缶1 所在地 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			
処分受託者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社 住所 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			名称 所在地 〒			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 北陸荷物株式会社 大市 明			(受領欄)		運搬 終了年月日 2024年2月1日	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) エコシステム山陽(株)代表取締役 山田 耕司			(受領欄)		処分 終了年月日 年月日	最終処分 終了年月日 年月日
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						

(直行用)

発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会

照
合
確
認

年 月 日
年 月 日
年 月 日

複製を禁じます
類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) D票 ②

交付年月日	2024年1月31日	交付番号	21676426100	整理番号	北-2	交付担当者氏名	地田 隆博
事 業 者 (排出者)	氏名又は名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 車両課			名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢総合車両所			
	住所 〒 920-0031 電話番号 076-264-3027 石川県金沢市広岡3丁目3番77号 JR金沢駅西第一NKビル			所在地 〒 924-0015 電話番号 076-276-2148 石川県白山市新田町289番地			
産 業 廃 棄 物	種類(普通の産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	42個		有姿
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	3.120kg		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鉱さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	低濃度PCB廃棄物		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等		処分方法
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	PCB		焼却
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	変圧器(2022-L-T3-1)		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等	☒ 7411 廃PCB等	水銀使用製品産業廃棄物(2022-L-T3-2)		
☐ 1000 動植物性残さ	☐	☐ 7422 指定下水汚泥	☒ 7412 PCB汚染物	水銀含有ばいじん等 コンテナ 8			
☐ 1100 ゴムくず	☐	☐ 7423 鉱さい(有害)	☐	石綿含有産業廃棄物(2022-L-C1-1a)			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☒ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 接合部用変圧器4 系統制御用変圧器10 金トラム全(新規)6 ☒ 委託契約書記載のとおり (2022-L-TA-1a) (2022-L-1) (2022-L-TA-4) ☐ 当欄記載のとおり						
運搬委託者	氏名又は名称 北陸荷物株式会社 車番 34-22			名称 エコシステム山陽株式会社 (2022-L-2)			
	住所 〒 920-0366 電話番号 076-268-8981 石川県金沢市専光寺町そ10-1番地			所在地 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			
処分委託者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社			名称			
	住所 〒 708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			所在地 〒			
運搬の委託	(受託者の氏名又は名称) 北陸荷物株式会社			(受領欄)	運搬 終了年月日	数量(及び単位)	
処分委託	(受託者の氏名又は名称) エコシステム山陽株式会社 代表取締役 山田 耕司			(受領欄)	処分 終了年月日	最終処分 終了年月日	
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

照合確認

年 月 日
年 月 日
年 月 日

複製を禁じます
類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票 ②

交付年月日	2024年1月31日	交付番号	21676426100	整理番号	北-2	交付担当者氏名	池田 隆博
事業者 (排出者)	氏名又は名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 車両課			名称 西日本旅客鉄道株式会社 金沢総合車両所			
	住所 〒920-0031 電話番号 076-264-3027 石川県金沢市広岡3丁目3番7号 JR金沢駅西第一NKビル			所在地 〒924-0015 電話番号 076-276-2148 石川県白山市新田町289番地			
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	42個		有姿
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	低濃度PCB廃棄物		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等		処分方法
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	PCB		焼却
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	変圧器(2022-L-T3-1)		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	水銀使用製品産業廃棄物(2022-L-T3-2)		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等	☒ 7411 廃PCB等	水銀含有ばいじん等 コンテンヤ 8		
☐ 1000 動植物性残さ	☐	☐ 7422 指定下水汚泥	☒ 7412 PCB汚染物	石綿含有産業廃棄物(2022-L-C1-1)			
☐ 1100 ゴムくず	☐	☐ 7423 鋳さい(有害)	☐	特定産業廃棄物(2022-L-C1-8)			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり 3-7(新規) 2 ☐ 当欄記載のとおり 変圧器(2022-L-C3-2)						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 梅地計器用変圧器4 糸糸線路トンネル10 ☒ 委託契約書記載のとおり (2022-L-T4-1) (2022-L-1) ☐ 当欄記載のとおり (2022-L-T4-4) 変圧器(2022-L-C3-1) 1 11 (2023-L-C1) 1						
運搬受託者	氏名又は名称 北陸荷物株式会社 車番 34-22 住所 〒923-0356 電話番号 076-268-8981 石川県金沢市専光寺町そ101番地			名称 エコシステム山陽株式会社 汚染物ドラム缶1 所在地 〒708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			
処分受託者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社 住所 〒708-1523 電話番号 0868-62-1346 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			氏名又は名称 住所 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 北陸荷物株式会社			(受領欄)	受領年月日 2024年2月 日	数量(及び単位)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) エコシステム山陽 代表取締役 山田 耕司			(受領欄)	受領年月日 6.2.20 年 月 日	数量(及び単位)	6.2.22 年 月 日
最終処分を 行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 公益財団法人 岡山県環境保全事業団水島処分場 住所: 岡山県倉敷市水島川崎通1-18 電話番号: 086-440-0666 発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

照合確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

計量証明書

会社名	JR西日本		
年月日	24/02/01	時刻	10:08
計量回数	17	車番	360002
コード1	1050 産廃		
コード2	2020 EJP		
コード3	3002 EJP貸出用		
コード4			
補正A	総重量	8,350 kg	
補正B	空車重量	6,680 kg	
補正C	正味重量	1,670 kg	
運転者名		受入完了印	
大西 明			

岡山県久米郡美咲町吉ヶ原1125番地
エコシステム山陽株式会社
TEL 0868-62-1346 FAX 0868-62-1245

岡山県登録番号 第2-1031号
主任計量士 菊元 康明
設備 電気抵抗線式ばかり

計量証明書

会社名	JR西日本		
年月日	24/02/01	時刻	10:30
計量回数	25	車番	360002
コード1	1050 産廃		
コード2	2020 EJP		
コード3	3002 EJP貸出用		
コード4			
補正A	総重量	6,680 kg	
補正B	空車重量	5,220 kg	
補正C	正味重量	1,460 kg	
運転者名		受入完了印	
大西 明			

岡山県久米郡美咲町吉ヶ原1125番地
エコシステム山陽株式会社
TEL 0868-62-1346 FAX 0868-62-1345

岡山県登録番号 第2-1031号
主任計量士 菊元 康明
設備 電気抵抗線式ばかり

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 10 日

石川県知事

殿



届出者

住所 〒399-0397 富山県高岡市内島3550

氏名 北陸コカ・コーラボトリング㈱ 代表取締役社長 井辻 秀剛
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0766-31-1115

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 3 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 石川マーケットサービスセンター		
保管事業場の所在地	〒924 - 0855 石川県白山市水島町480		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	総務人事部長 中西 克也	電話番号	0766-31-1115
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
③ 28-001	その他（高圧油入開閉器）		その他（弾電機製作所）	Dan S-6	1970・4	S0532		1 台	73.0 kg	低濃度	なし	囲い有り、掲示有	分別	なし		
④ 28-002	その他（高圧油入開閉器）		その他（弾電機製作所）	Dan S-6	1970・4	S0533		1 台	73.0 kg	低濃度	なし	囲い有り、掲示有	分別	なし		
⑤ 28-003	その他（高圧油入開閉器）		その他（弾電機製作所）	Dan S-6	1971・12	S0534		1 台	73.0 kg	低濃度	なし	囲い有り、掲示有	分別	なし		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
⑥ 28-004	その他（高圧油入開閉器）		その他（弾電機製作所）	Dan S-6	1970・4	S0535		1 台	73.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし		
⑦ 28-005	その他（高圧油入開閉器）		その他（大垣電機）	ODS-HS2	1970・3	No4472		1 台	73.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし		
⑧ 28-006	コンデンサー（3kg以上）	100 KVA	東京芝浦電気株式会社	BRTR-A6J1R	1977・11	77509732		1 台	47.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし		
⑨ 28-007	コンデンサー（3kg以上）	100 KVA	東京芝浦電気株式会社	BRTR-A6J1R1	1979・3	79501975		1 台	45.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし		
⑩ 28-008	コンデンサー（3kg以上）	150 KVA	日本コンデンサ工業株式会社	AF662151KB1	1987・8	V7AZ001		1 台	41.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし		
⑪ 28-009	変圧器（トランス）	7.5 KVA	北陸電気製造株式会社	内鉄式QK	1968・7	3008852		1 台	113.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし		
⑮ 30-001	その他電気機械器具（遮断機）	200A	日新電機	DH-121	1970	000042		1 台	100.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし		
⑯ 30-002	その他電気機械器具（遮断機）	200A	日新電機	DH-22	1969	905674		1 台	~~100.0~~ 160 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 27 日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 富山県富山市牛島町15番1号
氏 名 北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市荒屋町と8番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当（電力保安担当） 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
34-020	ウエス							1 缶	30.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 揭示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物0.01kg+容器30kg

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

※処分委託年月日より後の日付となっている為、
↓①システム上はR5.6.22で登録。

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
190 17-010-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							45,720 kg	低濃度	R5.7.3	新たに保管	PCB濃度0.6mg/kg 17-010より50,800L抜油 2023年度内処分

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業 者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物 の種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
190 17-010-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							45,720 kg	低濃度			R5.6.22	(株)富山環境 整備	R5.7.9 R5.7.29 R5.7.11 R5.7.16	スニフストNo. 15237092290 15237092302 15237092313 15237092335 (重量合計: 45,720kg)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所			
所在事業場の所在地	石川県白山市荒屋町と8番1			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号 076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
⑬ 17-010	変圧器(トランス)	200,000 KVA	明電舎	FBORS DL	S49.10 (1974)	1B8134T1			1 台	272,000 kg	低濃度	PCB濃度0.6mg/kg 2004.2/17中部経産支局長届出 課電洗浄により50,800L抜油 2023.10 課電洗浄完了 残プッシング 2024.1 変更届出
④⑤ 21-009	変圧器(トランス)	500 KVA	北陸電機製造		S49.09 (1974)	742385T1-1			1 台	1,910 kg	低濃度	PCB濃度3.3mg/kg 2009.10.1中部近畿産業保安監督部長届出
④⑥ 21-010	変圧器(トランス)	500 KVA	北陸電機製造		S49.09 (1974)	742385T1-2			1 台	1,910 kg	低濃度	PCB濃度3.3mg/kg 2009.10.1中部近畿産業保安監督部長届出
④⑦ 21-011	変圧器(トランス)	500 KVA	北陸電機製造		S52.07 (1977)	7714064			1 台	16,700 kg	低濃度	PCB濃度1.1mg/kg 2009.10.1中部近畿産業保安監督部長届出
④⑧ 21-012	変圧器(トランス)	500 KVA	北陸電機製造		S50.04 (1975)	7512544			1 台	16,700 kg	低濃度	PCB濃度6.2mg/kg 2009.10.1中部近畿産業保安監督部長届出

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

189

34-020

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市荒屋町と8番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
34-020	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
34-020	ウエス							0.01 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 34-020に保管
34-020-51	ウエス							21.9 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 34-020に保管
34-020-52	ウエス							-4.95 kg	不明	移替	PCB濃度不明 35-011(北金沢)に移替
34-020-53	ウエス							-16.9 kg	不明	移替	PCB濃度不明 35-018(北金沢)に移替

合計 30.0 kg



a 1 5 2 3 7 0 9 2 2 9 0 a

マニフェスト番号	15237092290	登録の状態	確定情報	引渡日	2023/07/03	引渡し担当者	中野 帆乃香		
		連絡番号1	076-223-3462	連絡番号2		連絡番号3			
排出事業者	氏名又は名称	北陸電力送配電株式会社		名称	南金沢変電所(石川支社 金沢電力部設備管理課(変電))				
	住所	〒930-8687 富山県富山市牛島町15-1		所在地	〒920-2151 石川県白山市荒屋町と35番地の1				
	電話番号	076-441-2512	加入者番号	1234417	電話番号	076-223-3191			
産業廃棄物	種類	7411001 廃PCB等・PCB汚染物		数量	14000.000 リットル		確定数量	12460.000 kg	
	(大分類名称 特定有害産業廃棄物)			廃棄その他				数量の確定者 処分業者	
	有害物質	08 PCB							
中間処理 産業廃棄物	放射性物質対象外								
	廃棄物の名称	絶縁油							
	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)								
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり								
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称	日本海環境サービス株式会社		名称	株式会社富山環境整備				
	住所	〒930-0848 富山県富山市久方町2番54号		所在地	〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3				
	電話番号	076-444-6800	加入者番号	2011814	許可番号	000302			
	備考			運搬方法	車両	車両番号(排出)	富山 800 は 16-47		
				運搬量	12460.000 kg		運搬担当者	松田 訓	
処分業者	氏名又は名称	株式会社富山環境整備		名称	株式会社富山環境整備				
	住所	〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3		所在地	〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3				
	電話番号	076-469-5356	加入者番号	3001433	許可番号	006802			
	備考			報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	2023/07/03	廃棄物受領日	2023/07/03
				処分担当者	石田 敦史				
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号])	〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206番(株式会社 富山環境整備)							
				受入量	12460.000 kg		最終処分終了日	2023/07/09	
備考1									
備考2									
備考3									
備考4									
備考5									



a 1 5 2 3 7 0 9 2 3 0 2 a

マニフェスト番号	15237092302	登録の状態	確定情報	引渡し日	2023/07/04	引渡し担当者	中野 帆乃香
		連絡番号1	076-223-3462	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417	排出事業場	名称 南金沢変電所(石川支社 金沢電力部設備管理課(変電)) 所在地 〒 920-2151 石川県白山市荒屋町と35番地の1 電話番号 076-223-3191				
産業廃棄物	種類 7411001 廃PCB等・PCB汚染物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 絶縁油	数量	14000.000 リットル 廃棄その他	確定数量	12480.000 kg	数量の確定者	処分業者
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社 住所 〒 930-0848 富山県富山市久方町2番54号 電話番号 076-444-6800 加入者番号 2011814 許可番号 000302	運搬先の事業場	名称 株式会社富山環境整備 所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356				
備考		運搬方法	車両	車両番号(排出)	富山 800 は 16-73	運搬量	12480.000 kg
			有価物拾集量			運搬担当者	柏 靖仁
						運搬終了日	2023/07/04
処分業者	氏名又は名称 株式会社富山環境整備 住所 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356 加入者番号 3001433 許可番号 006802	処分事業場	名称 株式会社富山環境整備 所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356	処分方法	焼却	報告区分	処分(中間)・最終
						処分終了日	2023/07/26
						廃棄物受領日	2023/07/04
備考						処分担当者	石田 敦史
						受入量	12480.000 kg
						最終処分終了日	2023/07/29
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206筆(株式会社 富山環境整備)						
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							



a 1 5 2 3 7 0 9 2 3 1 3 a

マニフェスト番号	15237092313	登録の状態	確定情報	引渡し日	2023/07/05	引渡し担当者	中野 帆乃香
		連絡番号1	076-223-3462	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417	排出事業場	名称 南金沢変電所(石川支社 金沢電力部設備管理課(変電)) 所在地 〒 920-2151 石川県白山市荒屋町と35番地の1 電話番号 076-223-3191				
産業廃棄物	種類 7411001 廃PCB等・PCB汚染物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 絶縁油	数量	14000.000 リットル	確定数量	12290.000 kg	数量の確定者	処分業者
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社 住所 〒 930-0848 富山県富山市久方町2番54号 電話番号 076-444-6800 加入者番号 2011814 許可番号 000302	運搬先の事業場	名称 株式会社富山環境整備 所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356				
備考		運搬方法	車両	車両番号(排他)	富山 800 は 16-47	運搬量	12290.000 kg
						運搬担当者	赤井 和之
						運搬終了日	2023/07/05
処分業者	氏名又は名称 株式会社富山環境整備 住所 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356 加入者番号 3001433 許可番号 006802	処分事業場	名称 株式会社富山環境整備 所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356				
		報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	2023/07/09	廃棄物受領日	2023/07/05
備考						処分担当者	石田 敦史
						廃棄物受入量	12290.000 kg
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206筆(株式会社 富山環境整備)					最終処分終了日	2023/07/11
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							



a 1 5 2 3 7 0 9 2 3 3 5 a

マニフェスト番号	15237092335	登録の状況	確定情報	引渡し日	2023/07/08	引渡し担当者	中野 帆乃香
		連絡番号1	076-223-3462	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社	住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1	排出事業場	名称 南金沢変電所(石川支社 金沢電力部設備管理課(変電))	所在地 〒 920-2151 石川県白山市荒屋町と35番地の1	電話番号 076-223-3191	
産業廃棄物	種類 7411001 廃PCB等・PCB汚染物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 絶縁油	数量 9700.000 リットル 荷姿 その他	確定数量 8490.000 kg	数量の確定者 処分業者			
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間I	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社	住所 〒 930-0848 富山県富山市久方町2番54号	運搬先の事業場	名称 株式会社富山環境整備	所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3	電話番号 076-469-5356	
備考	電話番号 076-444-6800 加入者番号 2011814 許可番号 000302	運搬方法	車両	車両番号(排出)	富山 800 は 16-47	運搬量	8490.000 kg
						有価物拾集量	
						運搬担当者	柏 靖仁
						運搬終了日	2023/07/08
処分業者	氏名又は名称 株式会社富山環境整備	住所 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3	処分事業場	名称 株式会社富山環境整備	所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3	電話番号 076-469-5356	処分方法 焼却
	電話番号 076-469-5356 加入者番号 3001433 許可番号 006802	報告区分	処分(中間)最終	処分終了日	2023/07/14	廃棄物受領日	2023/07/08
備考					処分担当者	石田 敦史	
					受入量	8490.000 kg	
					最終処分終了日	2023/07/16	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206筆(株式会社 富山環境整備)						
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 4 月 1 日

石川県知事

殿



届出者

住所 石川県白山市三浦町255番地1

氏名 白山野々市広域事務組合 組合長 田村 敏和
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-276-3374

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	松任衛生センター						
保管事業場の所在地	石川県白山市倉部町243番地						
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	環境保全対策課 技師 西田 洋好					電話番号	076-276-3374
保管の場所	事業場の所在地と同じ						

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処理業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等		台数又 は 容器の 数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の 別	漏れ等 のおそれ		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
5-001	変圧器（トランス）	300 KVA	三菱電機（株）	A165070	S54		1台	1,365.0 kg	低濃度			R5. 6. 22	群桐エココ（株）	R5. 9. 9	
5-002	変圧器（トランス）	10 KVA	北陸電機製造（株）	653773	S49		1台	92.0 kg	低濃度			R5. 6. 22	群桐エココ（株）	R5. 9. 9	
5-003	コンデンサー（3kg以上）	100 KVA	（株）東芝	73518179	S48		1台	51.0 kg	低濃度			R5. 6. 22	群桐エココ（株）	R5. 9. 9	

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (事業系マニフェスト) E票

(直行用)

交付年月日	2023年5月5日	交付番号	74058963425	整理番号		交付担当者氏名	西田 洋輔	
事業者 (排出者)	氏名又は名称 白山野々市広域事務組合			事業 (排出事業場)	名称 松任衛生センター解体工事に伴う「変圧器」処分工事			
	住所 〒 924-0815 電話番号 076-274-9685 石川県白山市三浦町255番地1				所在地 〒 924-0007 電話番号 石川県白山市倉部町243番地			
産業廃棄物	☐ 種類 (普通の産業廃棄物)			☒ 種類 (特別管理産業廃棄物)			数量 (及び単位) (計)	荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら (有害)	1130 kg		バラ	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス、陶磁器 (イ)	☐ 7010 引火性廃油 (有害)	☐ 7425 廃油 (有害)				
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥 (有害)				
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸 (有害)	☐ 7427 廃酸 (有害)				
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ (有害)				
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ (有害)	☐ 7429 ばいじん (有害)				
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物 (有害)				
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等				
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等					
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥						
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい (有害)						
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)							
	☐ 帳簿記載のとおり							
	☒ 当欄記載のとおり							
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						000032 1-1-1 2基 1基	
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社エヌアール			運搬先 (処分事業場)	名称 群桐エコー株式会社			
	住所 〒 243-0801 電話番号 046-204-2301 神奈川県厚木市上依知1260-1				所在地 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町600番26、27			
処分受託者	氏名又は名称 群桐エコー株式会社			積替又は保管	名称			
	住所 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町600番26				所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社エヌアール (運搬担当者の氏名) 島柳 晴香			(受領欄)	運搬 終了年月日	2023年5月5日	数量 (及び単位)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 群桐エコー株式会社 (処分担当者の氏名) 島柳 晴香			(受領欄)	処分 終了年月日	2023年9月9日	数量 (及び単位)	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 群桐エコー株式会社 TEL (0276) 55-0500 FAX 0276-775550 コミュニケーションズ			照合確認 年 月 日 年 月 日 年 月 日				

中間処理業者 / 最終処分業者 / 排出事業者 / 中間処理業者

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 5 月 23 日

石川県知事 殿



届出者 住所 石川県白山市湊町己8-6
氏名 高級鋳鋼株式会社
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-278-4710



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	高級鋳鋼株式会社		
保管事業場の所在地	石川県白山市湊町己8-6		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 浜上 久益	電話番号	076-278-4710
保管の場所	工場内電気室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当り 重量×台 数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
① 18-1	低PCB (高圧トランス)	10KVA	北陸電気製造		1967. 3	1008302	2024. 8	1個		低濃度	容器有	有	有	無		PCB2. 5mg/kg
②	3相変圧器	600KVA	北陸電気製造		1967.		2024. 8	1個		低濃度	密封式	有	有	無		PCB8. 2mg/kg
③	限流リクトル	150KVA	北陸電気製造		1967.		2024. 8	1個		低濃度	密封式	有	有	無		PCB23mg/kg

(第1面)

令和 6 年 4 月 30 日

殿



住所

T920-2327

石川県白山市市原卜90番地

氏 名

有限会社 木村製材 代表取締役 木村 公一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-255-5316

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 木村製材		
保管事業場の所在地	石川県白山市市原ト90番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 木村 公一	電話番号	076-255-5316
保管の場所	石川県白山市市原ト90番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	有限会社 木村製材		
所在事業場の所在地	石川県白山市市原ト90番地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 木村 公一	電話番号	076-255-5316
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		
① 3-001	変圧器 (トランス)	30 KVA	東芝	内鉄式 PS-6 6DP30K11	S44.5 (1969)	その他			1 台	169 kg	低濃度	PCB濃度 99mg/kg
② 3-002	変圧器 (トランス)	3 KVA	東芝	内鉄式 PS-6 6DP30K11	S48.11 (1973)	その他			1 台	55 kg	低濃度	PCB濃度 7.5mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2024 年 5 月 14 日

石川県知事

殿



屈出者

住所 〒920-8711 石川県金沢市示野町イ 6

氏 名 ホクショー株式会社^Y 代表取締役社長 北村 宜大
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-267-3111

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	ホクショー株式会社 白山工場		
保管事業場の所在地	〒924-0004 石川県白山市旭丘3-17		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	総務課係長 山川 達也	電話番号	076-275-7711
保管の場所	白山第1工場電気室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	ホクショー株式会社 白山工場		
所在事業場の所在地	〒924-0004 石川県白山市旭丘3-17		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	総務課係長 山川 達也	電話番号	076-275-7711
所在の場所	白山第1工場電気室		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
① 5-001	変圧器 (トランス)	50 KVA	三菱電機 株式会社	SF形1種	1987年	不燃性 (合成) 絶縁油	未定	今後計画	1 台	195.0 kg	低濃度	令和5年11月に 検査しPCB含有 判明
② 5-002	変圧器 (トランス)	300 KVA	三菱電機 株式会社	RA-T	1987年	不燃性 (合成) 絶縁油	未定	今後計画	1 台	795.0 kg	低濃度	令和5年12月に 検査しPCB含有 判明

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

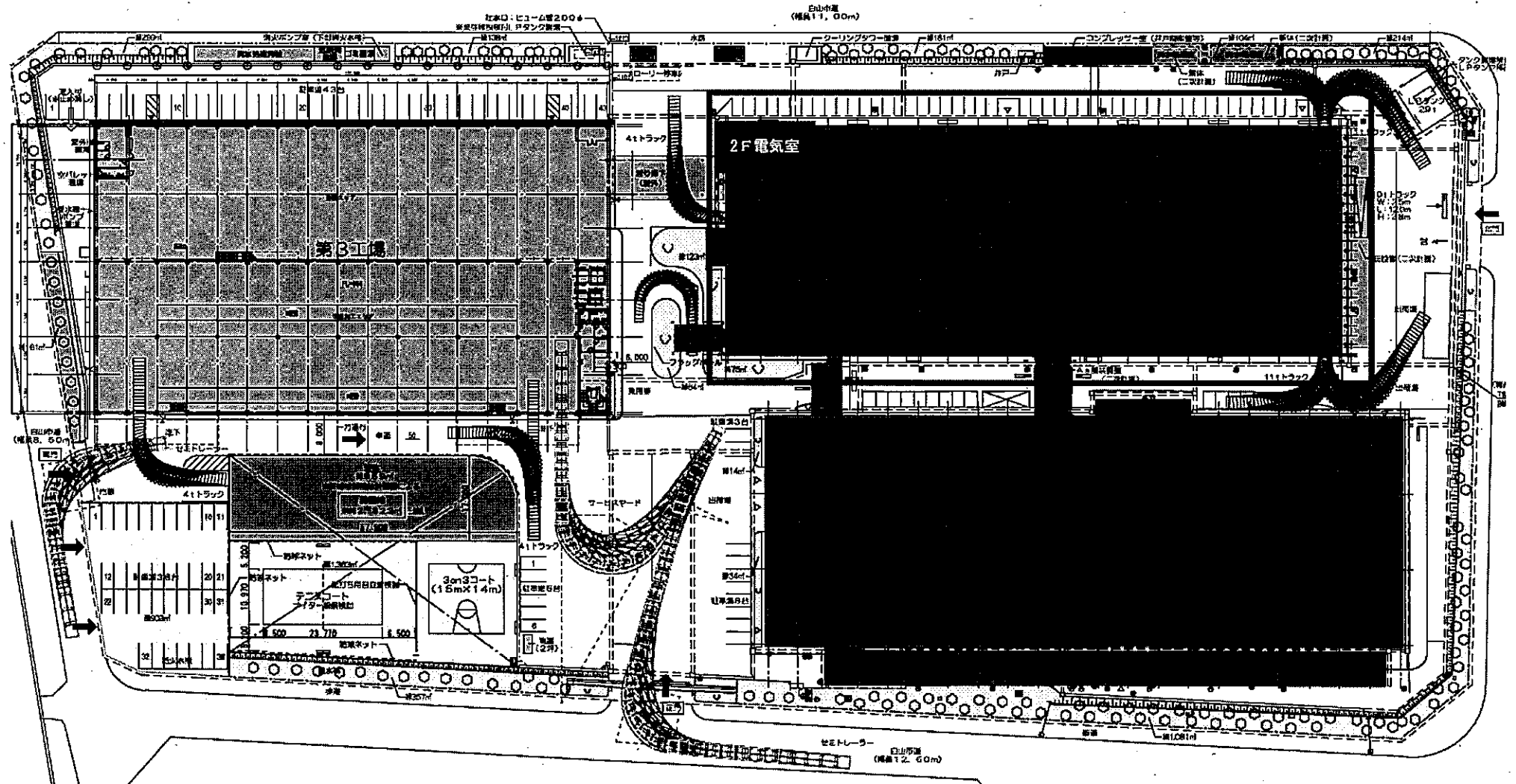
番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

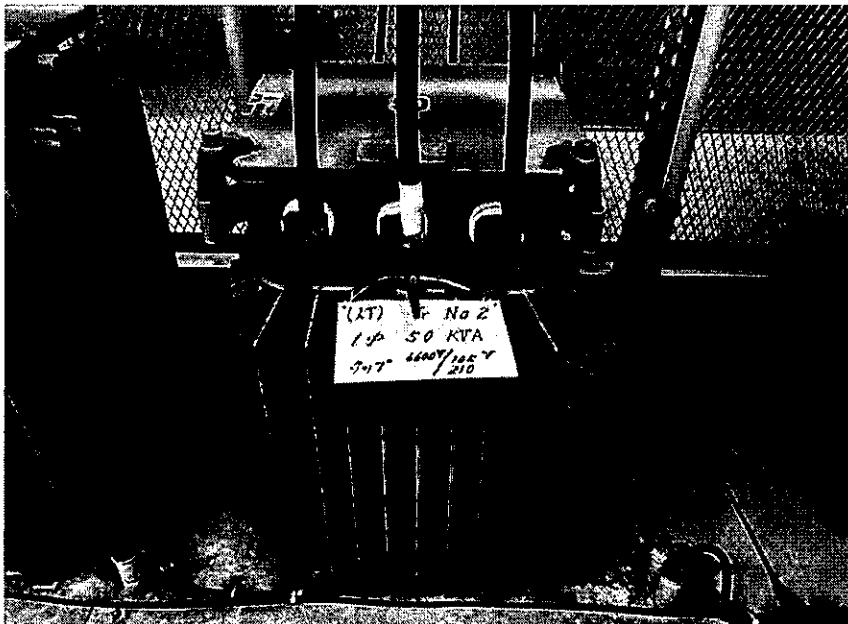
- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

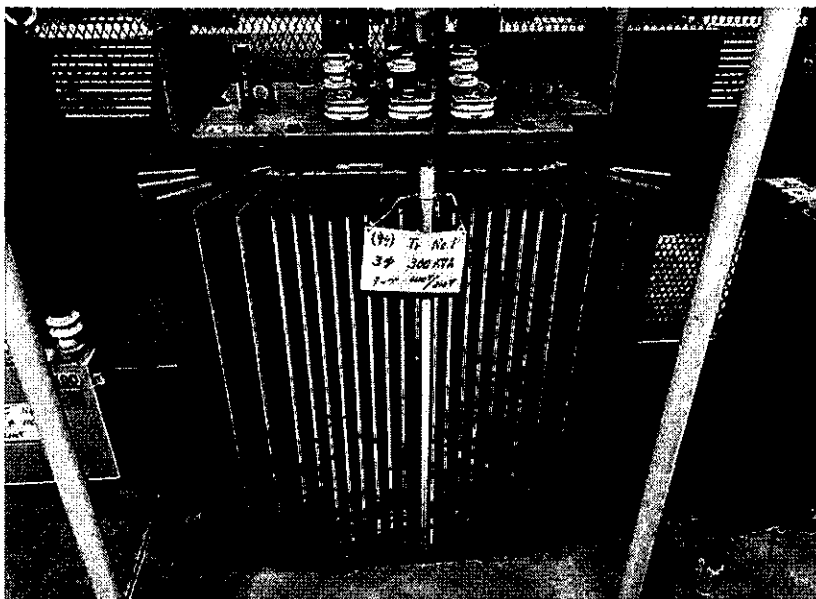
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ホクショー（株）白山工場 PCB 所有場所の位置がわかる図面





No.5-001



No.5-002

令和 6 年 6 月 28 日

殿



届出者 924-0864
住 所 石川県白山市馬場2丁目113
氏 名 石川県石川農林総合事務所長 池田 俊文
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-276-0528

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県石川農林総合事務所		
保管事業場の所在地	石川県白山市馬場2丁目113番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川県農林水産部森林管理課 技師 横井 朝日	電話番号	076-225-1646
保管の場所	石川県石川農林総合事務所森林部（石川県白山市鶴来本町4丁目75番地）		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
① 003-001	~~その他~~ 塗膜 (PCB汚染物)						2	8.8	低濃度	R5. 10. 10	橋梁補修による塗膜等処分	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称				
所在事業場の所在地				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名			電話番号	
所在の場所				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

直行用 産業廃棄物管理票 (統一マニフェスト) E票

本票はノーカーボン紙・7枚複写です。強めにお書き下さい。

付年月日	2014年3月21日	交付番号	80148106625	整理番号		交付担当者	氏名 三輪 哲也
事業者 (排出者)	氏名又は名称 石川県			事業場 (排出事業場)	名称 石川県石川農林総合事務所 森林部		
	住所 〒 電話番号 076-267-8080 石川県金沢市鞍月1丁目1番地				所在地 〒 電話番号 076-272-1171 石川県白山市鶴米本町4丁目75番地		
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☐ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	2 ケ	鋼製容器	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	廃PCB等		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等	処分方法	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	PCB	焼却	
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	☐ 特定産業廃棄物 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)			
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等				
	☐ 1000 動植物性残さ	☐ 5000 混合廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥				
	☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)				
間処理 業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
終処分 場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備			運搬先 (処分事業場)	名称 株式会社 富山環境整備		
	住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3				所在地 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3		
処分受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備			積 替 又は 保管	名称 *****		
	住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3				所在地 〒 電話番号 *****		
託者の氏名又は名称 兼担当者の氏名	株式会社 富山環境整備			受領欄	運搬 終了年月日	有価物拾集量	数量(及び単位)
託者の氏名又は名称 分担者の氏名	(株)富山環境整備 石田敦史			処分 終了年月日	2014年3月29日	最終処分 終了年月日	2014年3月29日
終処分を った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 富山環境整備 富山県富山市婦中町吉谷3-3 TEL076-469-5356						
直行用)	AS-1マニフェスト販売センター						
照合確認					年 月 日 年 月 日 年 月 日		

中間処理業者/最終処分業者/排出事業者/中間処理業者

E票

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6年 6月27日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住 所 〒930-0858 富山県富山市牛島町15番1号
氏 名 北陸電力送配電株式会社 代表取締役社長 棚田 一也
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 鶴来変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市鶴来水戸町ラ200番2		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当（電力保安担当） 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 （1台当たり重量×台数）		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 鶴来変電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市鶴来水戸町ラ200番2				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 30-010	変圧器(トランス)	20,000 KVA	北陸電機製造	SF3	S53.06 (1978)	7814475			1 台	65,900 kg	低濃度	PCB濃度1.5mg/kg 2007.6.27中部近畿産業保安監督部長届出 管理箇所変更に伴う申請番号の変更(旧19-001) 2021.10.13 誤電洗浄完了(フッシング未分析) 2022.2.7 PCB含有機器変更届出

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
- その他PCBを含む油(ナフ油)
- での届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

股

令和 6 年 6 月 4 日



屈出者

住

氏 名

電話番号

T 920-2114

石川県白山市三宮町155-2

有限会社和田屋^Y 代表取締役 和田 壮央

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

076-272-0570

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 和田屋		
保管事業場の所在地	石川県白山市三宮町155-2		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 和田壮央	電話番号	076-272-0570
保管の場所	電気室内(現在使用中)		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6年 6月27日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 富山県富山市牛島町15番1号
氏名 北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 桑島変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市桑島5号12番5		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当（電力保安担当） 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 （1台当たり重量×台数）		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 桑島変電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市桑島5号12番5				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の 管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
① 20-002	変圧器(トランス)	9,000 KVA	北陸電機 製造	屋外油入 自冷式	S53.11 (1978)	7814469			1 台	25,500 kg	低濃度	PCB濃度1.2mg/kg 2008.9.2中部近畿産業保安 監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管理 を移行(手電09→金電267)
② 21-014	変圧器(トランス)	200 KVA	北陸電機 製造	油入自冷 式	S53.11 (1978)	7885576			1 台	860 kg	低濃度	PCB濃度14mg/kg 2009.12.24中部近畿産業保安 監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管理 を移行(手電34→金電273)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28ー001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6年 6月27日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 富山県富山市牛島町15番1号
氏 名 北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 吉野第一変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野キ90番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当（電力保安担当） 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 （1台当たり重量×台数）		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 吉野第一変電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市吉野キ90番1				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の 管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
① 20-003	変圧器(トランス)	10,000 KVA	日新電機	TMOL-UXA	S42.4 (1967)	602459			1 台	37,700 kg	低濃度	PCB濃度9mg/kg 2009.1.22中部近畿産業 保安監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管 理を移行(手電11→金電 268)
② 21-001	変圧器(トランス)	1,500 KVA	北陸電機 製造	CNTO- TVDPE	S40.11 (1965)	651112			1 台	5,550 kg	低濃度	PCB濃度12mg/kg 2009.9.9中部近畿産業保 安監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管 理を移行(手電21→金電 271)
④ 21-006	変圧器(トランス)	2,000 KVA	北陸電機 製造	油入自冷 式	S45.4 (1970)	7010521			1 台	6,000 kg	低濃度	PCB濃度2.3mg/kg 2009.11.11中部近畿産業 保安監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管 理を移行(手電26→金電 272)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事 馳 浩 殿

令和 6年 6月27日



届出者 7930-0858 ✓
住 所 富山市牛島町 15-1 ✓
氏 名 北陸電力株式会社 ✓
代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司 ✓
電話番号 076-441-2511 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 吉野谷発電所 ✓		
保管事業場の所在地	石川県白山市木滑サ16番2 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫 ✓	電話番号	076-405-0150 ✓
保管の場所	事業場の所在地と同じ ✓		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
①	20-004 変圧器 (トランス)	15,000 KVA	北陸電機 製造	油入自冷 式	S46.9 (1971)	7111110	1 台	16,200 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 2023年度内処分
④	20-004-01 その他 (ラジエタ①)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑤	20-004-02 その他 (ラジエタ②)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑥	20-004-03 その他 (ラジエタ③)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑦	20-004-04 その他 (ラジエタ④)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑧	20-004-05 その他 (ラジエタ⑤)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑨	20-004-06 その他 (ラジエタ⑥)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑩	20-004-07 その他 (ラジエタ⑦)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑪	20-004-08 その他 (ラジエタ⑧)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑫	20-004-09 その他 (ラジエタ⑨)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑬	20-004-10 その他 (ラジエタ⑩)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑭	20-004-11 その他 (ラジエタ⑪)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
⑮	20-004-12 その他 (ラジエタ⑫)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1 台	330.7 kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分

①⑥	20-004-13	その他・ (ラジエータ⑬)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1	台	330.7	kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
①⑦	20-004-14	その他 (ラジエータ⑭)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1	台	330.7	kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
①⑧	20-004-15	その他 (コンパネ)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1	台	1,040.0	kg	低濃度	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度2mg/kg 20-004の分解部品 2023年度内処分
①⑨	20-004-16	その他 (ブッシング①)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1	台	441.0	kg	不明	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度不明 20-004の分解部品 2023年度内処分
②⑦	20-004-17	その他 (ブッシング②)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1	台	441.0	kg	不明	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度不明 20-004の分解部品 2023年度内処分
②①	20-004-18	その他 (ブッシング③)		北陸電機 製造		S46.9 (1971)		1	台	441.0	kg	不明	R5.7.3	使用→保管	PCB濃度不明 20-004の分解部品 2023年度内処分
②②	20-004-19	ウエス①								98.5	kg	低濃度	R5.7.3	新たに保管	PCB濃度2mg/kg 2023年度内処分
②③	20-004-20	ウエス②								98.5	kg	低濃度	R5.7.3	新たに保管	PCB濃度2mg/kg 2023年度内処分
②④	20-004-21	その他PCBを含む 油 (コンタミ油)								7,370	kg	低濃度	R5.7.3	新たに保管	PCB濃度2mg/kg 20-004より8188.9L抜油 2023年度内処分
②⑤	22-005-51	その他PCBを含む 油 (コンタミ油)								90.0	kg	低濃度	R5.7.25	新たに保管	PCB濃度2mg/kg 22-005(大日川2)に20-004の抜油 分90kg(100L)搬入
②⑥	26-003-51	その他PCBを含む 油 (コンタミ油)								166.5	kg	低濃度	R5.4.25	新たに保管	PCB濃度29mg/kg 26-003(大日川2)に23-001の抜油 分166.5kg(185L)搬入
②⑦	26-004-51	その他PCBを含む 油 (コンタミ油)								49.5	kg	低濃度	R5.4.25	新たに保管	PCB濃度29mg/kg 26-004(大日川2)に23-001の抜油 分49.5kg(55L)搬入

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
25 22-005-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							90.0 kg	低濃度	R5. 7. 25	他の事業場に移動	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所 石川県小松市麦口町リ8番地	PCB濃度2mg/kg 移動先で保管
3 23-001	変圧器（トランス）	150 KVA	北陸電機製造	デルタトランス	S53. 2	7885370	1 台	584 kg	低濃度	R5. 4. 28	他の事業場に移動	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所 石川県小松市麦口町リ8番地	PCB濃度29mg/kg 使用中→移動先で保管
26 26-003-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							166.5 kg	低濃度	R5. 4. 25	他の事業場に移動	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所 石川県小松市麦口町リ8番地	PCB濃度29mg/kg 移動先で保管
27 26-004-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							49.5 kg	低濃度	R5. 4. 25	他の事業場に移動	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所 石川県小松市麦口町リ8番地	PCB濃度29mg/kg 移動先で保管

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
1 20-004	変圧器（トランス）	15000 KVA	北陸電機製造	油入自冷式	S46. 9	7111110	1 台		低濃度			R5. 5. 8 8.10	群桐エココ（株）	R5. 8. 22	マニフェストNo. 21247042795 (重量合計：16, 200kg)
4 20-004-01	その他 (ラジエタ①)						1 台		低濃度			R5. 5. 8 8.10	群桐エココ（株）	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計：4, 630kg)
5 20-004-02	その他 (ラジエタ②)						1 台		低濃度			R5. 5. 8 8.10	群桐エココ（株）	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計：4, 630kg)
6 20-004-03	その他 (ラジエタ③)						1 台		低濃度			R5. 5. 8 8.10	群桐エココ（株）	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計：4, 630kg)
7 20-004-04	その他 (ラジエタ④)						1 台		低濃度			R5. 5. 8 8.10	群桐エココ（株）	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計：4, 630kg)
8 20-004-05	その他 (ラジエタ⑤)						1 台		低濃度			R5. 5. 8 8.10	群桐エココ（株）	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計：4, 630kg)
9 20-004-06	その他 (ラジエタ⑥)						1 台		低濃度			R5. 5. 8 8.10	群桐エココ（株）	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計：4, 630kg)
10 20-004-07	その他 (ラジエタ⑦)						1 台		低濃度			R5. 5. 8 8.10	群桐エココ（株）	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計：4, 630kg)

⑪	20-004-08	その他 (ラジエタ⑧)					1 台		低濃度			R5. 5-8 8.10	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計 : 4, 630kg)
⑫	20-004-09	その他 (ラジエタ⑨)					1 台		低濃度			R5. 5-8 8.10	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計 : 4, 630kg)
⑬	20-004-10	その他 (ラジエタ⑩)					1 台		低濃度			R5. 5-8 8.10	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計 : 4, 630kg)
⑭	20-004-11	その他 (ラジエタ⑪)					1 台		低濃度			R5. 5-8 8.10	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計 : 4, 630kg)
⑮	20-004-12	その他 (ラジエタ⑫)					1 台		低濃度			R5. 5-8 8.10	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計 : 4, 630kg)
⑯	20-004-13	その他 (ラジエタ⑬)					1 台		低濃度			R5. 5-8 8.10	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計 : 4, 630kg)
⑰	20-004-14	その他 (ラジエタ⑭)					1 台		低濃度			R5. 5-8 8.10	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042806 (重量合計 : 4, 630kg)
⑱	20-004-15	その他 (コンパネ)					1 台		低濃度			R5. 5-8 8.10	群桐エココ (株)	R5. 8. 22	マニフェストNo. 21247042810 (重量合計 : 1, 040kg)
⑲	20-004-16	その他 (ブッシング①)					1 台		低濃度 不明			R5. 5-8 8.24	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042821 (重量合計 : 1, 520kg) 1, 973kg→1, 520kg (実測による修正)
⑳	20-004-17	その他 (ブッシング②)					1 台		低濃度 不明			R5. 5-8 8.24	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042821 (重量合計 : 1, 520kg) 1, 973kg→1, 520kg (実測による修正)
㉑	20-004-18	その他 (ブッシング③)					1 台		低濃度 不明			R5. 5-8 8.24	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042821 (重量合計 : 1, 520kg) 1, 973kg→1, 520kg (実測による修正)
㉒	20-004-19	ウエス①						98.5 kg	低濃度			R5. 5-8 8.24	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042821 (重量合計 : 1, 520kg) 1, 973kg→1, 520kg (実測による修正)
㉓	20-004-20	ウエス②						98.5 kg	低濃度			R5. 5-8 8.24	群桐エココ (株)	R5. 8. 31	マニフェストNo. 21247042821 (重量合計 : 1, 520kg) 1, 973kg→1, 520kg (実測による修正)
㉔	20-004-21	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						7, 370 kg	低濃度			R5. 5-18 7.11	(株) 富山環境整備	R5. 7. 14	マニフェストNo. 21247042784 (重量合計 : 7, 370kg)

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 吉野谷発電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市木滑サ16番2				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	076-405-0150
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 20-004	変圧器 (トランス)	15,000 KVA	北陸電機製造	油入自冷式	S46.9 (1971)	7111110			1 台	30,200 kg	低濃度	PCB濃度2mg/kg 2009.1.22中部近畿産業保安監督部長届出 2023.07.03 変圧器取替に伴い電路から切り離し 2023.07.21 廃止届出 ※次年度削除
③ 23-001	変圧器 (トランス)	150 KVA	北陸電機製造	デルトランス	S53.2 (1978)	7885370			1 台	584 kg	低濃度	PCB濃度29mg/kg 2011.9中部近畿産業保安監督部長届出 手取上流発電管理所廃止に伴う管理箇所変更 2023.04.21 変圧器撤去に伴い電路より切り離し 2023.4.25 240L抜油済 総重量800kg→584kgに変更 抜油した油は26-003、26-004(大日川2)に保管 本体保管場所変更(吉野谷→大日川2) 2023.510 廃止届出 ※次年度削除

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票 (20-004)

交付年月日	平成 20 年 8 月 10 日	交付番号	21247042795	管理番号		氏名	森田 貴章	(印)
事業者	氏名又は名称 北陸電力(株)			名称 北陸電力(株) 三野谷発電所				
	住所 〒930-0858 電話番号 076-441-2511 富山県富山市4条町15-1			所在地 〒921-2326 電話番号 076-255-5661 石川県白山市木崎 16番2				
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☒ 種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位)	荷姿		
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	1台 (16200kg)	有袋		
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器(す)	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)				
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称			
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等			
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	低濃度PCB汚染物			
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	処分方法			
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	焼却			
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等		備考 通信欄			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等		No. 3231			
	☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥					
	☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)					
	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
	運搬委託者	氏名又は名称 有限会社ニテック			名称 群桐エコー 株式会社			
	住所 〒247-0121 電話番号 0482-70-1152			所在地 〒320-0351 電話番号				
	千葉県加須市道北119			群馬県太田市新田町600-26 番27				
処分委託者	氏名又は名称 群桐エコー 株式会社			名称				
	住所 〒320-0351 電話番号 0276-83-0500			所在地 〒 電話番号				
	群馬県太田市新田町600番26							
運搬の委託	(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 有限会社ニテック 代表取締役 森田 貴章			(受託者の氏名又は名称) (受託者の氏名) 群桐エコー 株式会社 梅澤 美香		数量(及び単位)		
処分委託	(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) 群桐エコー 株式会社			(受託者の氏名又は名称) (受託者の氏名) 群桐エコー 株式会社		2023 年 8 月 21 日		2023 年 8 月 21 日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 群馬県太田市新田町600番26 群桐エコー株式会社 TEL 10276155-0500			(委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号)				
(直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会			照合確認				
				平成 年 月 日				
				平成 年 月 日				
				平成 年 月 日				

類似品に注意してください



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号
電気抵抗線式ばかり
ひょう量60t 目量10kg No.CC16-3176-0



年月日	2023/08/10	時刻	17:40
発行番号	169	車番	3231
業者名	0011 (有) NEXT 様		
品名	0001 PCB筐体		
	吉野谷発電所		
補正	0kg	総重量	35,260kg G
		空車重量	19,060kg G
		正味重量	16,200kg C
備考		差引重量	16,200kg



群桐エコ口株式会社

〒370-0351
群馬県太田市新田大町
TEL 0276-53
FAX 0276-53
主任計量者 山口 博



産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	平成20年8月10日	交付番号	21247042806	管理番号	-	氏名	秦 泉三 貴章
求 出 者 (排 出 者)	氏名又は名称 北陸電力(株)			名称 北陸電力(株)吉野谷発電所			
	住所 〒931-0258 電話番号 076-441-2511 富山県富山市牛島町15-1			所在地 〒931-0258 電話番号 076-255-5269 石川県白山市木崎町11番2			
産 業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)			☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	5229 1472	4630 15	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス破砕物	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鉱さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等	処分方法 焼却	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	No. 3800		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)			
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等				
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等				
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鉱さい(有害)					
中間処理 委託者	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の委託者	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬 受託者	氏名又は名称 有限会社ニフス			名称 群桐エコー株式会社			
処分 受託者	住所 〒347-0121 電話番号 0420-70-0152 奈良県加須市蓮池119			所在地 〒370-0151 電話番号 群馬県太田市新田町160-263047			
	氏名又は名称 群桐エコー株式会社			名称 群桐エコー株式会社			
委託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号			
	群馬県太田市新田町160-26			群馬県太田市新田町160-26			
委託者の氏名又は名称 (委託者の氏名)	群桐エコー株式会社			数量(及び単位)			
委託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)	群桐エコー株式会社 梅澤 美香			2023 年 8 月 30 日			
名称/所在地/電話番号	(委託契約書記載の場所については委託契約書記載の番号)			2023 年 8 月 30 日			
群馬県太田市新田大町600番26 群桐エコー株式会社 TEL (0276) 55-0500				2023 年 8 月 30 日			

(20-004-01~20-004-14)

中間処理業者/最終処分業者/排出事業者/中間処理業者

類似品にご注意ください

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号
電気抵抗線式はかり
ひょう量60t 目量10kg No.CC16-3176-0

UUUU

年月日	2023/08/10	時刻	19:23
発行番号	170	車番	3800
業者名	0011 (有) NEXT 様		
品名	0001 PCB筐体		
	吉野谷発電社		
補正	0kg	総重量	14,970kg G
		空車重量	10,340kg G
		正味重量	4,630kg C
備考	ラジエター	差引重量	4,630kg

UUUU

群桐エコロ株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-581111

FAX 0276-581112

主任計量者 山口 博



UUUU

事業者 (排出者)	氏名又は名称 北陸電力(株)	名称 北陸電力(株) 三野谷発電所
	住所 〒931-0858 電話番号 076-441-2511 富山県富山市牛島町15-1	所在地 〒120-2321 電話番号 076-255-7761 石川県白山市木崎町74番2

(20-004-15)

産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)	☒ 種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷姿
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)	TR 解体物 1040 kg	バラ
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害)	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)	産業廃棄物の名称 低圧配電設備(有害)	
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)	有害物質等 PCB	処分方法 焼却
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☒ 7410 PCB等	備考・通信欄	
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7421 廃石棉等	☐ 1000 動植物性残さ ☐ 7422 指定下水汚泥		
	☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鋳さい(有害)			

中間処理業者(最終処分業者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)
☐ 帳簿記載のとおり
☐ 当欄記載のとおり

最終処分場の名称
☐ 委託契約書記載のとおり
☐ 当欄記載のとおり

運搬委託者	氏名又は名称 有限会社ニフタ	名称 群桐エコー(株)
	住所 〒347-0121 電話番号 0492-70-0152 埼玉県加須市道地119	所在地 〒910-0161 電話番号 石川県白山市新田大町600番26
処分委託者	氏名又は名称 群桐エコー(株)	名称 群桐エコー(株)
	住所 〒 電話番号 石川県白山市新田大町600番26	所在地 〒 電話番号

運搬委託者 (委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	群桐エコー(株) 梅澤 美香	数量(及び単位)	2023 年 8 月 1 日
処分委託者 (委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	群桐エコー(株) 梅澤 美香	2023 年 8 月 22 日	2023 年 8 月 22 日
最終処分場の名称 (委託契約書記載の場所) 又は (委託契約書記載の番号)	群馬県太田市新田大町600番26 群桐エコー株式会社 TEL (0276)55-0500		

中間処理業者(最終処分業者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)

複製を禁じます
類似品にご注意ください

照合確認	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号

電気抵抗線式はかり

ひょう量60t 目損10kg No.CC16-3176-0

UUUU

年月日	2023/08/10	時刻	19:24
期行番	171	車番	3694
業者名	0011 (有) NEXT 様		
品名	0001 PCB筐体		
	吉野谷発電所		
補正	0kg	総重量	8,820kg G
		空車重量	7,780kg G
		正味重量	1,040kg C
備考	TP 解体品	差引重量	1,040kg

UUUU

群桐エコ口株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-581111

FAX 0276-581112

主任計量者 山口 博

UUUU

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	平成20年 8月24日	交付品番	21247042821	処理番号		氏名	養泉寺 祥	(印)					
排出者	氏名又は名称 北陸電力(株)			名称 北陸電力(株) 三訂谷発電所									
	住所 〒430-0856 電話番号 074-541-2511 富山県富山市4条町 15-1			所在地 〒120-7524 電話番号 076-235-0041 石川県白山市木崎町 16番2									
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)				☒ 種類(特別管理産業廃棄物)								
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	数量(及び単位)		荷姿						
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	TR 解凍 -1 (1520 kg)		11' 7						
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鉱さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称		有酸素 PCB324kg						
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等		処分方法						
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	PCB		焼却						
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	備考・通信欄								
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)									
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等										
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不変物	☐ 7421 廃石棉等										
	☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥										
	☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鉱さい(有害)										
	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)												
	☐ 横断記載のとおりに												
	☐ 当欄記載のとおりに												
名称/所在地/電話番号													
☐ 委託契約書記載のとおりに													
☐ 当欄記載のとおりに													
運搬委託者	氏名又は名称 有限会社ネクスト			名称 群桐エコー株式会社									
	住所 〒347-0121 電話番号 0480-70-0152 埼玉県加須市道地 117			所在地 〒570-0351 電話番号 群馬県太田市新田大野 600-266-27									
処分委託者	氏名又は名称 群桐エコー株式会社			名称									
	住所 〒370-0351 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大野 600番地26			所在地 〒 電話番号									
運搬委託者	(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 1人 NIT 多田 博			数量(及び単位)									
処分委託者	(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) 群桐エコー(株) 石原 絵里佳			2023 年 8月 3日		2023 年 8月 3日							
署名	名称/所在地/電話番号 群桐エコー株式会社 TEL (0276)55-0500			2023 年 8月 3日		2023 年 8月 3日							
備考	<table border="1"> <tr> <td>照合確認</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>							照合確認	平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日
照合確認	平成 年 月 日												
	平成 年 月 日												
	平成 年 月 日												

(20-004-16
~20-004-20)

中間処理業者の最終処分業者・排出事業者の中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号
電気抵抗線式ばかり
ひょう量60t 目量10kg No.CC16-3176-0

年月日	2023/08/24	時刻	17:12
発行番号	203	車番	3694
業者名	0011 (有) NEXT 様		
品名	0001 PCB筐体		
	吉野谷発電門		
補正	197kg	総重量	9,390kg G
		空車重量	7,870kg G
		正味重量	1,520kg C
備考	トランス部	差引重量	1,323kg

群桐エコ口

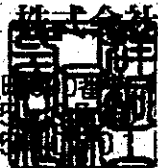
〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-55

FAX 0276-55

主任計量者 山口 博



吉野谷発電門 殿

計量証明書

No. 411 2023/08/24

車番	3694	業者	
銘柄		行先	
総重量	17:08	6	197kg
空重		PT	0kg
正味		N	197kg
品名			
群馬県登録	質第121号		
使用計量器	電気抵抗線式ばかり		
主任計量者	山口 博		
備考	20m 23号		

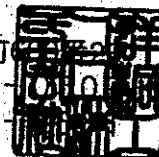
群桐エコ口 株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-55

FAX 0276-55



産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	平成2003年 7月 11日	交付番号	21247042784	登録番号		氏名	秦泉司 貴章
排出者	氏名又は名称 北陸電力(株)			名称 北陸電力(株) 吉野谷発電所			
	住所 〒930-0856 電話番号 076-441-2511 富山県富山市牛島町15-1			所在地 〒920-2326 電話番号 076-255-5467 石川県小松市木戸町16番2			
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	87.00	7.110-11-	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称 廃油		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	有害物質等 PCB		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	処分方法 焼却処分		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)			
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)			
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等				
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系図形不棄物	☐ 7421 廃石棉等				
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)					
中間処理	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☒ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
処分委託	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬委託者	氏名又は名称 日本海環境サービス(株)			名称 株式会社富山環境整備			
	住所 〒930-0845 電話番号 076-444-6101 富山県富山市久万町2番54号			所在地 〒 電話番号 富山県富山市赤坂1005-2410202			
処分委託者	氏名又は名称 株式会社富山環境整備			名称			
	住所 〒 電話番号 富山県富山市赤坂1005-2410202			所在地 〒 電話番号			
委託者	(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 日本海環境サービス(株) 柏崎仁志			受領印	2003年 7月 12日	数量(及び単位)	
処分委託者	(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) (株)富山環境整備 石田教史			受領印	2003年 7月 12日	2003年 7月 12日	
委託者	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号) 富山環境整備 富山県富山市中町吉谷3-3 TEL076-469-5356						

(20-004-21)

照合確認	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

複製を禁じます
類似品にご注意ください

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

受付番号: 30291207

計量番号: 292193

計量伝票

搬入日時: 2023/07/12 09:48

退出日時: 2023/07/12 10:40

車番	1647

顧客名	北陸電力株式会社		
事業者名	北陸電力株式会社		
排出場所	吉野谷発電所		
運送会社	日本海環境サービス		
廃棄物種類	廃PCB等	管理NO	2300957-AH01

総重量	16,610 Kg	増減	0.00 m
空車重量	9,240 Kg	容量(m ³)	0.00 m ³
実重量	7,370 Kg	個数	0.00 個

運転手印	特記事項

株式会社富山環境整備

〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3-3

TEL 076-469-6366 / FAX 076-469-6635

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6年 6月27日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住 所 〒930-0858 富山県富山市牛島町15番1号
氏 名 北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 三ツ又第一変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市尾添△2番		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当（電力保安担当） 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 （1台当たり重量×台数）		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 三ツ又第一変電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市尾添ム2番				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の 管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		
① 20-005	変圧器 (トランス)	10,000 KVA	日立製作 所	SORV-3YC	S36.04 (1961)	519578-1			1 台	35,100 kg	低濃度	PCB濃度1.6mg/kg 2009.1.22中部近畿産業保 安監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管理 を移行(手電13→金電269)
② 20-006	変圧器 (トランス)	4,700 KVA	日立製作 所	SORV-3YC	S37.04 (1962)	521922-1			1 台	20,300 kg	低濃度	PCB濃度0.8mg/kg 2009.1.22中部近畿産業保 安監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管理 を移行(手電14→金電270)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6年 6月27日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 富山市牛島町 15-1
氏名 北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 尾添発電所				
保管事業場の所在地	石川県白山市尾添ソ8番1				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	076-405-0150
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処理業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等		台数又は 容器の 数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の 別	漏れ等 のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
② 33-007	✓ その他 (進入路吊橋)						1 台	22,300 kg	✓ 低濃 度			✓ R5. 9. 15	環境開発(株)		マニフェストNo. R5. 11. 13 15399377947 ✓ R5. 11. 15 15400564050 ✓ R5. 11. 16 15400566052 ✓ R5. 11. 18 15400566940 ✓ R5. 11. 20 15400567817 ✓ R5. 11. 21 15400571159 ✓ (重量合計: 22,300kg) 13,850kg→22,300kg ✓ (実測による修正) ドラム缶30kg×195 本含む ✓ (別途修正予定)

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 尾添発電所		
所在事業場の所在地	石川県白山市尾添ソ8番1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	076-405-0150
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 20-007	変圧器（トランス）	31,600 KVA	北陸電機製造	油入自冷式	S59.3 (1984)	A21539T1			1 台	55,300 kg	低濃度	PCB濃度 5.1mg/kg 2009.1.22中部近畿 産業保安監督部長 届出

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

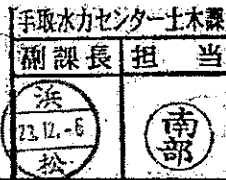
③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



マニフェスト番号	15399377947	登録の状況	登録	登録日	2023/11/06	引渡担当者	南部 通入
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社 住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2511 加入者番号 1038523	排出事業場	名称 手取水力センター(中宮発電所) 所在地 〒 920-2324 石川県白山市中宮才6番36 電話番号 076-256-7620				
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物	数量	5250.000 kg	数量の確定者	処分業者		
中間処理産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所(予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間	氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒 921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7 電話番号 076-244-3132 加入者番号 2001163 許可番号 005698	収集運搬工場	名称 環境開発株式会社 新保処理工場 所在地 〒 920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外 電話番号 076-244-5115	車両番号(排他)	金沢130ホ1511		
備考				運搬量	5250.000 kg	運搬担当者	堀田和倫
				有価物拾得量		運搬終了日	2023/11/06
処分業者	氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒 921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7 電話番号 076-244-3132 加入者番号 3001116 許可番号 005698	処分事業場	名称 環境開発株式会社 新保処理工場 所在地 〒 920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外 電話番号 076-244-5115	処分方法			
備考				報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	2023/11/10
				廃棄物受領日	2023/11/06		
最終処分場所(実績)	所在地(名称[電話番号]) 石川県金沢市新保町ラ13番地1外(環境開発株式会社[076-244-5115])			処分担当者	野澤悟		
				受入量	5250.000 kg		
				最終処分終了日	2023/11/13		
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

1/1

御中

環境開発株式会社



a 1 5 4 0 0 5 6 4 0 5 0 a

マニフェスト番号	15400564050		登録	引渡し日	2023/11/07	引渡し担当者	南部 遥人
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社		連絡番号1	連絡番号2		連絡番号3	
	住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1		排出事業場	名称 手取水力センター(中宮発電所)			
	電話番号 076-441-2511 加入者番号 1038523			所在地 〒 920-2324 石川県白山市中宮才6番36			
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物)		数量		4730.000 kg		積定数量 4730.000 kg
	有害物質 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物		荷姿		ドラム缶		数量の確定者 処分業者
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間	氏名又は名称 環境開発株式会社		連絡番号1	連絡番号2	名称 環境開発株式会社 新保処理工場		
	住所 〒 921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		連絡番号3	所在地 〒 920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外			
	電話番号 076-244-3132 加入者番号 2001163 許可番号 005688		収集方法	車両 金沢130系1511			
備考			運搬量	4730.000 kg		運搬担当者	堀田和倫
			有価物拾得量			運搬終了日	2023/11/07
処分業者	氏名又は名称 環境開発株式会社		連絡番号1	連絡番号2	名称 環境開発株式会社 新保処理工場		
	住所 〒 921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		連絡番号3	所在地 〒 920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外			
	電話番号 076-244-3132 加入者番号 3001116 許可番号 005698		報告区分	処分方法		最終処分	
			処分(中間)+最終	処分終了日		2023/11/13	
備考			処分担当者	野澤悟			
			受入量	4730.000 kg		最終処分終了日	
						2023/11/15	
最終処分場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 石川県金沢市新保町ツ13番地1外(環境開発株式会社[076-244-5115])						
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

1/1

御中

環境開発株式会社



a 1 5 4 0 0 5 6 6 0 5 2 a

マニフェスト番号 15400566052		登録の状況	登録	引渡し日	2023/11/08	引渡し担当者	南部 澤人
氏名又は名称 北陸電力株式会社		連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3	
提出事業者	住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1			名称	手取水力センター(中宮発電所)		
	電話番号 076-441-2511 加入者番号 1038523			所在地	〒 920-2324 石川県白山市中宮才6番36		
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物			数量	3560.000 kg	確定数量	3560.000 kg
中間処理産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)			荷姿	ドラム缶		
最終処分場所(予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬事業者	氏名又は名称 環境開発株式会社			名称	環境開発株式会社 新保処理工場		
区画	住所 〒 921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7			所在地	〒 920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		
備考	電話番号 076-244-3132 加入者番号 2001163 許可番号 005698			電話番号	076-244-5115		
				車両	車両番号(排出)	金沢130未1511	
				運搬量	3560.000 kg	運搬担当者	加藤秀二
				有価物拾集量		運搬終了日	2023/11/08
処分業者	氏名又は名称 環境開発株式会社			名称	環境開発株式会社 新保処理工場		
	住所 〒 921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7			所在地	〒 920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		
	電話番号 076-244-3132 加入者番号 3001116 許可番号 005698			電話番号	076-244-5115		
備考				報告区分	処分(中間)最終	処分終了日	2023/11/14
				最終処分	廃棄物受領日 2023/11/08		
				処分担当者	野澤悟		
				受入量	3560.000 kg		
最終処分場所(実績)	所在地(名称[電話番号]) 石川県金沢市新保町ツ13番地1外(環境開発株式会社[076-244-5115])			最終処分終了日	2023/11/16		
備考							
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

1/1

御中

環境開発株式会社



a 1 5 4 0 0 5 6 6 9 4 0 a

マニフェスト番号 15400566940		登録の状況	登録	引渡し日	2023/11/10	引渡し担当者	南部 道人
排出事業者		氏名又は名称 北陸電力株式会社		連絡番号2		連絡番号3	
住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1		排出事業場		名称 手取水力センター(中宮発電所)		所在地 〒 920-2324 石川県白山市中宮才6番36	
電話番号 076-441-2511		加入者番号 1038523		電話番号 076-256-7620			
産業廃棄物		種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物)		数量 3500.000 kg		確定数量 3500.000 kg	
有害物質		放射性物質対象外		荷姿 ドラム缶		数量の確定者 処分業者	
産業廃棄物の名称 PCB汚染物							
中間処理産業廃棄物		(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)					
最終処分場所 (予定)		所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり					
収集運搬事業者 (区間)		氏名又は名称 環境開発株式会社		連絡先の事業場		名称 環境開発株式会社 新保処理工場	
住所 〒 921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		所在地 〒 920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		電話番号 076-244-5115			
電話番号 076-244-3132		加入者番号 2001183		許可番号 005698		車種 車両番号(排出) 金沢130ホ1511	
備考				運搬量 3500.000 kg		運搬担当者 加藤 孝二	
				有価物拾得量		運搬終了日 2023/11/10	
処分業者		氏名又は名称 環境開発株式会社		処分事業場		名称 環境開発株式会社 新保処理工場	
住所 〒 921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		所在地 〒 920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		電話番号 076-244-5115		処分方法	
電話番号 076-244-3132		加入者番号 3001116		許可番号 005698		最終処分	
備考				報告区分		処分(中間)+最終	
				処分終了日		2023/11/16	
				処分担当者		野澤 悟	
				受入量		3500.000 kg	
最終処分の場所 (実績)		所在地(名称[電話番号]) 石川県金沢市新保町ツ13番地1外(環境開発株式会社[076-244-5115])		最終処分終了日		2023/11/18	
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

1/1

御中

環境開発株式会社



a 1 5 4 0 0 5 6 7 8 1 7

マニフェスト番号		15400567817		登録番号1		登録番号2		登録番号3		登録番号4		登録番号5		登録番号6		登録番号7		登録番号8		登録番号9		登録番号10		登録番号11		登録番号12		登録番号13		登録番号14		登録番号15		登録番号16		登録番号17		登録番号18		登録番号19		登録番号20		登録番号21		登録番号22		登録番号23		登録番号24		登録番号25		登録番号26		登録番号27		登録番号28		登録番号29		登録番号30		登録番号31		登録番号32		登録番号33		登録番号34		登録番号35		登録番号36		登録番号37		登録番号38		登録番号39		登録番号40		登録番号41		登録番号42		登録番号43		登録番号44		登録番号45		登録番号46		登録番号47		登録番号48		登録番号49		登録番号50		登録番号51		登録番号52		登録番号53		登録番号54		登録番号55		登録番号56		登録番号57		登録番号58		登録番号59		登録番号60		登録番号61		登録番号62		登録番号63		登録番号64		登録番号65		登録番号66		登録番号67		登録番号68		登録番号69		登録番号70		登録番号71		登録番号72		登録番号73		登録番号74		登録番号75		登録番号76		登録番号77		登録番号78		登録番号79		登録番号80		登録番号81		登録番号82		登録番号83		登録番号84		登録番号85		登録番号86		登録番号87		登録番号88		登録番号89		登録番号90		登録番号91		登録番号92		登録番号93		登録番号94		登録番号95		登録番号96		登録番号97		登録番号98		登録番号99		登録番号100	
氏名又は名称		北陸電力株式会社		住所		〒930-8686 富山県富山市牛島町15-1		電話番号		076-441-2511		加入者番号		1038523		名称		手取水力センター(中宮発電所)		所在地		〒920-2324 石川県白山市中宮オ6番36		電話番号		076-256-7620		数量		2070.000 kg		確定数量		2070.000 kg		荷姿		ドラム缶		数量の確定者		処分業者																																																																																																																																																																	
種類		7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物		(大分類名称 特定有害産業廃棄物)		有価物質		放射性物質対象外		廃棄物の名称		PCB汚染物		(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)		所在地(名称[電話番号])		委託契約書記載の通り		氏名又は名称		環境開発株式会社		住所		〒921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		電話番号		076-244-3132		加入者番号		2001163		許可番号		005698		名称		環境開発株式会社 新保処理工場		所在地		〒920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		電話番号		076-244-5115		車両		専用車両番号(排他)		金沢130ホ1511		運搬量		2070.000 kg		運搬担当者		加藤秀二		運搬終了日		2023/11/13																																																																																																																																							
氏名又は名称		環境開発株式会社		住所		〒921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		電話番号		076-244-3132		加入者番号		2001163		許可番号		005698		名称		環境開発株式会社 新保処理工場		所在地		〒920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		電話番号		076-244-5115		処分方法		最終処分		処分(中間)+最終		処分終了日		2023/11/17		廃棄物受領日		2023/11/13		処分担当者		野澤悟		受入量		2070.000 kg		最終処分終了日		2023/11/20																																																																																																																																																			
氏名又は名称		環境開発株式会社		住所		〒921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		電話番号		076-244-3132		加入者番号		3001116		許可番号		005698		名称		環境開発株式会社 新保処理工場		所在地		〒920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		電話番号		076-244-5115		処分方法		最終処分		処分(中間)+最終		処分終了日		2023/11/17		廃棄物受領日		2023/11/13		処分担当者		野澤悟		受入量		2070.000 kg		最終処分終了日		2023/11/20																																																																																																																																																			
氏名又は名称		環境開発株式会社		住所		〒921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		電話番号		076-244-3132		加入者番号		3001116		許可番号		005698		名称		環境開発株式会社 新保処理工場		所在地		〒920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		電話番号		076-244-5115		処分方法		最終処分		処分(中間)+最終		処分終了日		2023/11/17		廃棄物受領日		2023/11/13		処分担当者		野澤悟		受入量		2070.000 kg		最終処分終了日		2023/11/20																																																																																																																																																			
氏名又は名称		環境開発株式会社		住所		〒921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		電話番号		076-244-3132		加入者番号		3001116		許可番号		005698		名称		環境開発株式会社 新保処理工場		所在地		〒920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		電話番号		076-244-5115		処分方法		最終処分		処分(中間)+最終		処分終了日		2023/11/17		廃棄物受領日		2023/11/13		処分担当者		野澤悟		受入量		2070.000 kg		最終処分終了日		2023/11/20																																																																																																																																																			
氏名又は名称		環境開発株式会社		住所		〒921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		電話番号		076-244-3132		加入者番号		3001116		許可番号		005698		名称		環境開発株式会社 新保処理工場		所在地		〒920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		電話番号		076-244-5115		処分方法		最終処分		処分(中間)+最終		処分終了日		2023/11/17		廃棄物受領日		2023/11/13		処分担当者		野澤悟		受入量		2070.000 kg																																																																																																																																																							

1/1

御中



4

環境開発株式会社



a 1 5 4 0 0 5 7 1 1 5 9 a

マニフェスト番号	15400571159		登録	2023/11/14	引渡担当者	南部 遥人
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社		連絡番号2	連絡番号3		
	住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1		名称	手取水力センター(中宮発電所)		
	電話番号 076-441-2511 加入者番号 1038523		所在地	〒 920-2324 石川県白山市中宮才6番36		
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物)		数量	3190.000 kg		確定数量 3190.000 kg
	有害物質		荷姿	ドラム缶		数量の確定者 処分業者
中間処理産業廃棄物	放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物 (電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)					
最終処分場所(予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり					
収集運搬業者(区間)	氏名又は名称 環境開発株式会社		名称	環境開発株式会社 新保処理工場		
	住所 〒 921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		所在地	〒 920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		
	電話番号 076-244-3132 加入者番号 2001163 許可番号 005698		電話番号	076-244-5115		
備考			車両	車両番号(排出) 金沢13061511		
			重量	3190.000 kg		重搬担当者 堀田和倫
			有価物拾得量	2023/11/14		
処分業者	氏名又は名称 環境開発株式会社		名称	環境開発株式会社 新保処理工場		
	住所 〒 921-8046 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7		所在地	〒 920-1345 石川県金沢市新保町ラ10外		
	電話番号 076-244-3132 加入者番号 3001116 許可番号 005698		電話番号	076-244-5115		
備考			報告区分	処分(中間)+最終 2023/11/18		
			最終処分	2023/11/14		
最終処分場所(実績)	所在地(名称[電話番号]) 石川県金沢市新保町ツ13番地1外(環境開発株式会社[076-244-5115])		処分担当者	野澤 悟		
			重量	3190.000 kg		
			最終処分終了日	2023/11/21		
備考1						
備考2						
備考3						
備考4						
備考5						

1/1

御中

環境開発株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6年 6月27日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住 所 〒930-0858 富山市牛島町 15-1
氏 名 北陸電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 中宮発電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市中宮才6番36		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	076-405-0150
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業 者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 中宮発電所		
所在事業場の所在地	石川県白山市中宮オ6番36		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の 管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	076-405-0150
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 20-009	変圧器（トランス）	3,500 KVA	北陸電機製造	油入自冷式	S59.6 (1984)	A33138T1			1 台	14,800 kg	低濃度	PCB濃度3.4mg/kg 2009.1.22中部近畿産業保安監督部長届出 2019.12.6 PCB含有電気工作物変更届 2019.11.19課電洗浄完了 Bsgに密閉の油区画あり、残プッシング

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 27 日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 7930-0858
住 所 富山市牛島町 15-1
氏 名 北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 市原発電所				
保管事業場の所在地	石川県白山市市原ホ54番				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	076-405-0150
保管の場所					

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 市原発電所			
所在事業場の所在地	石川県白山市市原ホ54番			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫		電話番号	076-405-0150
所在の場所	事業場の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 21-013	変圧器（トランス）	1,500 KVA	北陸電機製造	油入自冷式	S52.7 (1977)	7714204T2			1 台	4,750 kg	低濃度	PCB濃度 1.2mg/kg 2009.11.11中部近 畿産業保安監督部 長届出

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事 馳 浩 殿

令和 6年 6月27日



届出者 7930-8686
住 所 富山市牛島町 15-1
氏 名 北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 鶴来発電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市鶴来水戸町ヤ36番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	076-405-0150
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 鶴来発電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市鶴来水戸町ヤ36番1				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	076-405-0150
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
21-009	変圧器（トランス）	2,500 KVA	北陸電機 製造	油入自冷 式	S46.4 (1971)	7110961			1 台	7,000 kg	低濃度	PCB濃度 8.8mg/kg 2010.1.28中部近畿 産業保安監督部長、 届出

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6年 7月26日

石川県知事

殿



届出者

住 所 〒929-0201 石川県白山市蓮池町才79

氏 名 新村 精信

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 090-2035-4188

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	旧 有限会社新村工芸		
保管事業場の所在地	石川県白山市鹿島町リ81番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	新村 精孝	電話番号	090-2035-4188
保管の場所	石川県白山市鹿島町リ81番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
① 21-1	変圧器（トランス）	30 KVA	三菱電機		1984	H182525		1 台	180.0kg	低濃度	なし		分別	なし		
② 24-1	変圧器（トランス）	30 KVA	三菱電機		1984	H182526		1 台	180.0kg	低濃度	なし		分別	なし		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				
② 24-1	変圧器 (トランス)	30 KVA	三菱電機		1984	H182526	1 台	180.0kg	低濃度	R5. 3. 31	届出漏れ	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。

14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2024 年 6 月 22 日

石川県知事

殿



届出者 住所 石川県白山市鶴来本町1丁目7-11
氏名 株式会社マルエー代表取締役社長 山本一郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-272-0152

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル¹廃棄物について

保管事業場の名称	マルエーコア井口（ショッピングセンターコア）		
保管事業場の所在地	石川県白山市井口町53-1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	山本 壮一郎	電話番号	076-272-0152
保管の場所	石川県白山市井口町53-1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 10 日

石川県知事

殿



届出者

住 所 〒924-0865 白山市倉光二丁目1番地

氏 名 白山市長 田村 敏和
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-274-9529 (長寿介護課)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	美川老人福祉センター 緑寿荘		
保管事業場の所在地	白山市平加町ヌ132-1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	課長補佐 井海 之傑	電話番号	076-274-9529
保管の場所	白山市倉光二丁目1番地（白山市役所）		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 06-001	蛍光灯用安定器	110 W	東芝電材株式会社	FRH-96116B		FMA		4 個		低濃度	プラスチック容器	囲い有、揭示有	分別	なし		コンデンサ外付け型

（日本工業規格 A列4番）

↓ R6.3.31で登録.

①

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿



令和 6 年 4 月 11 日

〒924-0052
届出者 北陸メイトー乳業株式会社
住 所 石川県白山市源兵島1002
氏 名 代表取締役社長 佐藤千春
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号076-277-1311

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類 該当なし	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重量×台 数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸メイトー乳業株式会社		
所在事業場の所在地	石川県白山市源兵島町1002		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	施設課 渡邊将夫	電話番号	076-277-1311
所在の場所	事業所の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 28-1	変圧器（トランス）	200KVA	北陸電気	FH75T5-200SX	S55 (1980)	不燃油	2025年3月		1	875kg	低濃度	PCB濃度 1.2mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類 該当なし	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。

15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 4 月 11 日

石川県知事

殿



〒924-0052
届出者 北陸メイトー乳業株式会社
住 所 石川県白山市源兵島1002
氏 名 代表取締役社長 佐藤千春
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号076-277-1311

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類 該当なし	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当 り重量×台 数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸メイトー乳業株式会社		
所在事業場の所在地	石川県白山市源兵島町1002		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	施設課 渡邊将夫	電話番号	076-277-1311
所在の場所	事業所の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 28-1	変圧器 (トランス)	200KVA	北陸電気	FH75T5-200SX	S55 (1980)	不燃油	2025年3月		1	875kg	低濃度	PCB濃度 1.2mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類 該当なし	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
	該当なし											

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。

15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

令和 6 年 4 月 15 日

殿



届出者 住所 石川県白山市倉光二丁目1番地
氏名 白山市長 田村 敏和
(公印省略)
電話番号 076-276-1111 (代)

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	松任海浜公園		
所在事業場の所在地	石川県白山市相川町地内		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	建設部公園緑地課長 判 渉	電話番号	076-274-9560
所在の場所	石川県白山市倉光二丁目1番地		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
29-001	変圧器 (トランス)	150 KVA	北陸電機製造(株)	FHC-E0	H5 (1993)	不燃 (性) 油			1 台	505.0 kg	低濃度	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「④前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から1.0日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 4 月 10 日

石川県知事

殿



届出者 7924-0855
住 所 石川県白山市水島町333番地 1
氏 名 株式会社 北 紙
(法人にあっては代表者の氏名) 代表取締役 島畑 朝
電話番号 (076) 277-1313



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社 北 紙		
保管事業場の所在地	石川県白山市水島町993番地 1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	工場長 星野啓一	電話番号	(076) 277-8111
保管の場所	石川県白山市水島町993番地 1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
① 30-001	1Φ変圧器	20 kVA	三菱電機	SF形1種	1983年	G480690		1 台	107 kg	低濃度	なし	有	分別	なし		
② 30-002	3Φ変圧器	100 kVA	三菱電機	RA-T	1983年	G200908		1 台	365 kg	低濃度	なし	有	分別	なし		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 4 月 15 日

殿



届出者

住 所 石川県白山市倉光二丁目1番地

氏 名 白山市長 田村 敏和
(公印省略)

電話番号 076-276-1111 (代)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
										白山市副 市長 横 川 祐志			

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	松任総合運動公園		
所在事業場の所在地	石川県白山市倉光四丁目地内		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	建設部公園緑地課長	判 渉	電話番号 076-274-9560
所在の場所	石川県白山市倉光二丁目1番地		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項	
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
①	30-001	変圧器 (トランス)	30 KVA	三菱電機株式会社	SF-1	S60, 不明 (1985)	その他			1 台	146 kg	低濃度	PCB濃度 16mmg/kg
②	29-001	変圧器 (トランス)	150 KVA	三菱電機株式会社	RA-T	S60, 不明 (1985)	その他			1 台	485 kg	低濃度	PCB濃度 44mmg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回ま

での届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。

5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第 1 面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 5 月 24 日

石川県知事

殿



届出者 住 所 石川県白山市倉光10丁目11番地

氏 名 ㈱シー・アンド・ディ企画 代表取締役 桶屋 昌浩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-275-3065

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成30年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社シー・アンド・ディ企画		
保管事業場の所在地	石川県白山市倉光10丁目11番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 桶屋 昌浩	電話番号	076-275-3065
保管の場所	同上		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

令和 6 年 4 月 15 日

殿



住所 石川県白山市倉光二丁目1番地

氏 名 白山市長 田村 敏和
(公印省略)

電話番号 076-276-1111 (代)

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	若宮公園			
所在事業場の所在地	石川県白山市布市二丁目地内			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	建設部公園緑地課長 判 渉		電話番号	076-274-9560
所在の場所	石川県白山市倉光二丁目1番地			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

	番号	製品の種類	製品の型式等				廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項	
			定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数			総重量 (1台当たり 重量×台数)
①	30-001	変圧器（トランス）	20 KVA	三菱電機 株式会社	SF-1	S59 (1984)	その他	R6.8	調整済	1 台	107.0 kg	低濃度	PCB濃度 67mg/kg
②	30-002	変圧器（トランス）	50 KVA	三菱電機 株式会社	RA	S59 (1984)	その他	R6.8	調整済	1 台	235.0 kg	低濃度	PCB濃度 1.2mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数・（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

6 年 5 月 8 日

石川県知事

殿



届出者

住 所 石川県白山市一塚町787-1

氏名 産業印刷株式会社
代表取締役社長 松山 将浩
電話番号 076-276-3321

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	産業印刷株式会社		
保管事業場の所在地	石川県白山市一塚町787-1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	取締役常務 森 英夫	電話番号	076-276-3321
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	産業印刷株式会社		
所在事業場の所在地	石川県白山市一塚町 7 8 7 - 1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	取締役常務 森 英夫	電話番号	076-276-3321
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

直行用 産業廃棄物管理票 (統一マニフェスト) D票

本伝票はノーカーボン紙・7枚複写です。強めにお書き下さい。

交付年月日	2024年4月3日	交付番号	80148106765	管理番号		交付担当者	氏名 森 愛夫
排出者	氏名又は名称 産業印刷株式会社			名称 産業印刷株式会社		所在地 〒924-0005 石川県白山市一塚町787-1	
	住所 〒924-0005 電話番号 076-276-3321			電話番号 076-276-3321			
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☐ 0900 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石棉等 ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 5000 混合廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐			数量(及び単位)		荷姿	
				2ヶ		鋼製容器	
産業廃棄物	産業廃棄物の名称			有害物質等		処分方法	
	廃PCB等			PCB		焼却	
産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)			特定産業廃棄物		石綿含有産業廃棄物	
	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり			☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物		PCB廃電機機器 2ヶ PCB汚染物 2ヶ PCB絶縁油 7ヶ (車番) 3413008501	
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備			名称 株式会社 富山環境整備		所在地 〒939 2638 電話番号 076-469-5356	
	住所 〒939 2638 電話番号 076-469-5356			富山市婦中町吉谷3-3			
処分委託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備			名称		所在地 〒 電話番号	
	住所 〒939-2638 電話番号 076-469-5356			富山市婦中町吉谷3-3			
受託者の氏名又は名称	株式会社 富山環境整備 吉川 健一			運搬		数量(及び単位)	
	(株) 富山環境整備 石田 敦史			処分		数量(及び単位)	
名称/所在地/電話番号			(委託契約書記載の場所) 委託契約書記載の番号		照合確認		
最終処分場所			照合確認		年 月 日		

注意 平成7年(1995年)の第1回に施行された環境基本法の改正により、従来までの担当者の氏名に代り、委託者の氏名が記載されます。

照合の確認

(直行用)

AS-1マニフェスト販売センター

処分業者 排出事業者

E票

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 4 月 29 日

石川県知事

殿



届出者 住所 〒920-2126 石川県白山市鶴来新町ソ43

氏名 有限会社 柳鉄工所 柳 邦一
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-272-0052

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 柳鉄工所		
保管事業場の所在地	石川県白山市鶴来新町ソ43		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 柳 邦一	電話番号	076-272-0052
保管の場所	石川県白山市鶴来新町ソ43		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	有限会社 柳鉄工所		
所在事業場の所在地	石川県白山市鶴来新町ソ43		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 柳 邦一	電話番号	076-272-0052
所在の場所	石川県白山市鶴来新町ソ43		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
② 33-001	変圧器 (トランス)	20 KVA	(株) 東芝	SH-20	1986年				1 台	156.0 kg	低濃度	2021年5月6日に絶縁油を試験し、判明した。キュービクル内

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) D 票 (直行用)

交付年月日	2023年10月25日	交付番号	56308499645	整理番号		交付担当者	氏名	
事業場 (排出者)	氏名又は名称		(有) 柳井 金工 所		事業場		名称	
	住所 〒920-0006 電話番号 076-77-0032		石川県白山市鶴子新町 143		事業場		所在地 〒920-0006 電話番号 076-77-0032	
産業廃棄物	種類 (普通の産業廃棄物)		種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)		備考	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 2000 引火性廃油	☐ 2400 燃えがら (有害)	544 kg		低濃度 PCB 廃棄物	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 プラスチックくず	☐ 2100 引火性有害物	☐ 2420 廃油 (有害)			有害物質等	
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鉄くず	☐ 2200 酸 (有害)	☐ 2430 汚泥 (有害)			処分方法	
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 ガラス類	☐ 2300 塩酸 (有害)	☐ 2440 廃アルカリ (有害)			規制 (PCB)	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家庭のふん尿	☐ 2400 塩アルカリ	☐ 2450 ばいじん (有害)				
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家庭の死体	☐ 2500 塩アルカリ (有害)	☐ 2460 ばいじん (有害)				
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 2600 廃アルカリ (有害)	☐ 2470 汚泥 (有害)				
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 2700 PCB 等	☐ 2480 廃水銀等				
	☐ 0900 繊維くず	☐ 2000 電気系電子部品	☐ 2800 炭素粉等					
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 2900 指定下水汚泥						
☐ 1100 コムくず		☐ 3000 鉱さい (有害)						
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (資料番号)							
	☐ 帳簿記載のとおり							
	☐ 当票記載のとおり							
委託者	名称/所在地/電話番号							
	☒ 委託契約書記載のとおり							
	☐ 当票記載のとおり							
運搬委託者	氏名又は名称		株式会社日東		名称		三光株式会社朝見工場	
	住所 〒923-1271 電話番号 076-277-1401		石川県能美郡川北町田子島17番地		所在地 〒924-0074 電話番号 0769-44-5271		鳥取県境港市朝見町1番地	
処分委託者	氏名又は名称		三光 株式会社		名称			
	住所 〒684-0034 電話番号 0859-44-6367		鳥取県境港市昭和町5-17		所在地 〒		電話番号	
運搬の委託	委託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)		株式会社日東		運搬終了年月日	2023年10月25日		数量 (及び単位)
処分の委託	委託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)		三光 株式会社		処分終了年月日	2023年11月7日		最終処分
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 又は委託契約書記載の番号							

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E 票 (直行用)

交付年月日	2023年11月25日	交付番号	56308499645	整理番号		交付担当者	氏名	
事業業者 (排出者)	氏名又は名称 (有) 柳鉄工所			名称 (有) 柳鉄工所				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)			種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		
	0100 燃えかす	1000 金属くず	7000 引火性廃油	7404 ばいじん・粉じん等	344 kg			
	0200 汚泥	1100 漆の死体	7010 強酸	7405 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称			
	0300 廃油	1200 漆の死体	7110 強酸(有害)	7406 汚泥(有害)	出発地(及び)廃棄物			
	0400 廃酸	1300 ばいじん	7200 強アルカリ	7407 汚泥(有害)	有害物質等			
	0500 廃アルカリ	1400 ばいじん	7300 強アルカリ	7408 汚泥(有害)	処分方法			
	0600 廃プラスチック等	1500 ばいじん	7400 特別管理産業廃棄物	7409 汚泥(有害)	P C B			
	0700 紙くず	1600 ばいじん	7500 可燃性産業廃棄物	7410 汚泥(有害)	備考・通記欄			
	0800 木くず	1700 ばいじん	7600 P C B 等	7411 汚泥(有害)	水銀使用製品産業廃棄物			
	0900 繊維くず	1800 ばいじん	7700 廃石綿等	7412 汚泥(有害)	水銀含有ばいじん等			
1000 動植物性残さ	1900 ばいじん	7800 指定下水汚泥	7413 汚泥(有害)	石綿含有産業廃棄物				
1100 コムくず	2000 ばいじん	7900 ばいじん(有害)	7414 汚泥(有害)	特定産業廃棄物				
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号							
	☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社日東			名称 株式会社日東				
	住所 〒 923-1271 電話番号 076-277-1491 石川県能登町田子島(1)番地			所在地 〒 923-0074 電話番号 076-277-1491 石川県能登町田子島(1)番地				
処分受託者	氏名又は名称 三九 株式会社			名称				
	住所 〒 684-0034 電話番号 0850-44-5262 鳥取県境港市田代町 1-7			所在地 〒 電話番号				
運搬の受託	受託者の氏名又は名称 株式会社日東 (運搬担当者の氏名)			受領印	運搬 終了年月日	数量(及び単位)		
処分の受託	受託者の氏名又は名称 三九 株式会社 (処分担当者の氏名)			受領印	処分 終了年月日	最終処分 終了年月日		
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所)又は委託契約書記載の番号)			照合確認				
(株)環境保全センター 〒651-2311 TEL 073-955-0630 神戸市西区神戶東灘区渡辺1227番地12号 COVEXマニフェスト販売センター				E 票				
				照合確認				

中間処理業者/最終処分業者/排出事業者/中間処理業者

E 票

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿

令和 6年 5月 24日



届出者

〒921-8011
住 所 石川県金沢市入江2丁目171番地
氏 名 立野石材株式会社 代表取締役 番作 一之
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-291-8800

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	立野石材株式会社 松任店		
所在事業場の所在地	石川県白山市徳丸町182		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	代表取締役	番作 一之	電話番号 076-275-1012
所在の場所	同上		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 個数	総重量 (1台あたり重 量×台数)		
31-001	変圧器 (トランス)	50 kVA	大阪 変圧器	TOSWI	1974.4				1 台	274kg	低濃度	23mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

石川県知事

殿

令和 6年 6月 21 日



届出者

〒921-8043

住所 石川県金沢市西泉1丁目66番地1

氏名 ニューハウス工業株式会社

代表取締役 村上哲也

電話番号 076-244-9120

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	ニューハウス工業株式会社 石川工場		
保管事業場の所在地	石川県白山市水島町860番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川工場生産課長 掛上洋一	電話番号	076-277-1555
保管の場所	石川県白山市水島町860番地1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
③	13-001 変圧器 (トランス)	200KVA	富士機器 (株)	FHB-50	1987年	不明	2025中	1台	525.0kg	不明	なし	囲い有 標示有	分別	なし	調整中	
④	13-002 変圧器 (トランス)	200KVA	富士機器 (株)	FHB-50	1987年	不明	2025中	1台	490.0kg	不明	なし	囲い有 標示有	分別	なし	調整中	
⑧	13-003 変圧器 (トランス)	20KVA	富士機器 (株)	AF6622 00KB2	1987年	不明	2025中	1台	8.0kg	不明	なし	囲い有 標示有	分別	なし	調整中	
⑨	13-004 変圧器 (トランス)	50KVA	富士機器 (株)	AF6625	1987年	不明	2025中	1台	111.0kg	不明	なし	囲い有 標示有	分別	なし	調整中	

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	ニューハウス工業（株） 石川工場		
所在事業場の所在地	石川県白山市水島町860番地1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	石川工場 生産課長 掛上洋一	電話番号	076-277-1555
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 個数	総重量 (1台あたり重 量×台数)		
⑦ 30-001	① 変圧器	50KVA	②東京芝 浦電気	PS6 - K3	1976				1	230kg	低濃度	970mg/kg
② 30-002	① 変圧器	30KVA	⑮松下電 器	SNF-P00	1970				1	190kg	低濃度	55mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入する

こと。

14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

令和 6 年 4 月 30 日

殿



出 所 氏 名	住 所	出 身	職 業	備 考
屈出者	住 所	出 身	職 業	備 考
氏 名				

7924-0011

石川県白山市横江町150

金沢中央炭条工業株式会社

代表取締役 **中村重貴**

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-276-3535 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

保管事業場の名称	金沢中央発条工業株式会社		
保管事業場の所在地	石川県白山市横江町1503番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役社長 中村重貴	電話番号	076-276-3535
保管の場所	石川県白山市横江町1503番地		

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
① 1-001	変圧器 (トランス)	50 KVA	松下電器産業(株)	SNF-P00	1975年	不明	1 台	262.0 kg	低濃度	1992年	PCB検査で判明	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

令和 6 年 4 月 17 日

殿



電話番号 076-278-6688

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社ハクサンケミカル		
所在事業場の所在地	石川県白山市湊町丙16番地1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	工場長	村田 達成	電話番号 076-278-6688
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等						廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)			
① 1-001	変圧器(トランス)	100 KVA	三菱電機	RA-T	1987年	その他	R8.3 (2026.3)	未調整	1 台	365.0 kg	低濃度	1.9mg/kg	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6年 5月16日

石川県知事

殿



届出者 T924-8688
住 所 石川県白山市倉光二丁目1番地
氏 名 白山市長 田村 敏和
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-274-9571

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	白山市立松陽小学校					
保管事業場の所在地	白山市笠間町1150番地1					
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	学校教育課 主事 小鍛治 佑介				電話番号	076-276-1266
保管の場所						

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
①	変圧器 (トランス)	50KVA	東京芝浦 電気(株)	PS6-K5	S53 (1978)	不燃性 (合成) 絶縁油	1台	215.0kg	低濃度			R6.1.24	株式会社 富山環境整備	R6.2.24	
②	ウエス etc						1式	不明	低濃度			R6.1.24	株式会社 富山環境整備	R6.2.24	

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

直行用 産業廃棄物管理票 (統一マニフェスト) D 票

本伝票はノーカーボン紙・7枚複写です。強めにお書き下さい。

交付年月日	2024年2月16日	交付番号	80148173700	整理番号		交付担当者	氏名 佐々木 拓
事業者 (排出者)	氏名又は名称 白山市		事業 (排出事業場)		名称 白山市立松園小学校		
	住所 〒 924-8688 電話番号 076-274-8572 石川県白山市豊光二丁目1番地		所在地 〒 924-0063 電話番号 076-274-9571 石川県白山市笠間町1150番地1				
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☐ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら		☐ 1200 金属くず		2 ケ	鋼製容器	
	☐ 0200 汚泥		☐ 7000 引火性廃油				
	☐ 0300 廃油		☐ 7010 引火性廃油(有害)		産業廃棄物の名称 廃PCB等		
	☐ 0400 廃酸		☐ 7100 強酸				
	☐ 0500 廃アルカリ		☐ 7200 強アルカリ		有害物質等 PCB		
	☐ 0600 廃プラスチック類		☐ 7210 強アルカリ(有害)				
	☐ 0700 紙くず		☐ 7220 ばいじん(有害)		処分方法 焼却		
	☐ 0800 木くず		☐ 7300 感染性廃棄物				
	☐ 0900 繊維くず		☐ 7400 13号廃棄物(有害)		☐ 特定産業廃棄物 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7410 PCB等					
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7420 廃水銀等					
☐ 1200 ガラス・陶磁器くず		☐ 7421 廃石綿等					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり					PCB廃電機機器 / ケ PCB汚染物 / ケ PCB絶縁油 / ケ	
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり					(車番) 1111111111	
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備		運搬先 (処分事業場)	名称 株式会社 富山環境整備			
	住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3			所在地 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3			
処分受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備		積 又 替 え 保 管	名称 *****			
	住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3			所在地 〒 電話番号 *****			
委託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名	株式会社 富山環境整備 吉川 健一		受領欄	運搬 終了年月日	2024年2月16日	有価物拾集量	数量(及び単位)
委託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名	(株)富山環境整備 石田 敦史		処分 終了年月日	2024年2月4日	最終処分 終了年月日	年 月 日	
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						
照合確認	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						

処分業者→排出事業者

D 票

(直行用)

AS-1マニフェスト販売センター

注意 平成17年10月1日に施行された環境省令の改正により、従来までの担当者の氏名に加え会社名の記入が必要です。

運搬の委託

処分の委託

直行用 産業廃棄物管理票 (統一マニフェスト) E票

本伝票はノーカーボン紙・7枚複写です。強めにお書き下さい。

交付年月日 2024年2月16日	交付番号 80148173700	整理番号	交付担当者 佐々木 拓
事業(排出者) 氏名又は名称 富山県 住所 〒 924-0060 電話番号 076-274-0572 石川県白山市越光二丁目1番地		事業(排出事業場) 名称 富山県立松島小学校 所在地 〒 924-0060 電話番号 076-274-0571 石川県白山市笠間町1150番地1	
産業廃棄物 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉱さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石棉等 ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 5000 混合廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鉱さい(有害)		数量(及び単位) 2 ケ	荷姿 網袋等
産業廃棄物の名称 廃PCB等		有害物質等 PCB	処分方法 焼却
中間処理 産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		☐ 特定産業廃棄物 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 PCB廃電機器具 / ケ PCB汚染物 / ケ PCB絶縁油 / ケ (原番)	
最終処分 の場所 名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり	運搬受託者 氏名又は名称 株式会社 富山環境整備 住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3	運搬先の事業場 名称 株式会社 富山環境整備 所在地 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3	
処分受託者 氏名又は名称 株式会社 富山環境整備 住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3	積 又は 替 え 保管 氏名 ***** 所在地 〒 ***** 電話番号 *****		
受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名 株式会社 富山環境整備 石川 伸一	受領印 (印)	運搬 終了年月日 2024年2月16日	数量(及び単位) 有価物拾集量
受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名 (株)富山環境整備 石田 敦史	受領印 (印)	処分 終了年月日 2024年2月4日	最終処分 終了年月日 2024年2月24日
最終処分 を行った場所 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 富山環境整備 富山県富山市婦中町吉谷3-3 TEL076-469-5356		照合 確認 年 月 日 年 月 日 年 月 日	

注意 平成17年10月1日に施行された環境省令の改正により、従来までの担当者の氏名に加え会社名の記入が必要です。

中間処理業者/最終処分業者 ↓ 排出事業者/中間処理業者

E票

(直行用)

AS-1マニフェスト販売センター

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿

令和 6 年 7 月 23 日



届出者

住 所 〒920-2104

石川県白山市月橋町722番地12

医療法人社団新村病院

氏 名 理事長新村篤史

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 076-273-0100

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 2 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	医療法人社団新村病院		
所在事業場の所在地	〒920-2104 石川県白山市月橋町722番地12		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	076-273-0100
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること。

(例:「ドラム缶」、「なし」)。

13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 7 日

石川県知事

殿



届出者 住所 石川県白山市旭丘3丁目13番地
氏 名 株式会社 グリーン工機
代表取締役 川岸 誠二
電話番号 076-275-5477

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社 グリーン工機		
所在事業場の所在地	石川県白山市旭丘3丁目13番地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	代表取締役	川岸 誠二	電話番号 076-275-5477
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 32-001	変圧器 (トランス)	20 KVA	東山電器 (株)	製造番号 101690	S62 (1987)	その他	未定	未実施	1 台	148.0 kg	低濃度	18mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿

2024年 7月22日



届出者

住所 石川県白山市福留町263-1

氏名 山下 哲也

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 076-277-2234

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 3 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 山下鉄工所		
保管事業場の所在地	石川県白山市福留町263-1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	山下 哲也		電話番号 076-277-2234
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 （1台当たり重量×台数）		容器の性状	開い等の有無	分別・混在の別	漏れ等の有無		
① 2-001	変圧器（トランス）	5 KVA	東芝	PS6-6DP5E11	S40.2 (1965)			1 台		低濃度	なし	有	分別			3.9mg/kg

（日本産業規格 A列4番）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6年 6月27日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 7930-0858
住 所 富山県富山市牛島町15番1号
氏 名 北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当（電力保安担当） 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 17-102	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	56.2 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg、 2020.4.1 管理箇所を手取水力センターから金沢電力部に移管(手電01→金電266))管理番号17-002 →17-102に変更
② 31-101	その他 (ドラム缶)							1 缶	30.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg 2020.4.1 管理箇所を手取水力センターから金沢電力部に移管(手電75→金電274)管理番号31-001→ 31-101に変更

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
① 17-102-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1.4 kg	不明	R5.4.25	新たに保管	PCB濃度不明 17-102に1.4kg(1.6L)搬入

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業 者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 手取水力センター				
所在事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-202-6955
所在の場所					

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

① 17-102 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
17-102	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空) ✓
17-102-11	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							13.8 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 17-102に保管 15.3L ✓
17-102-21	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							7.5 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 17-102に保管 8.35L ✓
17-102-31	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1.5 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 17-102に保管 1.64L ✓
17-102-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							2.0 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 17-102に保管 2.2L ✓
17-102-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1.4 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 17-102に保管 1.6L ✓

合計 56.2 kg ✓

②

31-101

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
31-101	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
31-101-11	ウエス							17.0 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管
31-101-21	ウエス							6.0 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管
31-101-31	ウエス							1.0 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管
31-101-41	ウエス							0.7 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管
31-101-51	ウエス							0.5 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管
31-101	ウエス							-25.2 kg	不明	移替	PCB濃度不明 35-017(北金沢)に移替

合計 30.0 kg

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿



届出者

住所

氏名

電話番号

〒924-0004 令和 6 年 5 月 17 日

石川県白山市旭丘一丁目10番地

株式会社 朝日電機製作所

代表取締役 砂崎友宏

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

076-274-2525

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社朝日電機製作所 第1工場		
保管事業場の所在地	石川県白山市旭丘1丁目11番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	076-274-2525
保管の場所	石川県白山市旭丘1丁目11番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 （1台当たり重量×台数）		容器の性状	開い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 1	変圧器（トランス）	30 KVA	21 (東芝電気(株))	PS6-K7	1985			1 台	140.0 kg	不明	なし	開い無、揭示無	分別	なし		
② 1	変圧器（トランス）	75 KVA	21 (東芝電気(株))	UCTR-S4	1985			1 台	295.0 kg	不明	なし	開い無、揭示無	分別	なし		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社朝日電機製作所 第1工場		
所在事業場の所在地	石川県白山市旭丘1丁目11番地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	076-274-2525
所在の場所	石川県白山市旭丘1丁目11番地		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
③ 7	コンデンサー (3kg以上)	30 KVA	21 (株)東京電力	BRTR-W6J2R	1985.7			1 台	14.0 kg	不明		

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

石川県知事 殿



届出者住所氏名
電話番

〒924-0004 令和 6 年 5 月 17 日
石川県白山市旭丘一丁目10番地
株式会社 朝日電機製作所
代表取締役 砂崎友宏
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
076-274-2525

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

保管事業場の名称	株式会社朝日電機製作所 第3工場		
保管事業場の所在地	石川県白山市旭丘1丁目10番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	076-274-2525
保管の場所	石川県白山市旭丘1丁目10番地		

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社朝日電機製作所 第3工場		
所在事業場の所在地	石川県白山市旭丘1丁目10番地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	076-274-2525
所在の場所	石川県白山市旭丘1丁目10番地		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 7	コンデンサー (3kg以上)	30 KVA	18	LV-4	1986			1 台	15.0 kg	不明		
		(株式会社指野電機製作所)										

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 4 月 26 日

石川県知事

殿



届出者 住所 7924-8522 白山市旭丘1丁目12番地
氏名 富士工業株式会社
代表取締役社長 酒井 謙至
電話番号 076-275-0211

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 4 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	富士工業株式会社		
保管事業場の所在地	白山市旭丘1丁目12番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役社長 酒井 謙至	電話番号	076-275-0211
保管の場所	白山市旭丘1丁目12番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 22-1	変圧器（トランス）	150 KVA	三菱電機（株）	SF-T	1984年		未定	1 台		低濃度	金属製箱	囲い無、揭示無	混在	なし	北陸電気工事（株）へ依頼時期未定	
③ 22-2	変圧器（トランス）	300 KVA	三菱電機（株）	PA-T	1976年		未定	1 台		低濃度	金属製箱	囲い無、揭示無	混在	なし	北陸電気工事（株）へ依頼時期未定	

（日本工業規格 A列4番）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 4月30日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 〒920-8203
住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
氏 名 石川県知事 馳 浩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 076-273-1305

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県手取川水道事務所（鶴来浄水場、鶴来取水場）		
保管事業場の所在地	石川県白山市白山町336番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	担当課長兼水質第二係長 上城昭夫	電話番号	076-273-1305
保管の場所	石川県白山市白山町336番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物 県庁(水道企業課:平野さん⑤5467)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等の おそれ		
⑧ 4-007	蛍光灯用 安定器	40W	東芝 電材	FRH-40119B -MI	1979			2台	4kg	低濃度	ペール 缶	囲い有り 掲示有り	分別	なし		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和6年5月8日

石川県知事 殿



届出者 7924-0004
住所 石川県白山市旭丘3丁目7番
氏名 有限会社 茶谷鉄工所 代表 茶谷 英成
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-274-2001

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 茶谷鉄工所				
保管事業場の所在地	石川県白山市旭丘3丁目7番				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 茶谷 英成			電話番号	076-274-2001
保管の場所	同上				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 04-001	変圧器(トラ ンス油)	150kva	愛知電機 (株)	JISC43 04	1991	S7222 80	1	470KG	低濃 度			R5 7.21	(株)富士クリ ー	R5 8.23	

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28ー001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) D票

付年月日	R5 年 7 月 7 日	交付番号	26076348266	整理番号		交付担当者	氏名 竹内 美紀
事業 者 (排出者)	氏名又は名称 有限会社茶谷鉄工所			事業 場 (排出事業場)	名称 有限会社茶谷鉄工所		
	住所 〒924-0004 電話番号 076-274-2001 石川県白山市旭丘3丁目7番				所在地 〒924-0004 電話番号 076-274-2001 石川県白山市旭丘3丁目7番		
産業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☒ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7421 廃石綿等 ☐ ☐ 1000 動植物性残さ ☐ ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ ☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐			数量(及び単位)	荷姿		
				17	17		
				産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物			
				有害物質等 PCB	処分方法 焼却		
				備考・通信欄 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物 廃プラスチック			
				12986			
	間処理 業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり					
	終処分 場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり					
	運搬 受託者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン			運搬 受託者 (処分委託者)	名称 株式会社富士クリーン 焼却施設	
		住所 〒761-2204 電話番号 087-878-3111 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1				所在地 〒761-2206 電話番号 087-878-3511 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙754-1	
処分 受託者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン			処分 受託者 (委託者)	名称		
	住所 〒761-2204 電話番号 087-878-3111 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1				所在地 〒 電話番号		
受託 者の 氏名	(受託者の氏名又は名称) 株式会社富士クリーン			(受領欄)	運搬 終了年月日	数量(及び単位)	
	(運搬担当者の氏名) 早田 隆政						
受託 者の 氏名	(受託者の氏名又は名称) 株式会社富士クリーン			(受領欄)	処分 終了年月日	数量(及び単位)	
	(処分担当者の氏名) 神内 亮介						
処分 場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所)または(委託契約書記載の番号) 株式会社富士クリーン 最終処分場 761-2206 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748-19外			(受領欄)	数量(及び単位) 1.12 kg		
発行用	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会			照 合 確 認	年 月 日 年 月 日 年 月 日		

類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) Ⅱ票

交付年月日	15 年 7 月 27 日	交付番号	26076348266	整理番号		交付担当者	氏名	ITW 美奈
事業 (排出者)	氏名又は名称 有限会社茶谷鉄工所			事業 (排出事業場)	名称 有限会社茶谷鉄工所			
	住所 〒924-0004 電話番号 076-274-2001 石川県白山市旭丘3丁目7番				所在地 〒924-0004 電話番号 076-274-2001 石川県白山市旭丘3丁目7番			
産業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☒ 種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位)		荷姿	
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)				17		18	
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)							
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害)							
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)							
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)							
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)							
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)							
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☒ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等							
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石棉等							
☐ 1000 動植物性残さ ☐ ☐ 7422 指定下水汚泥								
☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 鋳さい(有害)								
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン			運搬 先 (処分事業場)	名称 株式会社富士クリーン 焼却施設			
	住所 〒761-2204 電話番号 087-878-3111 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1				所在地 〒761-2206 電話番号 087-878-3511 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙754-			
処分受託者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン			積 又 は 保 管	名称			
	住所 〒761-2204 電話番号 087-878-3111 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1				所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社富士クリーン			(受領欄)	運搬 終了年月日	15 年 7 月 28 日	有価物数量	数量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社富士クリーン			(受領欄)	処分 終了年月日	15 年 8 月 21 日	最終処分 終了年月日	15.8.23
最終処分を 行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 株式会社富士クリーン 最終処分場 〒761-2206 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748-19外 15.7.11 1.12.19							
照 合 確 認								年 年 年

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 4 月 3 日

石川県知事 殿



届出者 〒924-0815
住 所 石川県白山市三浦町255番地1
氏 名 白山野々市広域事務組合 組合長 田村 敏和
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-274-9585

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	白山野々市広域事務組合 白山郷斎場		
保管事業場の所在地	石川県白山市瀬木野町258番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	076-274-9585
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
① 4-001	変圧器(トランス)	20KVA	北陸電機製造(株)	FH75S6-20S	S56.3 (1981)	C053	1	143kg	低濃度			R5.9.25	(株)富山環境整備	R5.11.2	
② 4-002	変圧器(トランス)	50KVA	北陸電機製造(株)	FH45T6-50S	S56.3 (1981)	C0230	1	321kg	低濃度			R5.9.25	(株)富山環境整備	R5.11.2	
③ 4-003	汚染物(その他 PCBを含む油)						1		低濃度			R5.9.25	(株)富山環境整備	R5.11.2	

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

（直行用）産業廃棄物管理票（統一マニフェスト）E票

本伝票はノーカーボン紙・7枚複写です。強めにお書き下さい。

注意
平成17年10月1日に施行された環境省令の改正により、
従来までの担当者の氏名に加え会社名の記入が必要です。

2023年10月6日 交付番号 80145369485 管理番号		氏名 富山県	
氏名又は名称 白山市産業廃棄物処理会		事業場名称 白山市産業廃棄物処理会	
住所 〒 石川県白山市三浦町255-1 電話番号		所在地 〒 920-2372 電話番号	
☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位) 3 荷姿 缶製容器	産業廃棄物の名称 PCB等
☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石棉等 ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 5000 混合廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 鋳さい(有害)		有害物質等 PCB 処分方法 焼却	
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		特定産業廃棄物 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物	
名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		PCB廃電機機器 2ヶ PCB汚染物 1ヶ PCB絶縁油 ヶ (車番) 1111111111	
氏名又は名称 株式会社 富山環境整備 住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3		名称 株式会社 富山環境整備 所在地 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3	
氏名又は名称 株式会社 富山環境整備 住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3		名称 ***** 所在地 〒 ***** 電話番号 *****	
株式会社 富山環境整備 向井知裕		受領欄 (向井)	数量(及び単位)
(株)富山環境整備 石田敦史		受領欄 (石田)	数量(及び単位)
名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 富山環境整備 富山県富山市婦中町吉谷3-3 TEL076-469-5356		運搬 終了年月日 2023年10月27日 処分 終了年月日 2023年11月2日	有価物拾集量 最終処分 終了年月日 2023年11月2日
		照合確認	年 月 日 年 月 日 年 月 日

中間処理業者/最終処分業者 ↓ 排出事業者/中間処理業者 E票

(直行用)

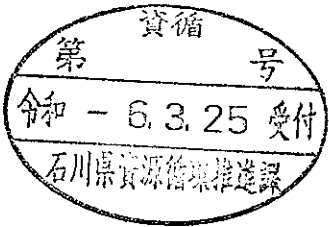
AS-1マニフェスト販売センター

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和6年3月25日

石川県知事

殿



届出者 住 所 石川県白山市横江町1726-18
氏 名 株式会社安江鉄工
代表取締役 安江 浩一
電話番号 076-275-4589

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（事業系マニフェスト）E票

(直行用)

交付年月日	2023年12月15日	交付番号	74062935811	整理番号		交付担当者	氏名	梅澤 美香			
事業者 (排出者)	氏名又は名称			名称		氏名					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号		氏名					
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)				☐ 種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位)	1139	荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)							
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 金属くず(有害)	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)							
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称						
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等						
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	処分方法						
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 はいじん(有害)							
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 はいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄						
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	☐ 水銀使用製品産業廃棄物						
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系図形不要物	☐ 7421 廃石綿等		☐ 水銀含有はいじん等						
	☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥		☐ 石綿含有産業廃棄物						
	☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)		☐ 特定産業廃棄物						
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)										
最終処分の 場所	☐ 帳簿記載のとおり										
	☐ 当欄記載のとおり										
運搬受託者	氏名又は名称			名称		氏名					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号		氏名					
処分受託者	氏名又は名称			名称		氏名					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号		氏名					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称)			(受領)		運搬 終了年月日	2023年11月6日	有価物拾集量	数量(及び単位)		
処分の受託	(受託者の氏名又は名称)			(受領)		処分 終了年月日	2023年12月9日	最終処分 終了年月日	2023年12月10日		
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号			照合確認							
群馬県太田市新田大町600番26 群桐エコロ株式会社 TEL (0276)55-0500				a 7 4 0 6 2 9 3 5 8 1 1 a							

発行元：(株)プラスワンコミュニケーションズ

中間処理業者/最終処分業者/排出事業者/中間処理業者

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 28 日

石川県知事

殿



届出者 7924-0865
住 所 石川県白山市倉光二丁目1番地
氏 名 白山市長 田村 敏和
(公印省略)
電話番号 076-274-9557

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	①松任石川環境クリーンセンター、②市有地 仮置き場		
保管事業場の所在地	①石川県白山市上小川町795番地、②石川県白山市湊町地内		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	(R6.3.31時点)建設部土木課 技師 吉村 康平	※R5撤去業務担当者	電話番号 076-274-9557
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等の おそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重量 ×台数)				
① 4-001	その他 (PCB汚染物(橋梁))	—	—	—	—	—	23個	10,930 kg	低濃度	R5. 3. 20	処分までの仮置き	①に保管 ※総重量の増加
② 5-001	その他 (PCB汚染物(橋梁))	—	—	—	—	—	4個	18,940 kg	低濃度	R5. 11. 15	処分までの仮置き	②に保管
③ 5-002	その他 (塗膜屑、防護服等)	—	—	—	—	—	14缶	385 kg	低濃度	R5. 11. 15	処分までの仮置き	①に保管 ドラム缶7個 ペール缶7個

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者 の名称	処分 年月日	
①・② 4-001 5-001	その他 (PCB汚染物 (橋梁))	—	—	—	—	—	27個	29,870 kg	低濃度	—	—	R5. 11. 17	三光㈱	R6. 2. 24	塗膜等
③ 5-002	その他 (塗膜屑、 防護服等)	—	—	—	—	—	14缶	385 kg	低濃度	—	—	R5. 11. 20	環境開発㈱	R6. 3. 15	ドラム缶 ペール缶

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2022年 11月 1日	交付番号	26091721762	管理番号		交付担当者	氏名 吉村 康平
事業者 (排出者)	氏名又は名称 白山市長			事業場 (排出事業場)	名称 市有地仮置き場		
	住所 〒924-8688 電話番号 076-276-1111 石川県白山市春光2丁目1番地				所在地 〒929-0217 電話番号 石川県白山市湊町地内		
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☒ 種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 9100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)				産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物 有害物質等	処分方法 備考・通信欄 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物	
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)						
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害)						
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)						
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)						
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)						
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)						
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☒ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等						
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7421 廃石棉等						
☐ 1000 動植物性残さ ☐ 混合廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥							
☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鋳さい(有害)							
間処理 又は廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
終処分 場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7			運搬先 の事業場	名称 白山野々市広域事務組合 松任石川環境ケアセンター 所在地 〒924-0066 電話番号 076-276-1362 石川県白山市上小川町795		
処分受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号				積 替 又は 保管	名称 所在地 〒 電話番号	
部分の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社 (運搬担当者の氏名)			(受領欄)		運搬 終了年月日	有価物拾得量
部分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			(受領欄)	処分 終了年月日	最終処分 終了年月日	年月日
終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						
直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会						



11851-6

類似品にご注意ください

照
合
確
認

年	月	日
年	月	日
年	月	日

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

年月日	年 月 日	交付番号	26096814656	整理番号		交付担当者	氏名 吉村 康平
事業者 (排出者)	氏名又は名称	白山市		事業 (排出事業場)	名称	白山野々市広域事務組合 松任石川環境センター	
	住所	〒924-8688 電話番号 076-276-1111 石川県白山市倉光2丁目1番地		所在地	〒924-0066 電話番号 076-276-1362 石川県白山市上小川町796		
産業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	740 荷姿 700L缶	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)			
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	低濃度PCB汚染物(パール缶)		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	処分方法		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	焼却		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等	☐	☐ 水銀使用製品産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 混合廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥	☐	☐ 水銀含有ばいじん等			
☐ 1100 ゴムくず	☐	☐ 7423 鋳さい(有害)	☐	☐ 石棉含有産業廃棄物			
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					☐ 特定産業廃棄物		
☐ 帳簿記載のとおり							
☐ 当欄記載のとおり							
最終処分 場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり				11851-7		
運搬 受託者	氏名又は名称	環境開発株式会社		運搬 先 の 事業場	名称	環境開発株式会社 新保処理工場	
	住所	〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上嶺下4番地7			所在地	〒920-1345 電話番号 076-244-5115 石川県金沢市新保町ラ10外	
処分 受託者	氏名又は名称	環境開発株式会社		積 込 は 保 管	名称		
	住所	〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上嶺下4番地7			所在地	〒 電話番号	
受託 者の 委託	受託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)	環境開発株式会社		(受領欄)	運搬 終了年月日	2024年3月/日	数量(及び単位)
受託 者の 委託	受託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)	環境開発株式会社		(受領欄)	処分 終了年月日	2024年3月/日	数量(及び単位)
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 金沢市新保町213-1外 野々市市 076(244)5115 環境開発株式会社 076(244)5115						
直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

照
合
確
認年 月 日
年 月 日
年 月 日

類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

年月日	交付番号	26096814645	整理番号	交付担当者	氏名	吉村 康平
(排出者)	氏名又は名称	白山市	事業場	名称	白山野々市広域事務組合 松任石川環境センター	
	住所	〒924-8688 電話番号 076-276-1111 石川県白山市倉光2丁目1番地		所在地	〒924-0066 電話番号 076-276-1362 石川県白山市上小川町795	
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	774M 有害 ド74kg
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)		
	☒ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称	
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	低濃度PCB汚染物(ドラム缶)	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等	処分方法
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)		焼却
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考: 通信欄	
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等		☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物	
☒ 1000 動植物性残さ	☒ 混合廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥				
☐ 1100 ゴムくず	☐ 7423 鋳さい(有害)					
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり					
名称/所在地/電話番号	☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり					
名称/所在地/電話番号	315 B 11951-7					
運搬受託者	氏名又は名称	環境開発株式会社	事業場	名称	環境開発株式会社 新保処理工場	
	住所	〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大森町上猫下4番地7		所在地	〒920-1345 電話番号 076-244-5115 石川県金沢市新保町ラ10外	
処分受託者	氏名又は名称	環境開発株式会社	積又倉庫	名称		
	住所	〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大森町上猫下4番地7		所在地	電話番号	
受託者の氏名又は名称	環境開発株式会社	(受領欄)	運搬	数量(及び単位)		
受託者の氏名又は名称	環境開発株式会社	(受領欄)	処分	数量(及び単位)		
名称/所在地/電話番号	(委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号)					
名称/所在地/電話番号	金沢市新保町13-1外 環境開発株式会社 新保処理工場 076(244)5115					
照合確認	年 月 日 年 月 日 年 月 日					

発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会

類似品にご注意ください

マニフェスト集計表

伝票日付	現場名	品名	数量
2023/12/12(火)	市有地仮置き場	低濃度PCB廃棄物	3,930 kg
2023/12/14(木)	市有地仮置き場	低濃度PCB廃棄物	3,610 kg
2023/12/14(木)	市有地仮置き場	低濃度PCB廃棄物	3,970 kg
2023/12/21(木)	市有地仮置き場	低濃度PCB廃棄物	3,630 kg
2023/12/21(木)	市有地仮置き場	低濃度PCB廃棄物	3,800 kg
2024/02/01(木)	白山野々市広域事務組合	低濃度PCB廃棄物	2,170 kg
2024/02/01(木)	白山野々市広域事務組合	低濃度PCB廃棄物	2,270 kg
2024/02/16(金)	白山野々市広域事務組合	低濃度PCB廃棄物	2,880 kg
2024/02/22(木)	白山野々市広域事務組合	低濃度PCB廃棄物	1,390 kg
2024/02/22(木)	白山野々市広域事務組合	低濃度PCB廃棄物	2,220 kg

合計

29,870 kg

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2023年11月1日	交付番号	26091706480	整理番号		交付担当者氏名	吉村 慶子
事業者 (排出者)	氏名又は名称 白山市			名称 市有地 仮置き場	所在地 〒929-0217 石川県白山市湊町地内		
	住所 〒924-0865 石川県白山市倉光二丁目1番地				電話番号 076-276-1111		
産業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☒ 種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位)	3930	有害
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)				☐ 7425 廃油(有害)		
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7426 汚泥(有害)				産業廃棄物の名称		
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7427 廃酸(有害)				低濃度PCB汚染物(濾紙付着紙等)		
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7428 廃アルカリ(有害)				有害物質等		
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7429 ばいじん(有害)				処分方法		
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7430 13号廃棄物(有害)				PCB		
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)				焼却		
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☒ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等				備考 通信欄		
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石棉等				☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ ☐ 混合廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥							
☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鋳さい(有害)							
問処理 業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
終処分 場所	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬 受託者	氏名又は名称 株式会社日章			名称 三光株式会社 潮見工場	所在地 〒684-0074 鳥取県境港市潮見町1番地		
	住所 〒923-1271 石川県能美郡川北町字田子島17番地				電話番号 076-277-1401		
処分 受託者	氏名又は名称 三光株式会社			名称	所在地		
	住所 〒684-0034 鳥取県境港市昭和町5番地17				電話番号 0859-42-5533		
委託 者の委託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社日章 (運搬担当者の氏名) 6239 木田 正			(受領欄) (印)	運搬 完了 年月日 2023年11月2日	数量(及び単位)	3930
委託 者の委託	(受託者の氏名又は名称) 三光株式会社 (処分担当者の氏名) 堀江 真彦			(受領欄) (印)	処分 完了 年月日 2023年11月1日	数量(及び単位)	23.12月1日
終処分 場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所)または(委託契約書記載の番号) 〒651-2311 TEL 078-965-0630 神戸市西区神出町東字座頭谷1227番地1他42筆						
直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

照 合 確 認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

年月日	2023年12月3日	交付番号	26091706502	整理番号		交付担当者	氏名 三村 康子
排出者 (事業者)	氏名又は名称 白山市		名称 市有地 仮置き場				
	住所 〒924-0865 電話番号 076-276-1111 石川県白山市倉光二丁目1番地		所在地 〒929-0217 電話番号 石川県白山市浜町地内				
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	3610	荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	2610 kg		缶
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	低濃度PCB汚染物(濾紙付着鉄骨)		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	処分方法		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	焼却		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考: 通信欄		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系図形不要物	☐ 7421 廃石棉等		☐ 水銀使用製品産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 混合廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥		☐ 水銀含有ばいじん等			
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)		☐ 石棉含有産業廃棄物			
	☐ 特定産業廃棄物						
問処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
終処分 場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社日章		名称 三光株式会社 瀬見工場				
	住所 〒923-1271 電話番号 076-277-1401 石川県能美郡川北町字田子島17番地		所在地 〒684-0074 電話番号 0859-44-5277 鳥取県境港市瀬見町1番地				
処分受託者	氏名又は名称 三光株式会社		名称				
	住所 〒684-0034 電話番号 0859-42-5533 鳥取県境港市昭和町5番地17		所在地 〒 電話番号				
受託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社日章 (運搬担当者の氏名) 6239 三村 康子		(受領欄)	運搬 終了年月日	2023年12月14日	有価物拾得量	数量(及び単位)
分の受託	(受託者の氏名又は名称) 三光株式会社 (処分担当者の氏名) 三村 康子		(受領欄)	処分 終了年月日	2023年12月9日	最終処分 終了年月日	23.12.23
処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所であり、又は委託契約書記載の番号) 環境保全センター 〒651-2311 TEL 078-955-0630 神戸市西区神出町東山原谷1227番地1他427						
直行用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

類似品にご注意ください

照合 確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

付年月日	年 月 日	交付番号	26091706491	整理番号		交付担当者	氏名 吉村 辰平	
事業者 (排出者)	氏名又は名称 白山市			事業 場 場 場	名称 市有地 仮置き場			
	住所 〒924-0865 電話番号 076-276-1111 石川県白山市森光二丁目1番地				所在地 〒929-0217 電話番号 石川県白山市湊町地内			
産業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☒ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石棉等 ☐ ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 混合廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ ☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐			数量(及び単位) 3970 荷姿				
	産業廃棄物の名称							
	低濃度PCB汚染物(塗膜付着鉄骨)							
	有害物質等						処分方法	
							焼却	
	備考 通信欄							
	☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物							
	問処理 業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
	処分 場所	☐ 帳簿記載のとおり ☒ 当欄記載のとおり						
		名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬 受託者	氏名又は名称 株式会社日章			運搬 受託 者 の 場 所	名称 三光株式会社 潮見工場			
	住所 〒923-1271 電話番号 076-277-1401 石川県能美郡川北町宇田子豊い7番地				所在地 〒684-0074 電話番号 0859-44-5277 鳥取県鳥取市潮見町1番地			
処分 受託者	氏名又は名称 三光株式会社			処分 受託 者 の 場 所	名称			
	住所 〒684-0034 電話番号 0859-42-5533 鳥取県鳥取市昭和町5番地1-7				所在地 〒 電話番号			
委託 者の 委託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社日章 (運搬担当者の氏名) 田島 恒次			(受領欄)	運搬 終了年月日	2023 年 2 月 14 日	数量(及び単位)	
委託 者の 委託	(受託者の氏名又は名称) 三光株式会社 (処分担当者の氏名) 田島 真介			(受領欄)	処分 終了年月日	2023 年 12 月 19 日	最終処分 終了年月日 23 12 19	
処分 場所 を 行 った 場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 環境保全センター TEL 078-965-0630							

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

照
合
確
認

年 月 日
年 月 日
年 月 日

類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 伝票

付年月日	2023年12月20日	交付番号	26091706524	整理番号		交付担当者	氏名 吉村 康平
事業者 (排出者)	氏名又は名称 白山市			名称 市有地 仮置き場			
	住所 〒924-0865 電話番号 076-276-1111 石川県白山市倉光二丁目1番地			所在地 〒929-0217 電話番号 石川県白山市湊町地内			
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		3630 荷姿
	☐ 0100 燃えがら		☐ 1200 金属くず		☐ 7000 引火性廃油		☐ 7424 燃えがら(有害)
	☐ 0200 汚泥		☐ 1300 ガラス・陶磁器くず		☐ 7010 引火性廃油(有害)		☐ 7425 廃油(有害)
	☐ 0300 廃油		☐ 1400 鋳さい		☐ 7100 強酸		☐ 7426 汚泥(有害)
	☐ 0400 廃酸		☐ 1500 がれき類		☐ 7110 強酸(有害)		☐ 7427 廃酸(有害)
	☐ 0500 廃アルカリ		☐ 1600 家畜のふん尿		☐ 7200 強アルカリ		☐ 7428 廃アルカリ(有害)
	☐ 0600 廃プラスチック類		☐ 1700 家畜の死体		☐ 7210 強アルカリ(有害)		☐ 7429 ばいじん(有害)
	☐ 0700 紙くず		☐ 1800 ばいじん		☐ 7300 感染性廃棄物		☐ 7430 13号廃棄物(有害)
	☐ 0800 木くず		☐ 1900 13号廃棄物		☐ 7410 PCB等		☐ 7440 廃水銀等
	☐ 0900 繊維くず		☐ 4000 動物系固形不要物		☐ 7421 廃石棉等		
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 混合廃棄物		☐ 7422 指定下水汚泥			
☐ 1100 ゴムくず		☐		☐ 7423 鋳さい(有害)			
間処理 業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
終処分 場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社日章			名称 三光株式会社 瀬見工場			
	住所 〒923-1271 電話番号 076-277-1401 石川県能美郡川北町字田子島い7番地			所在地 〒684-0074 電話番号 0859-44-5277 鳥取県境港市瀬見町1番地			
処分受託者	氏名又は名称 三光株式会社			名称			
	住所 〒684-0034 電話番号 0859-42-5633 鳥取県境港市昭和町5番地17			所在地 〒 電話番号			
受託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社日章 (運搬担当者の氏名) 6239 田中 正一			(受領欄)	数量(及び単位)		
分の受託	(受託者の氏名又は名称) 三光株式会社 (処分担当者の氏名) 堀江 直隆			(受領欄)	数量(及び単位)		
終処分を 行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にある場合は委託契約書記載の番号) 〒651-2311 TEL 078-965-0630 神戸市西区神出町東字座頭谷1227番地(他42年)						

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

照合確認

年 月 日
年 月 日
年 月 日

類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

付年月日	年 月 日	交付番号	26091706513	整理番号		交付担当者	氏名 吉村康平
事業者 (排出者)	氏名又は名称 白山市			名称 市有地 仮置き場	所在地 〒920-0217 電話番号		
	住所 〒924-0865 電話番号 076-276-1111 石川県白山市春光二丁目1番地				石川県白山市津町地内		
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	3800	荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)			
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	低濃度PCB汚染物(濃度付着鉄骨)		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	処分方法		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	焼却		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不燃物	☐ 7421 廃石棉等		☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物		
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
最終処分場所	名称/所在地/電話番号			☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり			
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社日章			名称 三光株式会社 潮見工場	所在地 〒684-0074 電話番号 0859-44-5277		
	住所 〒923-1271 電話番号 076-277-1401 石川県能美郡川北町字田子島い7番地				鳥取県境港市潮見町1番地		
処分受託者	氏名又は名称 三光株式会社			名称	所在地 〒 電話番号		
	住所 〒684-0034 電話番号 0859-42-5533 鳥取県境港市昭和町5番地17						
受託者の氏名又は名称(運搬担当者の氏名)	株式会社日章			(受領欄)	運搬年月日	2023年1月2日	数量(及び単位)
受託者の氏名又は名称(処分担当者の氏名)	三光株式会社			(受領欄)	処分年月日	2023年1月2日	23.12.29
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 環境保全センター 〒651-2311 TEL 078-955-0630 神戸市西区神出町東字座頭谷1227番地142号			照合確認			
直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会			年 月 日			

類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

年月日	2024年1月1日	交付番号	26091705673	整理番号		交付担当者	氏名 吉村 康平
(排出者)	氏名又は名称 白山市			(排出事業場)	名称 白山野々市広域事務組合 松任石川環境センター		
	住所 〒924-0865 電話番号 076-276-1111 石川県白山市倉光二丁目1番地				所在地 〒924-0066 電話番号 076-276-1362 石川県白山市上小川町796		
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☒ 種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位)	2170	荷姿
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)				2170kg	紙	
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)				産業廃棄物の名称		
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害)				低濃度PCB汚染物(濾膜付着鉄屑)		
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)				有害物質等		
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)				処分方法		
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)				焼却		
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)				備考: 通信欄		
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☒ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等				☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物		
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石棉等						
☐ 1000 動植物性残さ ☐ 混合廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥							
☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鋳さい(有害)							
問処理	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
は廃棄物	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
終処分	名称/所在地/電話番号						
場所	☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社日章			(運搬先事業場)	名称 三光株式会社 潮見工場		
	住所 〒923-1271 電話番号 076-277-1401 石川県能美郡川北町字田子島い7番地				所在地 〒684-0074 電話番号 0859-44-5277 鳥取県境港市潮見町1番地		
処分受託者	氏名又は名称 三光株式会社			(積又は保)	名称		
	住所 〒684-0034 電話番号 0859-42-5533 鳥取県境港市昭和町5番地17				所在地 〒 電話番号		
分の委託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社日章			(受領欄)	運搬年月日	2024年2月1日	数量(及び単位)
	(運搬担当者の氏名) 村田 正志			(受領欄)	処分年月日	2024年2月3日	最終処分年月日
分の委託	(受託者の氏名又は名称) 三光株式会社			(受領欄)	処分年月日	2024年2月3日	最終処分年月日
	(処分担当者の氏名) 正志 真			(受領欄)	処分年月日	2024年2月3日	最終処分年月日
終処分を	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場合) (委託契約書記載の場合)						
った場所	〒651-2311 TEL 078-965-0630 神戸市西区神出町東字座頭谷1227番地1842						
直行用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

照合確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E 票 (直行用)

年月日	2024 年 2 月 1 日	交付番号	56308499715	整理番号		交付担当者	氏名 林 弘 幸	印		
排出者	氏名又は名称 白山市			事業場	名称 白山市環境保健センター					
	住所 〒914-0365 電話番号				所在地 〒 電話番号					
石川県白山市倉本2丁目1番55			石川県白山市中町795							
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)				☒ 種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位) 2270 kg	荷姿 在姿
	☐ 0100 燃えがら		☐ 1200 金属くず		☐ 7000 引火性廃油		☐ 7424 燃えがら(有害)		産業廃棄物の名称 低濃度 PCB 廃棄物	
	☐ 0200 汚泥		☐ 1300 ガラス・陶磁器くず		☐ 7010 引火性廃油(有害)		☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0300 廃油		☐ 1400 鋳さい		☐ 7100 強酸		☐ 7426 汚泥(有害)		有害物質等 PCB	
	☐ 0400 廃酸		☐ 1500 がれき類		☐ 7110 強酸(有害)		☐ 7427 廃酸(有害)			
	☐ 0500 廃アルカリ		☐ 1600 家畜のふん尿		☐ 7200 強アルカリ		☐ 7428 廃アルカリ(有害)		処分方法 焼却(PCB)	
	☐ 0600 廃プラスチック類		☐ 1700 家畜の死体		☐ 7210 強アルカリ(有害)		☐ 7429 ばいじん(有害)			
	☐ 0700 紙くず		☐ 1800 ばいじん		☐ 7300 感染性廃棄物		☐ 7430 13号廃棄物(有害)		備考・通信欄	
	☐ 0800 木くず		☐ 1900 13号廃棄物		☒ 7410 PCB等		☐ 7440 廃水銀等			
	☐ 0900 繊維くず		☐ 4000 動物系固形不要物		☐ 7421 廃石綿等		☐			
☐ 1000 動植物性残さ		☐		☐ 7422 指定下水汚泥		☐				
☐ 1100 ゴムくず		☐		☐ 7423 鋳さい(有害)		☐		☐ 水銀使用製品産業廃棄物		
☐ 水銀含有ばいじん等										
☐ 石綿含有産業廃棄物										
☐ 特定産業廃棄物										
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)	☐ 帳簿記載のとおり									
☐ 当欄記載のとおり										
名称/所在地/電話番号	☒ 委託契約書記載のとおり									
☐ 当欄記載のとおり										
90046-10 002										
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社日華			運搬先の事業場	名称 三光株式会社潮見工場					
	住所 〒 923-1271 電話番号 076-277-1401 石川県能美郡川北町子島17番地				所在地 〒 684-0074 電話番号 0859-44-5277 鳥取県境港市潮見町1番地					
処分受託者	氏名又は名称 三光 株式会社			積替又は保管	名称					
	住所 〒 684-0034 電話番号 0859-44-5367 鳥取県境港市昭和町5-17				所在地 〒 電話番号					
受託者	(受託者の氏名又は名称) 株式会社日華			受領印	運搬	数量(及び単位)				
	(運搬担当者の氏名) 林 弘 幸				終了年月日	2024 年 2 月 / 日	有価物拾集量			
受託者	(受託者の氏名又は名称) 三光 株式会社			受領印	処分	最終処分				
	(処分担当者の氏名) 林 弘 幸				終了年月日	2024 年 2 月 16 日	最終処分 終了年月日	24 年 2 月 24 日		
受託者	名称/所在地/電話番号			(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			照合確認			
	環境保全センター			〒651-2311 TEL 078-965-068			年 月 日			
COVEX マニフェスト 神戸市西區南雲町字座頭谷1227番地1他423										

年月日	年 月 日	交付番号	26091705581	整理番号		交付担当者	氏名 杉村 辰子
事業 業者 (排出者)	氏名又は名称 白山市			名称 白山野々市広域事務組合 松任石川環境列センター	所在地 〒924-0066 電話番号 076-276-1362		
	住所 〒924-0865 電話番号 076-276-1111 石川県白山市意光二丁目1番地				石川県白山市上小川町795		
産業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	2880	荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)			
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	低濃度PCB汚染物(塗膜付鉄板)		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	処分方法		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	焼却		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不棄物	☐ 7421 廃石棉等		☐ 水銀使用製品産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 混合廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥		☐ 水銀含有ばいじん等			
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)		☐ 石棉含有産業廃棄物			
問処理 業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
終処分 場所	☐ 帳簿記載のとおり						
	☐ 当欄記載のとおり						
運搬 受託者	氏名又は名称 株式会社日章			名称 三光株式会社 潮見工場	所在地 〒684-0074 電話番号 0859-44-5277		
	住所 〒923-1271 電話番号 076-277-1401 石川県能登郡川北町宇田子越い7番地				鳥取県岩手市潮見町1番地		
処分 受託者	氏名又は名称 三光株式会社			名称	所在地 〒 電話番号		
	住所 〒684-0034 電話番号 0859-42-5533 鳥取県岩手市昭和町5番地17						
委託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社日章 (運搬担当者の氏名) 林 弘幸			(受領欄)	運搬 終了年月日	年 月 日	数量(及び単位)
委託	(受託者の氏名又は名称) 三光株式会社 (処分担当者の氏名) 辰立 真			(受領欄)	処分 終了年月日	2024 年 2 月 2 日	数量(及び単位)
処分 場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 環境保全センター 〒651-2311 TEL 078-965-0630 神戸市中央区神出町東京ビル122号1242号						
発行用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E 票 (直行用)

交付年月日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名	印	
2024年2月1日	56308499704					
排出者	氏名又は名称	住所	電話番号	名称	所在地	
	白山市	〒794-0065		白山市	〒794-0066	
	〒794-0065	電話番号		〒794-0066	電話番号	
	〒794-0065	電話番号		〒794-0066	電話番号	
産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	1390	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	10000 kg	注姿
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称	
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	低濃度PCB廃棄物	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等	処分方法
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	PCB	焼却(PCB)
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄	
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等		☐ 水銀使用製品産業廃棄物	
	☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥		☐ 水銀含有ばいじん等	
	☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)		☐ 石綿含有産業廃棄物	
					☐ 特定産業廃棄物	
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
☐ 帳簿記載のとおり						
☐ 当欄記載のとおり						
名称/所在地/電話番号						
☒ 委託契約書記載のとおり						
☐ 当欄記載のとおり						
氏名又は名称	株式会社日章	名称	三光株式会社潮見工場			
住所	〒923-1271 電話番号 076-277-1401 石川県能登郡川北町田子島47番地	所在地	〒684-0074 電話番号 0859-44-5277 鳥取県境港市潮見町1番地			
氏名又は名称	三光 株式会社	名称				
住所	〒684-0034 電話番号 0859-44-5367 鳥取県境港市昭和町5-17	所在地				
(受託者の氏名又は名称)	株式会社日章	受領印	運搬	数量(及び単位)		
(運搬担当者の氏名)	伊藤 正幸		2024年2月1日			
(受託者の氏名又は名称)	三光 株式会社	受領印	処分	数量(及び単位)		
(処分担当者の氏名)	坂本 修一		2024年2月1日			
名称/所在地/電話番号	(委託契約書記載の場所にあてはめて委託契約書記載の番号)					
環境保全センター					照合確認	
〒651-2311 TEL 078-965-0630					年 月 日	
神戸市西区神出町東宝座頭谷1227番地(他42号)					年 月 日	
COVEXマニフェスト販売センター					年 月 日	

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

年月日	年 月 日	交付番号	26091705592	整理番号		交付担当者	氏名 吉村 康平
排出者 (排出者)	氏名又は名称 白山市			引出場所 (引出場所)	名称 白山野々市広域事務組合 松任石川環境センター		
	住所 〒924-0805 電話番号 076-276-1111 石川県白山市倉光二丁目1番地				所在地 〒924-0066 電話番号 076-276-1362 石川県白山市上小川町795		
産業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)			☒ 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位) 2220 荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	2220		
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	1kg		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	低濃度PCB汚染物(塗膜付着鉄骨)		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	PCB		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	処分方法		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	焼却		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等		備考・通信欄		
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 混合廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥		☐ 水銀使用製品産業廃棄物			
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)		☐ 水銀含有ばいじん等			
間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						☐ 帳簿記載のとおり
							☐ 帳簿記載のとおり
							☐ 当欄記載のとおり
終処分 場所	名称/所在地/電話番号						
	☒ 委託契約書記載のとおり						
	☐ 当欄記載のとおり						
運搬 受託者	氏名又は名称 株式会社日章			運搬先 (引出先)	名称 三光株式会社 潮見工場		
	住所 〒923-1271 電話番号 076-277-1401 石川県能美郡川北町字田子島い7番地				所在地 〒684-0074 電話番号 0859-44-5277 鳥取県境港市潮見町1番地		
処分 受託者	氏名又は名称 三光株式会社			積込 又は 保管	名称		
	住所 〒684-0034 電話番号 0859-42-5533 鳥取県境港市昭和町5番地17				所在地 〒 電話番号		
受託 者の委託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社日章			(受領欄)	運搬 年月日	数量(及び単位)	
	(運搬担当者の氏名)				2024年2月24日	有価物拾集量	
受託 者の委託	(受託者の氏名又は名称) 三光株式会社			(受領欄)	処分 年月日	数量(及び単位)	
	(処分担当者の氏名)				2024年2月24日	最終処分 年月日	24. 2. 28
終処分 場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						
	(株)環境保全センター						
	〒651-2311 TEL 078-965-0630						
	神戸市西区神武町東手塚頂谷1227番地1他42号						
直行用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						
	照合確認						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						

類似品にご注意ください

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 3 月 7 日

石川県知事

殿



届出者

住所 〒924-0803 石川県白山市乾町250番地 ✓
氏名 株式会社吉田機械 代表取締役 吉田陽平 ✓
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-276-2555

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社吉田機械 ✓		
保管事業場の所在地	〒924-0803 石川県白山市乾町250番地 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役吉田陽平 ✓	電話番号	076-276-2555 ✓
保管の場所	〒924-00803 石川県白山市乾町250番地 ✓		

吉田機械

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
①	トランス	20KVA	三菱	SF	1982		5年12月	1	111kg	低濃度	正常	無し	無し	無し	交渉中	
②	トランス	50 KVA	三菱	RA	1982		5年12月	1	265kg	低濃度	正常	無し	無し	無し	交渉中	

①	トランス	20kVA	三菱	SF	1982	1	111	低濃度	6年1月15日	日重環境株式会社	5年12月26日	日重環境株式会社	6年1月12日
②	トランス	50kVA	三菱	RA	1982	1	265kg	低濃度	6年1月15日	日重環境株式会社	5年12月26日	日重環境株式会社	6年1月12日

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台あたり重量×台数)		

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類 ；	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（事業系マニフェスト）B2票（直行用）

交付年月日	2023年/2月/26日	交付番号	75018245164	整理番号		交付担当者氏名	吉田 陽平	
事業系（排出者）	氏名又は名称 株式会社吉田機械			事業系（排出者）	名称 株式会社吉田機械			
	住所 〒 920-2126 電話番号 石川県白山市乾町250番地				所在地 〒 920-2126 電話番号 石川県白山市乾町250番地			
産業廃棄物	☐ 種類（普通の産業廃棄物）			☒ 種類（特別管理産業廃棄物）			数量（及び単位）	荷姿
	☐ 0100 燃えがら			☐ 7000 引火性廃油			トランス 2台	有姿
	☐ 0200 汚泥			☐ 7424 燃えがら（有害）				
	☐ 0300 廃油			☐ 7010 引火性廃油（有害）			産業廃棄物の名称 低濃度PCB廃棄物	
	☐ 0400 廃酸			☐ 7425 廃油（有害）			有害物質等 低濃度PCB	
	☐ 0500 廃アルカリ			☐ 7426 汚泥（有害）			処分方法 焼却	
	☐ 0600 廃プラスチック類			☐ 7427 廃酸（有害）			備考・通信欄	
	☐ 0700 紙くず			☐ 7428 廃アルカリ（有害）			☐ 水銀使用製品産業廃棄物	
	☐ 0800 木くず			☐ 7429 ばいじん（有害）			☐ 水銀含有ばいじん等	
	☐ 0900 繊維くず			☐ 7430 13号廃棄物（有害）			☐ 石綿含有産業廃棄物	
☐ 1000 動植物性残さ			☒ 7410 PCB等			☐ 特定産業廃棄物		
☐ 1100 ゴムくず			☐ 7421 廃石綿等					
☐ 1200 金属くず			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1300 金属くず			☐ 7423 鋳さい（有害）					
☐ 1400 鋳さい			☐ 7424 燃えがら（有害）					
☐ 1500 がれき類			☐ 7425 廃油（有害）					
☐ 1600 家畜のふん尿			☐ 7426 汚泥（有害）					
☐ 1700 家畜の死体			☐ 7427 廃酸（有害）					
☐ 1800 ばいじん			☐ 7428 廃アルカリ（有害）					
☐ 1900 13号廃棄物			☐ 7429 ばいじん（有害）					
☐ 2000 動物系固形不要物			☐ 7430 13号廃棄物（有害）					
☐ 2100 動物系固形不要物			☒ 7412 PCB汚染物					
☐ 2200 動物系固形不要物			☐ 7421 廃石綿等					
☐ 2300 動物系固形不要物			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 2400 動物系固形不要物			☐ 7423 鋳さい（有害）					
☐ 2500 動物系固形不要物			☐ 7424 燃えがら（有害）					
☐ 2600 動物系固形不要物			☐ 7425 廃油（有害）					
☐ 2700 動物系固形不要物			☐ 7426 汚泥（有害）					
☐ 2800 動物系固形不要物			☐ 7427 廃酸（有害）					
☐ 2900 動物系固形不要物			☐ 7428 廃アルカリ（有害）					
☐ 3000 動物系固形不要物			☐ 7429 ばいじん（有害）					
☐ 3100 動物系固形不要物			☐ 7430 13号廃棄物（有害）					
☐ 3200 動物系固形不要物			☐ 7431 13号廃棄物（有害）					
☐ 3300 動物系固形不要物			☐ 7432 13号廃棄物（有害）					
☐ 3400 動物系固形不要物			☐ 7433 13号廃棄物（有害）					
☐ 3500 動物系固形不要物			☐ 7434 13号廃棄物（有害）					
☐ 3600 動物系固形不要物			☐ 7435 13号廃棄物（有害）					
☐ 3700 動物系固形不要物			☐ 7436 13号廃棄物（有害）					
☐ 3800 動物系固形不要物			☐ 7437 13号廃棄物（有害）					
☐ 3900 動物系固形不要物			☐ 7438 13号廃棄物（有害）					
☐ 4000 動物系固形不要物			☐ 7439 13号廃棄物（有害）					
☐ 4100 動物系固形不要物			☐ 7440 廃水銀等					
☐ 4200 動物系固形不要物			☒ 7412 PCB汚染物					
☐ 4300 動物系固形不要物			☐ 7421 廃石綿等					
☐ 4400 動物系固形不要物			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 4500 動物系固形不要物			☐ 7423 鋳さい（有害）					
☐ 4600 動物系固形不要物			☐ 7424 燃えがら（有害）					
☐ 4700 動物系固形不要物			☐ 7425 廃油（有害）					
☐ 4800 動物系固形不要物			☐ 7426 汚泥（有害）					
☐ 4900 動物系固形不要物			☐ 7427 廃酸（有害）					
☐ 5000 動物系固形不要物			☐ 7428 廃アルカリ（有害）					
☐ 5100 動物系固形不要物			☐ 7429 ばいじん（有害）					
☐ 5200 動物系固形不要物			☐ 7430 13号廃棄物（有害）					
☐ 5300 動物系固形不要物			☐ 7431 13号廃棄物（有害）					
☐ 5400 動物系固形不要物			☐ 7432 13号廃棄物（有害）					
☐ 5500 動物系固形不要物			☐ 7433 13号廃棄物（有害）					
☐ 5600 動物系固形不要物			☐ 7434 13号廃棄物（有害）					
☐ 5700 動物系固形不要物			☐ 7435 13号廃棄物（有害）					
☐ 5800 動物系固形不要物			☐ 7436 13号廃棄物（有害）					
☐ 5900 動物系固形不要物			☐ 7437 13号廃棄物（有害）					
☐ 6000 動物系固形不要物			☐ 7438 13号廃棄物（有害）					
☐ 6100 動物系固形不要物			☐ 7439 13号廃棄物（有害）					
☐ 6200 動物系固形不要物			☐ 7440 廃水銀等					
☐ 6300 動物系固形不要物			☒ 7412 PCB汚染物					
☐ 6400 動物系固形不要物			☐ 7421 廃石綿等					
☐ 6500 動物系固形不要物			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 6600 動物系固形不要物			☐ 7423 鋳さい（有害）					
☐ 6700 動物系固形不要物			☐ 7424 燃えがら（有害）					
☐ 6800 動物系固形不要物			☐ 7425 廃油（有害）					
☐ 6900 動物系固形不要物			☐ 7426 汚泥（有害）					
☐ 7000 引火性廃油			☐ 7427 廃酸（有害）					
☐ 7010 引火性廃油（有害）			☐ 7428 廃アルカリ（有害）					
☐ 7020 引火性廃油（有害）			☐ 7429 ばいじん（有害）					
☐ 7030 引火性廃油（有害）			☐ 7430 13号廃棄物（有害）					
☐ 7040 引火性廃油（有害）			☐ 7431 13号廃棄物（有害）					
☐ 7050 引火性廃油（有害）			☐ 7432 13号廃棄物（有害）					
☐ 7060 引火性廃油（有害）			☐ 7433 13号廃棄物（有害）					
☐ 7070 引火性廃油（有害）			☐ 7434 13号廃棄物（有害）					
☐ 7080 引火性廃油（有害）			☐ 7435 13号廃棄物（有害）					
☐ 7090 引火性廃油（有害）			☐ 7436 13号廃棄物（有害）					
☐ 7100 引火性廃油（有害）			☐ 7437 13号廃棄物（有害）					
☐ 7110 引火性廃油（有害）			☐ 7438 13号廃棄物（有害）					
☐ 7120 引火性廃油（有害）			☐ 7439 13号廃棄物（有害）					
☐ 7130 引火性廃油（有害）			☐ 7440 廃水銀等					
☐ 7140 引火性廃油（有害）			☒ 7412 PCB汚染物					
☐ 7150 引火性廃油（有害）			☐ 7421 廃石綿等					
☐ 7160 引火性廃油（有害）			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 7170 引火性廃油（有害）			☐ 7423 鋳さい（有害）					
☐ 7180 引火性廃油（有害）			☐ 7424 燃えがら（有害）					
☐ 7190 引火性廃油（有害）			☐ 7425 廃油（有害）					
☐ 7200 引火性廃油（有害）			☐ 7426 汚泥（有害）					
☐ 7210 引火性廃油（有害）			☐ 7427 廃酸（有害）					
☐ 7220 引火性廃油（有害）			☐ 7428 廃アルカリ（有害）					
☐ 7230 引火性廃油（有害）			☐ 7429 ばいじん（有害）					
☐ 7240 引火性廃油（有害）			☐ 7430 13号廃棄物（有害）					
☐ 7250 引火性廃油（有害）			☐ 7431 13号廃棄物（有害）					
☐ 7260 引火性廃油（有害）			☐ 7432 13号廃棄物（有害）					
☐ 7270 引火性廃油（有害）			☐ 7433 13号廃棄物（有害）					
☐ 7280 引火性廃油（有害）			☐ 7434 13号廃棄物（有害）					
☐ 7290 引火性廃油（有害）			☐ 7435 13号廃棄物（有害）					
☐ 7300 引火性廃油（有害）			☐ 7436 13号廃棄物（有害）					
☐ 7310 引火性廃油（有害）			☐ 7437 13号廃棄物（有害）					
☐ 7320 引火性廃油（有害）			☐ 7438 13号廃棄物（有害）					
☐ 7330 引火性廃油（有害）			☐ 7439 13号廃棄物（有害）					
☐ 7340 引火性廃油（有害）			☐ 7440 廃水銀等					
☐ 7350 引火性廃油（有害）			☒ 7412 PCB汚染物					
☐ 7360 引火性廃油（有害）			☐ 7421 廃石綿等					
☐ 7370 引火性廃油（有害）			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 7380 引火性廃油（有害）			☐ 7423 鋳さい（有害）					
☐ 7390 引火性廃油（有害）			☐ 7424 燃えがら（有害）					
☐ 7400 引火性廃油（有害）			☐ 7425 廃油（有害）					
☐ 7410 引火性廃油（有害）			☐ 7426 汚泥（有害）					
☐ 7420 引火性廃油（有害）			☐ 7427 廃酸（有害）					
☐ 7430 引火性廃油（有害）			☐ 7428 廃アルカリ（有害）					
☐ 7440 引火性廃油（有害）			☐ 7429 ばいじん（有害）					
☐ 7450 引火性廃油（有害）			☐ 7430 13号廃棄物（有害）					
☐ 7460 引火性廃油（有害）			☐ 7431 13号廃棄物（有害）					
☐ 7470 引火性廃油（有害）			☐ 7432 13号廃棄物（有害）					
☐ 7480 引火性廃油（有害）			☐ 7433 13号廃棄物（有害）					
☐ 7490 引火性廃油（有害）			☐ 7434 13号廃棄物（有害）					
☐ 7500 引火性廃油（有害）			☐ 7435 13号廃棄物（有害）					
☐ 7510 引火性廃油（有害）			☐ 7436 13号廃棄物（有害）					
☐ 7520 引火性廃油（有害）			☐ 7437 13号廃棄物（有害）					
☐ 7530 引火性廃油（有害）			☐ 7438 13号廃棄物（有害）					
☐ 7540 引火性廃油（有害）			☐ 7439 13号廃棄物（有害）					
☐ 7550 引火性廃油（有害）			☐ 7440 廃水銀等					
☐ 7560 引火性廃油（有害）			☒ 7412 PCB汚染物					
☐ 7570 引火性廃油（有害）			☐ 7421 廃石綿等					
☐ 7580 引火性廃油（有害）			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 7590 引火性廃油（有害）			☐ 7423 鋳さい（有害）					
☐ 7600 引火性廃油（有害）			☐ 7424 燃えがら（有害）					
☐ 7610 引火性廃油（有害）			☐ 7425 廃油（有害）					
☐ 7620 引火性廃油（有害）			☐ 7426 汚泥（有害）					
☐ 7630 引火性廃油（有害）			☐ 7427 廃酸（有害）					
☐ 7640 引火性廃油（有害）			☐ 7428 廃アルカリ（有害）					
☐ 7650 引火性廃油（有害）			☐ 7429 ばいじん（有害）					
☐ 7660 引火性廃油（有害）			☐ 7430 13号廃棄物（有害）					
☐ 7670 引火性廃油（有害）			☐ 7431 13号廃棄物（有害）					
☐ 7680 引火性廃油（有害）			☐ 7432 13号廃棄物（有害）					
☐ 7690 引火性廃油（有害）			☐ 7433 13号廃棄物（有害）					
☐ 7700 引火性廃油（有害）			☐ 7434 13号廃棄物（有害）					
☐ 7710 引火性廃油（有害）			☐ 7435 13号廃棄物（有害）					
☐ 7720 引火性廃油（有害）			☐ 7436 13号廃棄物（有害）					
☐ 7730 引火性廃油（有害）			☐ 7437 13号廃棄物（有害）					
☐ 7740 引火性廃油（有害）			☐ 7438 13号廃棄物（有害）					
☐ 7750 引火性廃油（有害）			☐ 7439 13号廃棄物（有害）					
☐ 7760 引火性廃油（有害）			☐ 7440 廃水銀等					
☐ 7770 引火性廃油（有害）			☒ 7412 PCB汚染物					
☐ 7780 引火性廃油（有害）			☐ 7421 廃石綿等					
☐ 7790 引火性廃油（有害）			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 7800 引火性廃油（有害）			☐ 7423 鋳さい（有害）					
☐ 7810 引火性廃油（有害）			☐ 7424 燃えがら（有害）					
☐ 7820 引火性廃油（有害）			☐ 7425 廃油（有害）					
☐ 7830 引火性廃油（有害）			☐ 7426 汚泥（有害）					
☐ 7840 引火性廃油（有害）			☐ 7427 廃酸（有害）					
☐ 7850 引火性廃油（有害）			☐ 7428 廃アルカリ（有害）					
☐ 7860 引火性廃油（有害）			☐ 7429 ばいじん（有害）					
☐ 7870 引火性廃油（有害）			☐ 7430 13号廃棄物（有害）					
☐ 7880 引火性廃油（有害）			☐ 7431 13号廃棄物（有害）					
☐ 7890 引火性廃油（有害）			☐ 7432 13号廃棄物（有害）					
☐ 7900 引火性廃油（有害）			☐ 7433 13号廃棄物（有害）					
☐ 7910 引火性廃油（有害）			☐ 7434 13号廃棄物（有害）					
☐ 7920 引火性廃油（有害）			☐ 7435 13号廃棄物（有害）					
☐ 7930 引火性廃油（有害）			☐ 7436 13号廃棄物（有害）					
☐ 7940 引火性廃油（有害）			☐ 7437 13号廃棄物（有害）					
☐ 7950 引火性廃油（有害）			☐ 7438 13号廃棄物（有害）					
☐ 7960 引火性廃油（有害）			☐ 7439 13号廃棄物（有害）					
☐ 7970 引火性廃油（有害）			☐ 7440 廃水銀等					
☐ 7980 引火性廃油（有害）			☒ 7412 PCB汚染物					
☐ 7990 引火性廃油（有害）			☐ 7421 廃石綿等					
☐ 8000 引火性廃油（有害）			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 8010 引火性廃油（有害）			☐ 7423 鋳さい（有害）					
☐ 8020 引火性廃油（有害）			☐ 7424 燃えがら（有害）					
☐ 8030 引火性廃油（有害）			☐ 7425 廃油（有害）					
☐ 8040 引火性廃油（有害）			☐ 7426 汚泥（有害）					
☐ 8050 引火性廃油（有害）			☐ 7427 廃酸（有害）					
☐ 8060 引火性廃油（有害）			☐ 7428 廃アルカリ（有害）					
☐ 8070 引火性廃油（有害）			☐ 7429 ばいじん（有害）					
☐ 8080 引火性廃油（有害）			☐ 7430 13号廃棄物（有害）					
☐ 8090 引火性廃油（有害）			☐ 7431 13号廃棄物（有害）					
☐ 8100 引火性廃油（有害）			☐ 7432 13号廃棄物（有害）					
☐ 8110 引火性廃油（有害）			☐ 7433 13号廃棄物（有害）					
☐ 8120 引火性廃油（有害）			☐ 7434 13号廃棄物（有害）					
☐ 8130 引火性廃油（有害）			☐ 7435 13号廃棄物（有害）					
☐ 8140 引火性廃油（有害）			☐ 7436 13号廃棄物（有害）					
☐ 8150 引火性廃油（有害）			☐ 7437 13号廃棄物（有害）					
☐ 8160 引火性廃油（有害）			☐ 7438 13号廃棄物（有害）					
☐ 8170 引火性廃油（有害）			☐ 7439 13号廃棄物（有害）					
☐ 8180 引火性廃油（有害）			☐ 7440 廃水銀等					
☐ 8190 引火性廃油（有害）			☒ 7412 PCB汚染物					
☐ 8200 引火性廃油（有害）								

産業廃棄物管理票（事業系マニフェスト）D票

(直行用)

交付年月日	2023年12月17日	交付番号	75018245164	整理番号		交付担当者	氏名 吉田 陽平
事業（排出者）	氏名又は名称 株式会社吉田機械		事業（排出事業場）	名称 株式会社吉田機械			
	住所 〒 920-2126 電話番号 石川県白山市乾町250番地			所在地 〒 920-2126 電話番号 石川県白山市乾町250番地			
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	トランス 2台	有姿	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称 低濃度PCB廃棄物		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	有害物質等	処分方法	
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	低濃度PCB	焼却	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	☐ 水銀使用製品産業廃棄物		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	☐ 水銀含有ばいじん等		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	☐ 石綿含有産業廃棄物		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等	☒ 7412 PCB汚染物	☐ 特定産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥	☐				
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)	☐				
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり 車両:						
運搬受託者	氏名又は名称 環境通信輸送株式会社		運搬先の事業場(処分事業場)	名称 日重環境株式会社			
	住所 〒 330-0844 電話番号 048-728-6601 埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目61			所在地 〒 376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々2188番4外			
処分受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社		積替又は保管	名称			
	住所 〒 376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々1668			所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境通信輸送株式会社 (運搬担当者の氏名)		(受領欄)	運搬終了年月日	2023年12月21日	有価物拾遺量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 日重環境株式会社 (処分担当者の氏名) 新城市事業所 中村賢之 971		(受領欄)	処分終了年月日	2024年1月12日	最終処分	年月日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所によっては委託契約書記載の番号)						照合確

処分業者↓排出事業者

産業廃棄物管理票（事業系マニフェスト）E票

(直行用)

交付年月日	年 月 日	交付番号	75018245164	整理番号		交付担当者	氏名 吉田 陽平
事業（排出者）	氏名又は名称 株式会社吉田機械			事業（排出事業場）	名称 株式会社吉田機械		
	住所 〒 920-2126 電話番号 石川県白山市乾町250番地				所在地 〒 920-2126 電話番号 石川県白山市乾町250番地		
産業廃棄物	☐ 種類（普通の産業廃棄物）		☒ 種類（特別管理産業廃棄物）		数量（及び単位）	☒ 荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら（有害）	トランス 2台	有袋	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油（有害）	☐ 7425 廃油（有害）	産業廃棄物の名称 低濃度PCB廃棄物		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥（有害）	有害物質等 低濃度PCB		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸（有害）	☐ 7427 廃酸（有害）	☒ 処分方法 焼却		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ（有害）	備考・通信欄		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ（有害）	☐ 7429 ばいじん（有害）	☐ 水銀使用製品産業廃棄物		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物（有害）	☐ 水銀含有ばいじん等		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	☐ 石綿含有産業廃棄物		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等	☒ 7412 PCB汚染物	☐ 特定産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥		車両			
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい（有害）					
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分場所	名称／所在地／電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 環境通信輸送株式会社			運搬先の事業場（処分事業場）	名称 日重環境株式会社		
	住所 〒 330-0844 電話番号 048-729-6601 埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目61				所在地 〒 376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々2188番4号		
処分受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社			積又は保管替え	名称		
	住所 〒 376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々1668				所在地 〒 電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境通信輸送株式会社 (運搬担当者の氏名)			(受領欄)	運搬終了年月日	2023年12月21日	数量（及び単位） 有価物拾集量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 日重環境株式会社 (処分担当者の氏名) 赤城事業所 中村賢之 971			(受領欄)	処分終了年月日	2024年1月2日	最終処分終了年月日 2024年2月23日
最終処分を行った場所	名称／所在地／電話番号 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-9507			照合確 年 月 日 年 月 日			

中間処理業者／最終処分業者↓排出事業者／中間処理業者

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 6 日

石川県知事 殿



届出者 住 所 〒920-0153 石川県金沢市宮野町10の77番地7
氏 名 株式会社田中商事 代表取締役 田中春男
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-255-3831

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社田中商事				
保管事業場の所在地	石川県金沢市宮野町10の77番地7				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	板谷 光則			電話番号	076-255-3831
保管の場所	石川県白山市相川新町631番地1（株式会社ダイセキ北陸事業所）				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	閉い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
2023-1	その他PCBを 含む油						30 缶	6,010.0 kg	低濃 度			R6.3.1	環境開発(株)	R6.3.14	
2023-1	その他PCBを 含む油						28 缶	3,810.0 kg	低濃 度			R6.3.8	環境開発(株)	R6.3.16	

①

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2024年3月8日	交付番号	26096806411	管理番号		交付担当者	氏名 杉本 圭則
事業者 (排出者)	氏名又は名称 株式会社田中商事 石川支店			事業場 (排出事業場)	名称 株式会社田中商事 宮野支店		
	住所 〒920-0209 電話番号 076-255-6086 石川県金沢市東蚊爪町ム30-1				所在地 〒920-0163 電話番号 076-255-3831 石川県金沢市宮野町10の77番地7		
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)			
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称	260m 3810kg ✓	
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等	低濃度PCB汚染物	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	処分方法	焼却	
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)			
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等				
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 混合廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥					
	☐ 1100 ゴムくず	☐ 7423 鋳さい(有害)					
中間処理業者等	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
最終処分場	☐ 帳簿記載のとおり						
	☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社			運搬先の事業場 (処分事業場)	名称 環境開発株式会社 新保処理工場		
	住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7				所在地 〒920-1345 電話番号 076-244-5115 石川県金沢市新保町ラ11		
処分受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社			積又は保管	名称		
	住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7				所在地 〒 電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社			(受領欄)	運搬終了年月日	有価物拾集量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社			(受領欄)	処分終了年月日	最終処分	
	(処分担当者の氏名) 杉本 圭則				2024年3月14日	2024年3月16日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にある環境開発株式会社の番号) 環境開発株式会社 新保処理工場 076(244)5115						

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

 複製を禁じます
類似品にご注意ください

(直行用)

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

照合確認

 年 月 日
 年 月 日
 年 月 日

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2024年3月1日	交付番号	26096814796	整理番号		交付担当者	氏名 杉合光則
事業者 (排出者)	氏名又は名称 株式会社田中商事 石川支店			名称 株式会社田中商事 宮野支店			
	住所 〒920-0209 電話番号 076-255-6086 石川県金沢市東蚊爪町ム30-1			所在地 〒920-0153 電話番号 076-255-3831 石川県金沢市宮野町10の77番地7			
産業廃棄物	☐ 種類 (普通の産業廃棄物)		☒ 種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら (有害)	30本	トタン缶	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油 (有害)	☐ 7425 廃油 (有害)			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥 (有害)	産業廃棄物の名称 低濃度PCB廃液		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸 (有害)	☐ 7427 廃酸 (有害)	有害物質等		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ (有害)	処分方法 焼却		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ (有害)	☐ 7429 ばいじん (有害)	備考・通信欄  ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物 (有害)			
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不棄物	☐ 7421 廃石棉等	☐			
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 混合廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥	☐	6010kg			
☐ 1100 ゴムくず	☐	☐ 7423 鋳さい (有害)	☐	PCB2			
中間処理業者 委託産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社			運搬先 (処分事業場)	名称 環境開発株式会社 新保処理工場		
処分受託者	住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大森町上猫下4番地7			積 又 は 保 管	所在地 〒920-1345 電話番号 076-244-5115 石川県金沢市新保町ラ11		
	氏名又は名称 環境開発株式会社				名称		
受託者の氏名	住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大森町上猫下4番地7			積 又 は 保 管	所在地 〒 電話番号		
	氏名又は名称 環境開発株式会社				名称		
受託者の氏名	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社			(受領欄)	運搬 終了年月日	数量 (及び単位)	
受託者の氏名	(運搬担当者の氏名) 加藤 浩二			(受領欄)	2024年3月1日	有価物拾集量	
	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社				処分 終了年月日	最終処分 終了年月日	
受託者の氏名	(処分担当者の氏名) 加藤 浩二			(受領欄)	2024年3月1日	2024年3月14日	
	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 金沢市新保町ラ13-1外 環境開発株式会社管理処分場 076(244)5115				照会確認 年 月 日		

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和 6 年 5 月 22 日

石川県知事

殿



届出者 7924-0011
住 所 石川県白山市横江町275
氏 名 株式会社 山岡製作所 山岡幸隆
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-275-6311

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社 山岡製作所		
保管事業場の所在地	白山市横江町275		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	山岡 幸隆	電話番号	076-275-6311
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 23-001	コンデンサ (3kg以上)	52μF	ニチコン		1968	DF	1	4.55	高			令和6年 3月25日	中間貯蔵・環境 安全事業(株)	令和6年 4月9日	

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

生産廃棄物管理票 (マニフェスト) 用紙

交付年月日	2024年3月25日	交付番号	21681096006	整理番号		交付担当者	氏名 小関 新
事業者 (排出者)	氏名又は名称 株式会社山岡製作所			名称 株式会社山岡製作所			
	住所 〒924-0011 電話番号 076-275-6311 石川県白山市横江町275番地			所在地 〒924-0011 電話番号 076-275-6311 石川県白山市横江町275番地			
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	コンテナ71台		漏れ防止型金属容器にて運搬
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称		PCB廃棄物
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	有害物質等		PCB
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	処分方法		洗浄・分離・分解
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	☐ 水銀使用製品産業廃棄物		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☒ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	☐ 水銀含有ばいじん等		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	☐ 石綿含有産業廃棄物		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等		☐ 特定産業廃棄物		
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☒ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 環境通信輸送株式会社			名称 中間貯蔵・環境安全事業(株)北海道 PCB 処理事業所			
	住所 〒730-0844 電話番号 043-729-6601 埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目8-1番地			所在地 〒050-0087 電話番号 0143-23-7007 北海道室蘭市仲町14番地7			
処分受託者	氏名又は名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社			名称			
	住所 〒105-0014 電話番号 03-5765-1911 東京都港区芝一丁目7番17号			所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 環境通信輸送(株) 小関 新			(受領欄)	2024年3月25日	数量(及び単位) 有害物質質量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) JESCO(株) 三浦 桂一			(受領欄)	2024年4月9日	最終処分 年月日	
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						
(直行用)	照合確認 年月日						

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

令和 6 年 6 月 20 日

殿



届出者 〒920-0376
住 所 石川県金沢市福増町北707番地
株式会社ITKマシナリー
氏 名 代表取締役 太田 ちづる
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-235-9123

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社ITKマシナリー宮永工場		
保管事業場の所在地	〒924-0018 白山市宮永新町378番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	076-235-9123
保管の場所	敷地内/白山市宮永新町378番地1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
① 23-001	コンデンサー (3kg以上)	30 kvar	日本コンデンサ工業	NEF-66060R	1974年3月	SQ43117	1 台	21 kg	低濃度	2024年2月28日	分析により判明	PCB濃度: 2.7mg/kg

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
① 23-001	コンデンサー (3kg以上)	30 kvar	日本コンデンサ工業	NEF-66060R	1974年3月	SQ43117	1 台	21 kg	低濃度			R6. 5. 20	群桐エコロ(株)	R6. 6. 1	PCB濃度: 2.7mg/kg

※年度跨ぎの為、②システム上は
R6.3.31で登録済み。

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2024 年 5 月 30 日	交付番号	45114172132	整理番号	-	交付担当者	氏名 前田 未	
事業(排出者)	氏名又は名称	株式会社ITKマシナリー		事業(排出事業場)	名称	株式会社ITKマシナリー 宮永工場		
	住所 〒 920-0378 電話番号 078-235-9123	石川県金沢市福増町北707		所在地 〒 924-0018 電話番号 078-235-9123	石川県白山市宮永新町378番地1			
産業廃棄物	種類	特別管理産業廃棄物		数量(及び単位)	コンデンサ : 1台			
	産業廃棄物の名称	PCB等		有害物質等	PCB			
荷姿			有姿	処分方法	焼却			
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
最終処分場所	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者(区間1)	氏名又は名称	日本海環境サービス株式会社		運搬先の事業場	名称	日本海環境サービス株式会社 環境保全グループ		
	住所 〒 930-0848 電話番号 076-444-8800	富山県富山市久方町2番54号		所在地 〒 930-0848 電話番号 076-478-5151	富山市水橋開発292番地4			
運搬受託者(区間2)	氏名又は名称	日本海環境サービス株式会社		運搬先の事業場	名称	群桐エコロ株式会社		
	住所 〒 930-0848 電話番号 076-444-8800	富山県富山市久方町2番54号		所在地 〒 970-0051 電話番号 0276-35-0500	群馬県太田市新田大町600番26及び27			
運搬受託者(区間3)	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称			
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
処分受託者	氏名又は名称	群桐エコロ株式会社		積替え又は保管	名称			
	住所 〒 370-0051 電話番号 0276-53-0500	群馬県太田市新田大町600番26		所在地 〒 電話番号				
運搬の受託(区間1)	(受託者の氏名又は名称)	前田 未		(受領欄)	運搬終了年月日	2024 年 5 月 30 日	有価物拾集量	数量(及び単位)
運搬の受託(区間2)	(受託者の氏名又は名称)	前田 未		(受領欄)	運搬終了年月日	2024 年 5 月 31 日	有価物拾集量	数量(及び単位)
運搬の受託(区間3)	(受託者の氏名又は名称)			(受領欄)	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称)	群桐エコロ (株) 後藤 雅子		(受領欄)	処分終了年月日	2024 年 5 月 31 日	最終処分終了年月日	2024 年 6 月 1 日
最終処分を行った場所	群桐エコロ株式会社							
備考・通信欄	TEL (0276)55-0500 FAX (0276)55-0501							
積替用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会							

照合確認

年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日

複製を禁じます
類似品にご注意ください

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿

令和 6 年 8 月 2 日



届出者 〒924-0004
住 所 白山市旭丘1-1
氏 名 株式会社馬場鐵工所
代表取締役 馬場 比世司
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-275-3155

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社馬場鐵工所 本社		
保管事業場の所在地	白山市旭丘1-1 (〒924-0004)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	076-275-3155
保管の場所	敷地内/白山市旭丘1-1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 23-001	変圧器（トランス）	40 KVA	三菱電機	SF	1987年	H180080		1 台	185 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示無	分別	なし		PCB濃度： 2.0mg/kg
② 23-002	変圧器（トランス）	110 KVA	三菱電機	SF-T	1986年	BE8036005		1 台	445 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示無	分別	なし		PCB濃度： 0.92mg/kg

③	23-003	変圧器 (トランス)	110 KVA	三菱電機	SF-T	1986年	BE8036004	1	台	445	kg	低濃度	なし	囲い有、揭示無	分別	なし	PCB濃度: 0.94mg/kg
④	23-004	変圧器 (トランス)	300 KVA	三菱電機	RA-T	1982年	D240081K	1	台	800	kg	低濃度	なし	囲い有、揭示無	分別	なし	PCB濃度: 32mg/kg
⑤	23-005	変圧器 (トランス)	150 KVA	高岳製作所		1986年	85001357	1	台	565	kg	低濃度	なし	囲い有、揭示無	分別	なし	PCB濃度: 26mg/kg
⑥	23-006	変圧器 (トランス)	50 KVA	三菱電機	S F	1985年	G184325	1	台	180	kg	低濃度	なし	囲い有、揭示無	分別	なし	PCB濃度: 36mg/kg
⑦	23-007	変圧器 (トランス)	152 KVA	北斗電気	T-3	1973年9月	8952	1	台	820	kg	低濃度	なし	囲い有、揭示無	分別	なし	PCB濃度: 13mg/kg
⑧	23-008	コンデンサー (3kg以上)	0.3μFKJ	松下電器	NH-A	1973年8月	3711275	1	台	17	kg	低濃度	なし	囲い有、揭示無	分別	なし	PCB濃度: 1.3mg/kg

(日本工業規格 A列4番)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
①	23-001 変圧器 (トランス)	40 KVA	三菱電機	SF	1987年	H180080	1 台	185 kg	低濃度	R5.9.14	分析により判明	PCB濃度: 2.0 mg/kg
②	23-002 変圧器 (トランス)	110 KVA	三菱電機	SF-T	1986年	BE8036005	1 台	445 kg	低濃度	R5.9.14	分析により判明	PCB濃度: 0.92 mg/kg
③	23-003 変圧器 (トランス)	110 KVA	三菱電機	SF-T	1986年	BE8036004	1 台	445 kg	低濃度	R5.9.14	分析により判明	PCB濃度: 0.94 mg/kg
④	23-004 変圧器 (トランス)	300 KVA	三菱電機	RA-T	1982年	D240081K	1 台	800 kg	低濃度	R5.9.14	分析により判明	PCB濃度: 32mg/kg
⑤	23-005 変圧器 (トランス)	150 KVA	高岳製作所		1986年	85001357	1 台	565 kg	低濃度	R5.9.14	分析により判明	PCB濃度: 26mg/kg
⑥	23-006 変圧器 (トランス)	50 KVA	三菱電機	SF	1985年	G184325	1 台	180 kg	低濃度	R5.9.14	分析により判明	PCB濃度: 36mg/kg
⑦	23-007 変圧器 (トランス)	152 KVA	北斗電気	T-3	1973年9月	8952	1 台	820 kg	低濃度	R5.9.14	分析により判明	PCB濃度: 13mg/kg
⑧	23-008 コンデンサー (3kg以上)	0.3μF×3	松下電器	NH-A	1973年8月	3711275	1 台	17 kg	低濃度	R5.9.14	分析により判明	PCB濃度: 1.3 mg/kg

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 23-001	変圧器 (トランス)	40 KVA	三菱電機	SF	1987年	H180080	1 台	185 kg	低濃度			R6. 5. 20	群桐エコロ (株)	R6. 6. 5	PCB濃度 : 2.0mg/kg
② 23-002	変圧器 (トランス)	110 KVA	三菱電機	SF-T	1986年	BE8036005	1 台	445 kg	低濃度			R6. 5. 20	"	R6. 6. 11	PCB濃度 : 0.92mg/kg
③ 23-003	変圧器 (トランス)	110 KVA	三菱電機	SF-T	1986年	BE8036004	1 台	445 kg	低濃度			R6. 5. 20	"	R6. 6. 11	PCB濃度 : 0.94mg/kg
④ 23-004	変圧器 (トランス)	300 KVA	三菱電機	RA-T	1982年	D240081K	1 台	800 kg	低濃度			R6. 5. 20	"	R6. 6. 11	PCB濃度 : 32mg/kg
⑤ 23-005	変圧器 (トランス)	150 KVA	高岳製作所		1986年	85001357	1 台	565 kg	低濃度			R6. 5. 20	"	R6. 6. 11	PCB濃度 : 26mg/kg
⑥ 23-006	変圧器 (トランス)	50 KVA	三菱電機	SF	1985年	G184325	1 台	180 kg	低濃度			R6. 5. 20	"	R6. 6. 5	PCB濃度 : 36mg/kg
⑦ 23-007	変圧器 (トランス)	152 KVA	北斗電気	T-3	1973年9月	8952	1 台	820 kg	低濃度			R6. 5. 20	"	R6. 6. 11	PCB濃度 : 13mg/kg
⑧ 23-008	コンデンサー (3kg以上)	0.3μF×3	松下電器	NH-A	1973年8月	3711275	1 台	17 kg	低濃度			R6. 5. 20	"	R6. 6. 11	PCB濃度 : 1.3mg/kg

※年度跨ぎの為、⑨システム上は
R6.3.31で登録済。

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2024 年 5 月 20 日	交付番号	45114172110	整理番号		交付担当者	氏名 馬場 昌宏
事業者 (排出者)	氏名又は名称 株式会社 馬場鐵工所			業種 製造業	名称 株式会社馬場鐵工所		
	住所 〒 824-0004 電話番号 078-275-8155 石川県白山市旭丘1-1				所在地 〒 824-0004 電話番号 078-275-8155 石川県白山市旭丘1-1		
産業廃棄物	種類 特別管理産業廃棄物			数量(及び単位) 変圧器 5台 コンデンサ 11台		荷姿 有姿	
	産業廃棄物の名称 PCB等			有害物質等 PCB		処分方法 焼却	
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者 (区間1)	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社			運搬先の 事業場 ☐ 処分施設 ☒ 積置場等	名称 日本海環境サービス株式会社 環境保全グループ		
	住所 〒 930-0848 電話番号 076-444-6900 富山県富山市久方町2番54号				所在地 〒 930-0848 電話番号 076-444-6900 富山県富山市水橋開発292番地4		
運搬受託者 (区間2)	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社			運搬先の 事業場 ☐ 処分施設 ☒ 積置場等	名称 群桐エココ株式会社		
	住所 〒 930-0848 電話番号 076-444-6900 富山県富山市久方町2番54号				所在地 〒 970-0051 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町800番26及び27		
運搬受託者 (区間3)	氏名又は名称			運搬先の 事業場 ☐ 処分施設 ☐ 積置場等	名称		
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称 群桐エココ株式会社			積置先 又は保管	名称		
	住所 〒 970-0051 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町800番26				所在地 〒 電話番号		
運搬の受託 (区間1)	(受託者の氏名又は名称) 日本海環境サービス株式会社 (運搬担当者の氏名)			(受領欄) 松田	2024 年 5 月 20 日	数量(及び単位)	
運搬の受託 (区間2)	(受託者の氏名又は名称) 日本海環境サービス株式会社 (運搬担当者の氏名)			(受領欄) 松田	2024 年 5 月 20 日	数量(及び単位)	
運搬の受託 (区間3)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			(受領欄)	2024 年 5 月 20 日	数量(及び単位)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 群桐エココ株式会社 (処分担当者の氏名)			(受領欄) 後藤 雅子	2024 年 6 月 10 日	数量(及び単位)	
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 群桐エココ株式会社 〒 970-0051 群馬県太田市新田大町800番26 TEL (0276)55-0500 FAX (0276)55-0501			最終処分 2024 年 6 月 11 日			
備考・通信欄							
積替用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

照合 確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 巨票

交付年月日	2024 年 5 月 20 日	交付番号	45114172121	整理番号		交付担当者 氏名	馬場 昌宏
事業者 (排出者)	氏名又は名称 株式会社 馬場鐵工所			事業場 (排出事業場)	名称 株式会社 馬場鐵工所		
	住所 〒 824-0004 電話番号 076-275-3155 石川県白山市旭丘1-1				所在地 〒 824-0004 電話番号 076-275-3155 石川県白山市旭丘1-1		
産業廃棄物	種類 特別管理産業廃棄物			数量(及び単位) 実圧縮: 2台		荷姿 有姿	
	産業廃棄物の名称 PCB等			有害物質等 PCB		処分方法 焼却	
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者 (区間1)	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社			運搬先の 事業場 ☐ 処分施設 ☒ 積替保管	名称 日本海環境サービス株式会社 環境保全グループ		
	住所 〒 930-0840 電話番号 076-444-8800 富山県富山市久万町2番54号				所在地 〒 930-0840 電話番号 076-478-3151 富山市水橋開発292番地4		
運搬受託者 (区間2)	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社			事業場 ☒ 処分施設 ☐ 積替保管	名称 群綱工コロ株式会社		
	住所 〒 930-0840 電話番号 076-444-8800 富山県富山市久万町2番54号				所在地 〒 370-0051 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町600番26及び27		
運搬受託者 (区間3)	氏名又は名称			事業場 ☐ 処分施設 ☐ 積替保管	名称		
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称 群綱工コロ株式会社			積替え 又は保管	名称		
	住所 〒 370-0051 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町600番26				所在地 〒 電話番号		
運搬の受託 (区間1)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 堀江孝志 氏 柏靖仁			(受領欄)	搬入年月日	2024 年 5 月 20 日	数量(及び単位)
運搬の受託 (区間2)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 日本海環境サービス株式会社			(受領欄)	搬入年月日	2024 年 5 月 9 日	数量(及び単位)
運搬の受託 (区間3)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			(受領欄)	搬入年月日	年 月 日	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) 群綱工コロ株式会社 高柳 晴香			(受領欄)	処分年月日	2024 年 6 月 4 日	最終処分 年月日 2024 年 6 月 5 日
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 群馬県太田市新田大町600番26 群綱工コロ株式会社 TEL (0276) 55-0500						
備考・通信欄							
積替用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

照合 確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

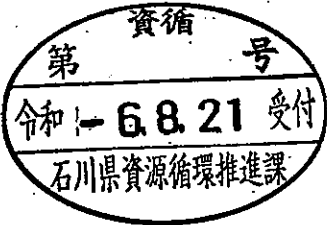
複製を禁じます
類似品にご注意ください

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 8 月 21 日

石川県知事

殿



届出者 住 所 石川県白山市鶴来日吉町ハ11
氏 名 改瀬 文子
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-272-3041

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	(旧) 改瀬工業		
保管事業場の所在地	石川県白山市鶴来日吉町口58-1 (〒920-2112)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	改瀬文子	電話番号	076-272-3041
保管の場所	同上		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 05-001	コンデンサー (3kg以上)	3.5 KVA					R6.7	1 台	4.2 kg	高濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし	R6.7搬出	
② 05-002	コンデンサー (3kg以上)	5 KVA					R6.7	1 台	5.2 kg	高濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし	R6.7搬出	
05-003	その他 (ウエズ等)						R6.7	1 個	1.9 kg	高濃度	ペール缶	囲い有、揭示有	分別	なし	R6.7搬出	

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
05-001	コンデンサー (3kg以上)	3.5 KVA					1 台	4.2 kg	高濃度	R6.1	新規発見	
05-002	コンデンサー (3kg以上)	5 KVA					1 台	5.2 kg	高濃度	R6.1	新規発見	
05-003	その他 (WIKERO)						1 個	1.9 kg	高濃度	R6.1	新規発見	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	

展



届出者 住所
氏名
電話番

〒929-0217 令和 6 年 6 月 19 日
石川県白山市湊町レ48番9
昭和精工株式会社
代表取締役 山田 律郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
076-278-2388

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	昭和精工株式会社			機械工場	
所在事業場の所在地	白山市湊町 48-9				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	関戸和久			電話番号	076-278-2328
所在の場所	機械工場 電気室				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
④8 31-1-D10 キ	トランス	50kVA	北陸電力製造	QK	S 48.8	ser. NO 257575	未定	使用中	1	282kg	低濃度	1.3mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	昭和精工株式会社			鋳造工場
所在事業場の所在地	白山市湊町 237-166			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	亘地 敬		電話番号	076-278-3271
所在の場所	鋳造工場 電気室			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
53	31-3-002 トランス	1560 kVA	富士電機		1992年	Ser No 018406	F5 根		1台		低濃度	電気炉内 使用中

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

[illegible]

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

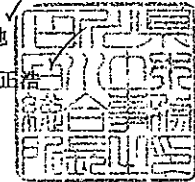
石川県知事

殿

令和 6 年 6 月 28 日



届出者 住所 〒920-2113 石川県白山市八幡町イ20番地
氏名 石川県石川土木総合事務所 所長 西道 正浩
電話番号 076-272-1188



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川土木総合事務所
保管事業場の所在地	〒920-2113 石川県白山市八幡町イ20番地
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	庶務課長 加藤 修（資格取得予定）
電話番号	076-272-1188
保管の場所	④9-001～④9-003、⑤0-001、⑤0-003、⑤-001、⑤-002：〒924-0055 石川県白山市北島町地内 ⑤0-002、②-001、⑤-003：〒920-2501石川県白山市白峰ハ88番地

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	開い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
④	④9-001 変圧器（トランス）	400 KVA	東京芝浦電気株式会社	不明	S55 (1980)			1 台	1440.0 kg	低濃度	なし	開い有、 標示有	分別	なし		濃度0.7ppm
⑤	④9-002 その他（油入遮断器）	400 A	別川製作所	BD-6FT	S55.10 (1980)			1 台	92.0 kg	低濃度	なし	開い有、 標示有	分別	なし		濃度0.8ppm
⑥	④9-003 その他（プラスチック容器）	250×250×250mm			不明			2 個	0.8 kg	不明	プラスチック容器	開い有、 標示有	分別	なし		
⑦	⑤0-001 PCB汚染物（橋梁の塗料）	ドラム缶			不明			6 缶	120.0 kg	低濃度	ドラム缶	開い有、 標示無	分別	なし		
⑧	⑤0-002 PCB汚染物（橋梁の塗料）	ドラム缶			不明			3 缶	80.0 kg	低濃度	ドラム缶	開い有、 標示無	分別	なし		
⑨	⑤0-003 PCB汚染物（橋梁の塗料）	ドラム缶			不明			13 缶	260.0 kg	低濃度	ドラム缶	開い有、 標示無	分別	なし		
⑩	②-001 PCB汚染物（橋梁の塗料）	ペール缶			不明			3 缶	12.9 kg	低濃度	ペール缶	開い有、 標示無	分別	なし		
⑪	⑤-001 PCB汚染物（橋梁の塗料）	ドラム缶			不明			14 缶	1547.4 kg	低濃度	ドラム缶	開い有、 標示無	分別	なし		
⑫	⑤-002 PCB汚染物（橋梁の塗料）	ドラム缶			不明			34 缶	3201.0 kg	低濃度	ドラム缶	開い有、 標示無	分別	なし		
⑬	⑤-003 PCB汚染物（橋梁の塗料）	ドラム缶			不明			22 缶	1800.2 kg	低濃度	ドラム缶	開い有、 標示無	分別	なし		

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
⑪	⑤-001	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明	14	缶 1,547.4 kg	低濃度	R5.7.31	他の事業場から移動	美川大橋 北島踏線橋
⑬	⑤-003	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明	22	缶 1,800.2 kg	低濃度	R5.11.28	他の事業場から移動	白峰大橋 白峰車庫
⑫	⑤-002	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明	34	缶 3,201.0 kg	低濃度	R6.1.31	他の事業場から移動	美川大橋 北島踏線橋

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
							缶	kg					
							缶	kg					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

令和6年4月18日

殿



電話番号 076-273-1171 ✓

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社 小堀酒造店		
保管事業場の所在地	石川県白山市鶴来本町 1 丁目ワ47		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	杜氏兼製造部長 上源英樹	電話番号	076-273-1171
保管の場所	該当なし		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社小堀酒造店		
所在事業場の所在地	石川県白山市鶴来本町1丁目ワ47		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	杜氏兼製造部長 上源英樹	電話番号	076-273-1171
所在の場所	株式会社 小堀酒造店 電気室内		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
① 1	変圧器 (トランス)	1φ50 KVA	東芝	PS6-60P 50K11	1971年6月		未定	登録なし 見積り確認中	1 台	267.0 kg	低濃度	2018年11月に PCB含有分析検査で届出の該 当が判明 (92mg/kg)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
該当なし												

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 7 月 25 日

石川県知事

殿



届出者

住 所 石川県金沢市広岡3丁目1-1金沢パークビル

氏 名 北陸鉄道株式会社 代表取締役社長 宮岸 武司
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-204-9150

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 4 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸鉄道株式会社 鉄道部 車両工場		
保管事業場の所在地	石川県白山市鶴来大国町二の部13番		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	係長 足立 匠	電話番号	076-204-9605
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
⑫ 3-002	蛍光灯用安定器	不明	東芝	FRH-2-40112B	不明	不明	1 台	2.0 kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	
⑬ 3-003	蛍光灯用安定器	不明	日立	41-RHC-26	不明	不明	23 台	43.7 kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	
⑭ 3-004	蛍光灯用安定器	不明	日立	21-RH	不明	不明	2 台	3.4 kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	
⑮ 3-005	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	3 台	8.0 kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	
⑯ 3-006	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	2 台	2.0 kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	
⑰ 3-007	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	2 台	1.6 kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	

18

19

20

21

22

3-008	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	2	台	14.7	kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	
3-009	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	8	台	7.2	kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	
3-010	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	2	台	0.7	kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	
3-011	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	1	台	0.4	kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	
3-012	コンデンサー(3kg未満)	不明	不明	不明	不明	不明	10	台	0.6	kg	高濃度			R5. 7. 10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R5. 9. 3	

· (第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



マニフェスト番号	15238212284	登録の状態	確定情報	引渡し日	2023/07/10	引渡し担当者	足立 匠
		連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸鉄道株式会社			名称 北陸鉄道株式会社 鉄道部			
	住所 〒 920-8508 石川県金沢市割出町556番地			所在地 〒 920-2133 石川県白山市鶴来大国町二の部13番			
	電話番号 076-237-8111 加入者番号 1012804			電話番号 076-272-2221			
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物)			数量 1,000 個・台		確定数量 1,000 個・台	
	有害物質			荷姿 1ドラム缶		数量の確定者 排出事業者	
	放射性物質対象外						
	廃棄物の名称 安定器等						
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 環境通信輸送株式会社			名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所			
	住所 〒 330-0844 埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目61番地			所在地 〒 050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7			
	電話番号 048-729-6601 加入者番号 2000780 許可番号 000632			電話番号 0143-22-3111			
	荷姿:ドラム缶			運搬方法	車両	車両番号(排出)	
備考					運搬量 1,000 個・台	運搬担当者 堀沢 元彦	
					有価物拾集量	運搬終了日 2023/07/13	
					車両番号(収集運搬)	長野100か6232	
処分業者	氏名又は名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社			名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所			
	住所 〒 105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館4F			所在地 〒 050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7			
	電話番号 03-5765-1911 加入者番号 3010068 許可番号 114381			電話番号 0143-22-3111 処分方法		分解	
				報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日 2023/09/03	廃棄物受領日
						処分担当者 松本 修	
						受入量 104.580 kg	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 059-1371 北海道苫小牧市弁天504番17(株式会社マテック[0145-26-8800]) / 〒 059-1363 北海道苫小牧市字静川2番2、3、5番4、6、11、23番5 〒 059-1743 勇払郡厚真町字共和124番2、126番3、4、136番5(株式会社C&R[0144-56-4040]) / 〒 039-1161 青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番145 他(八戸製錬株式会社[0178-28-2181]) 他 2 件					最終処分終了日 2023/10/31	
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6年 6月 7日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者

住 所 富山市牛島町 15番1号

氏 名 北陸電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター				
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト 1 1 9 - 4 - 4				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	076-405-0150
保管の場所	事業所の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
88 36-002	その他(コンデンサ) → その他(コンデンサー)						R7.3	1 缶	3.4kg	高濃度	ステンレス 容器	囲い有、 掲示有	分別	なし	JESCOと協議中	屋内で保管 内容物0.4kg+ 容器3kg

36-002-01	コンデンサー (3kg未満)	0.4 μ F	NTK	OIL COND	1971	—	R7.3	1台		高濃度	ステン 容器	囲い有, 掲示有	分別	なし	JESCOと協議中	36-002に保管 重量0.2kg
36-002-02	コンデンサー (3kg未満)	0.4 μ F	NTK	OIL COND	1972	—	R7.3	1台		高濃度	ステン 容器	囲い有, 掲示有	分別	なし	JESCOと協議中	36-002に保管 重量0.2kg

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
36-002	~~その他~~ その他(コンデンサー) ~~(コンデンサー)~~						1 缶	3.4kg	高濃度	R6. 6. 4	新たに保管	屋内で保管 内容物0.4kg+容器3kg
36-002-01	コンデンサー (3kg未満)	0.4μF	NTK	OIL COND	1971	—	1 台		高濃度	R6. 6. 4	新たに保管	36-002に保管 重量0.2kg
36-002-02	コンデンサー (3kg未満)	0.4μF	NTK	OIL COND	1972	—	1 台		高濃度	R6. 6. 4	新たに保管	36-002に保管 重量0.2kg

[illegible][illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター		
所在事業場の所在地	石川県白山市吉野ト 1 1 9 - 4 - 4		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	076-405-0150
所在の場所	事業所の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事 馳 浩 殿

令和 6年 6月27日



届出者 〒930-8686
住 所 富山市牛島町 15-1
氏 名 北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	076-405-0150
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 質量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
21	20-001	その他PCBを含む廃水						1 缶	90 kg	不明	ステンレスドラム缶 (200L)	囲い有、揭示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
24	21-003	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1 缶	39.6 kg	不明	ステンレスドラム缶 (200L)	囲い有、揭示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg

61	25-001	その他 (ドラム缶)						1	缶	15.0	kg	不明	ステンレス ドラム缶 (100L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器15kg
62	25-002	その他 (ドラム缶)						1	缶	15.0	kg	不明	ステンレス ドラム缶 (100L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器15kg
63	25-005	ウエス						1	缶	33.2	kg	不明	ステンレス ドラム缶 (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg
82	33-001	ウエス						1	缶	64.2	kg	不明	ステンレス ドラム缶 (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg
83	33-008	その他 (塗膜くず)						1	缶	38.7	kg	不明	ステンレス ドラム缶 (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度不明 内容物8.7kg(33-001)より 8.7kg移管 容器30kg
87	34-002	ウエス						1	缶	51.8	kg	不明	ステンレス ドラム缶 (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg
91	35-001	ウエス						1	缶	48.7	kg	不明	ステンレス ドラム缶 (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度不明 内容物18.7kg+容器30kg

(日本工業規格 A列4番)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
24 21-003- 51	✓その他PCBを含む 油 (コンタミ油)							1.9 kg	不明	R5.5.19	新たに保管	✓PCB濃度不明 21-003に1.9kg(2.2L)搬入
87 34-002- 51	✓ウエス							11.9 kg	不明	R5.4.25	新たに保管	✓PCB濃度不明 34-002に11.9kg搬入
91 35-001	✓ウエス						1 缶	48.7 kg	不明	R5.7.12	新たに保管	✓PCB濃度不明 内容物18.7kg+容器30kg

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター				
所在事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の 管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	076-405-0150
所在の場所					

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

20-001

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	076-405-0150
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

[illegible]

合計 90.0 kg

24 2 84 21-003

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター				
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	076-405-0150
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
21-003	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
21-003-01	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							32.4 kg	不明		2018年度末 内容物 PCB濃度不明 21-003に保管 36L
21-003-11	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							14.3 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 21-003に保管 15.85L
21-003-21	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							4.4 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 21-003に保管 4.9L
21-003-31	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							3.4 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 21-003に保管 3.8L
21-003-32	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							-54.0 kg	不明	処分のため移動	PCB濃度8.8mg/kg 2021年度処分 60L
21-003-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							7.2 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 21-003に保管 7.9L
21-003-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1.9 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 21-003に保管 2.2L

合計 39.6 kg

25-001 ✓

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター ✓		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫 ✓	電話番号	076-405-0150 ✓
保管の場所	事業場の所在地と同じ ✓		

[illegible]

合計 15.0 kg

(62) 25-002 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	076-405-0150
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

[illegible]

合計 15.0 kg

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター ✓		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫 ✓	電話番号	076-405-0150 ✓
保管の場所	事業場の所在地と同じ ✓		

[illegible]

合計 33.2 kg ✓

⑧② & ⑧⑥ 33-001

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	076-405-0150
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

[illegible]

合計 64.2 kg

33-008

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター ✓		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫 ✓	電話番号	076-405-0150 ✓
保管の場所	事業場の所在地と同じ ✓		

[illegible]

合計 - 38.7 kg

⑧7 34-002 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	076-405-0150
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

[illegible]

合計 51.8 kg

91

35-001

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター				
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	076-405-0150
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数) kg			
35-001	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空)
35-001	ウエス							18.7 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 35-001に保管

合計 48.7 kg

R5 年度 P C B 機器保管状況

事業所名 手取水力センター

届出番号	35	001	手電 118	容器の性状	ステンレス容器		
保管場所	手取水力センター			油量 (L)	0L	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	微量 PCB 汚染物 (ウエス等)						
